

令和8年習志野市教育委員会第3回定例会

日時: 令和8年3月25日(水)15時00分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和8年度の副教材(テスト・ワーク・ドリル)について	(教育総務課・指導課) 1
(2) 令和8年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について	(学務課) 2
(3) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	(学務課) 3
(4) 令和7年度新体力テストの結果について	(保健体育安全課) 4
※(5) 臨時代理の報告について (習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について)	(教育総務課) 17
※(6) 臨時代理の報告について (習志野市立小学校・中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について)	(学務課) 18
※(7) 臨時代理の報告について (習志野市立習志野高等学校の校長及び教頭の任免について)	(学務課) 19
※(8) 臨時代理の報告について (習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市教育委員会5級の指導主事及び管理主事(幼稚園に係る者)の任免について)	(学務課) 20
3 議決事項	
議案第6号 習志野市教育委員会の所管に係る習志野市附属機関設置条例施行規則の制定について	(教育総務課) 5
議案第7号 習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について	(教育総務課) 6
議案第8号 習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について	(保健体育安全課) 7
議案第9号 習志野市教育振興基本計画の策定について	(教育総務課) 8
議案第10号 令和8年度習志野市教育行政方針の策定について	(教育総務課) 9
議案第11号 習志野市第3次学校施設再生計画の策定について	(教育総務課) 10
議案第12号 習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について	(学務課) 11
議案第13号 第2次習志野市文化振興計画の策定について	(社会教育課) 12
議案第14号 第2次習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について	(社会教育課) 13
議案第15号 生涯学習施設改修整備計画【令和7(2025)年度改訂】の策定について	(社会教育課) 14
議案第16号 習志野市スポーツ推進計画の策定について	(生涯スポーツ課) 15
※議案第17号 習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	(教育総務課) 21
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和8年4月22日(水)午後3時00分	16

5 その他

※は非公開の見込み

報告事項(1)

令和8年度の副教材(テスト・ワーク・ドリル)について

令和8年度の副教材(テスト・ワーク・ドリル)について、別紙のとおり報告する。

令和8年3月25日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和8年度の副教材(テスト・ワーク・ドリル)について



令和8年3月25日(水) 令和8年習志野市教育委員会第3回定例会
教育総務課・指導課

令和8年度 一部、従来のテスト・ワーク・ドリルを併用しながら

- 「副教材在り方検討委員会」及び「作業部会」を設置し、
- ①学力向上のために従来のテスト・ワーク・ドリルが必要なのか協議を行う。
 - ②AI型教材以外に必要な対応について協議を行う(協議後、必要な対応を講じる)。

令和9年度 「個別最適な学び」の充実

AI型教材の対象となっている学年・教科についてはAI型教材への移行を目指す。

令和8年度（小学校）

学年	副教材
1・2年	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の漢字ドリル ・従来の国語・算数のテスト ・AI型教材を使った漢字・計算ドリル ・必要に応じて、学校独自のテスト
3年	<ul style="list-style-type: none"> ・AI型教材を使った漢字・計算ドリル ・従来の国語・算数・理科・社会のテスト ・必要に応じて、市で作成した社会のテスト ・必要に応じて、学校独自のテスト
4・5年	<ul style="list-style-type: none"> ・AI型教材を使った漢字・計算ドリル ・AI型教材を使った国語・算数・理科・社会のテスト ・必要に応じて、市で作成した社会のテスト ・必要に応じて、学校独自のテスト
6年	<ul style="list-style-type: none"> ・AI型教材を使った漢字・計算ドリル ・AI型教材を使った国語・算数・理科・社会のテスト ・必要に応じて、学校独自のテスト

3

令和8年度（中学校）

学年	副教材
1・2年	<ul style="list-style-type: none"> ・AI型教材を使った国語・数学・英語・理科・社会のドリル・ワーク・テスト ・従来の国語・数学・英語・理科のワーク ・学校独自のテスト
3年	<ul style="list-style-type: none"> ・AI型教材を使った国語・数学・英語・理科・社会のドリル・ワーク・テスト ・従来の国語・数学・英語・理科のワーク ・学校独自のテスト ・従来の受験対策テスト(問題集)

4

報告事項(2)

令和8年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について

令和8年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について、別紙のとおり報告する。

令和8年3月25日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和8年度習志野市立習志野高等学校の入試状況について

(R8.3.3 現在)

1 一般入学者選抜

志願確定倍率（2月12日）

	定員 (人)	志願者			志願者 確定 倍率 (倍)	合格者（3月3日発表）		
		合計 (人)	市内生 (内数:人)	市内生割合 (%)		合計 (人)	市内生 (内数:人)	市内生割合 (%)
普通科	240	241	57	23.7	1.00	240	56	23.3
商業科	80	93	8	8.6	1.16	80	7	8.8
全体	320	334	65	19.5	1.04	320	63	19.7

※千葉県における公立全日制課程の志願確定倍率：1.11倍（令和7年度選抜：1.14倍）

2 志願確定倍率推移（平成31年度～令和8年度）（単位：倍）

	前期		後期	
	普通科	商業科	普通科	商業科
平成31年度	1.83	1.77	1.21	1.63
令和2年度	1.70	1.77	1.14	2.00
令和3年度	1.11	1.33		
令和4年度	1.27	1.38		
令和5年度	1.10	1.25		
令和6年度	1.22	1.51		
令和7年度	1.05	1.11		
令和8年度	1.00	1.16		

令和3年度入試より、「一般入学者選抜」は、1回の実施となっている。

3 市内生の状況（平成31年度～令和8年度）

（単位：人）

	普通科			商業科			全体 市内生割合 (%)
	受検者数	合格者数	市内生割合 (%)	受検者数	合格者数	市内生割合 (%)	
平成31年度	81	60	25.0	4	4	5.0	20.0
令和2年度	74	62	25.8	14	8	10.0	21.8
令和3年度	59	57	23.8	6	5	6.3	19.4
令和4年度	64	53	22.1	11	9	11.3	19.4
令和5年度	63	57	23.8	9	7	8.8	20.0
令和6年度	65	57	23.8	10	6	7.5	19.9
令和7年度	58	53	22.1	6	6	7.5	18.4
令和8年度	57	56	23.3	8	7	8.8	19.7

報告事項(3)

専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項により損害賠償の額の決定及び和解について市長が専決処分し、同条第2条に基づいて議会に報告されたことから、別紙のとおり報告する。

令和8年3月25日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

損害賠償の額の決定及び和解について

窓の落下による物損事故

1	事件の概要	令和7年12月8日、習志野市大久保2丁目12番1号（大久保東小学校）において、児童が窓を閉めようとした際に、窓が窓枠から外れて落下し、駐車中の相手方車両を損傷した物損事故
	損害賠償額	86万2,818円
	相手方	個人
	和解の条件等	市は相手方に対し、修理費として86万2,818円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
	専決処分日	令和8年3月16日
2	事件の概要	令和7年12月8日、習志野市大久保2丁目12番1号（大久保東小学校）において、児童が窓を閉めようとした際に窓が窓枠から外れて落下し、駐車中の車両に当たり当該車両を損傷した。この時、当該車両から飛散したガラス片が、相手方車両を損傷した物損事故
	損害賠償額	50万9,751円
	相手方	個人
	和解の条件等	市は相手方に対し、修理費等として50万9,751円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
	専決処分日	令和8年3月16日

除草作業における物損事故

3	事件の概要	令和7年12月10日、習志野市藤崎4丁目12番1号（藤崎小学校北側道路）において、本市職員が、除草作業中に草刈機で石をはじき、付近を走行中の相手方車両を損傷した物損事故
	損害賠償額	31万5,183円
	相手方	個人
	和解の条件等	市は相手方に対し、修理費等として31万5,183円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
	専決処分日	令和8年3月16日

報告事項(4)

令和7年度新体カテストの結果について

令和7年度の新体カテストの結果について、別紙のとおり報告する。

令和8年3月25日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和7年度 千葉県体力・運動能力調査の結果について

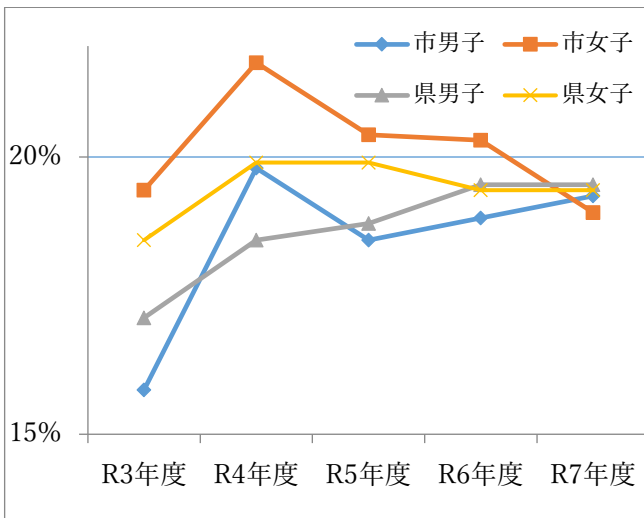
1. 千葉県運動能力証交付者数の推移

【表1 過去5年間の運動能力証交付者数の推移（括弧内は交付率）と令和7年度県の交付率】

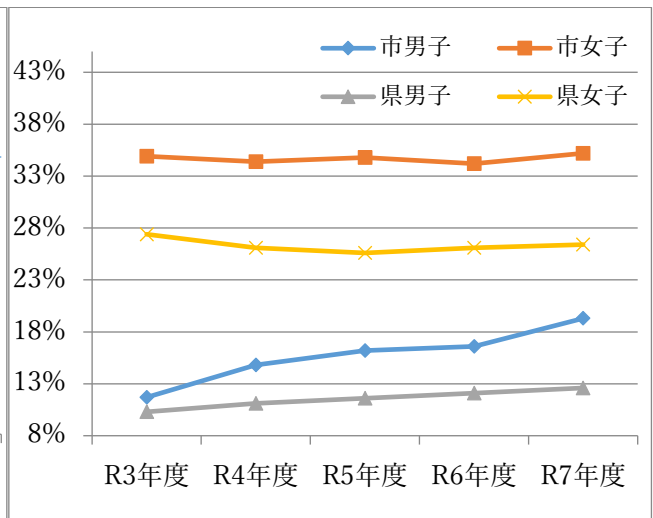
区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	【県R7】
小学校男子	238 (15.8%)	305 (19.8%)	299 (18.5%)	293 (18.9%)	294 (19.3%)	19.2%
小学校女子	288 (19.4%)	322 (21.7%)	299 (20.4%)	294 (20.3%)	284 (19.0%)	19.1%
中学校男子	240 (11.7%)	315 (14.8%)	338 (16.2%)	351 (16.6%)	367 (17.4%)	12.6%
中学校女子	703 (34.9%)	683 (34.4%)	689 (34.8%)	675 (34.2%)	690 (35.2%)	26.4%

※「運動能力証」は、新体力テスト「A判定」の児童生徒に県が交付（対象は小学校5年生・6年生と中学生）

【グラフ1 小学校運動能力証交付率の推移】



【グラフ2 中学校運動能力証交付率の推移】



- ① 運動能力証の交付率は、令和7年度において小学校男子19.3%、中学校男子17.4%、中学校女子35.2%となり、いずれも県の値を上回っている。小学校男子は県19.2%を0.1ポイント、中学校男子は12.6%を4.8ポイント、中学校女子は26.4%を8.8ポイント上回った。一方、小学校女子は19.0%で、県19.1%を0.1ポイント下回る結果となった。
- ② 経年比較では、昨年度と比べて小学校女子（20.3%→19.0%）および中学校女子（34.2%→35.2% ※微増ではあるが横ばい傾向）に大きな伸びは見られなかったものの、小学校男子（18.9%→19.3%）および中学校男子（16.6%→17.4%）は向上した。特に中学校男子は令和3年度以降、11.7%→14.8%→16.2%→16.6%→17.4%と着実に伸びており、上昇傾向が続いている。

【考察】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による体力低下からの回復傾向は、今年度も継続して見られる。特に中学校男子は年々着実に伸び、県平均を大きく上回るとともに、令和元年度（感染症拡大前）の水準を上回るなど、改善傾向が明確である。中学校女子も高い水準を維持しており、日常の体育授業や部活動等の取り組みの成果が表れていると考えられる。
一方で、小学校女子は県平均をわずかに下回り、昨年度より低下が見られた。小学校男子は県平均を上回ったものの伸びは小さく、小学校段階における運動習慣の定着が引き続き課題である。発達段階に応じた多様な運動経験を確保し、楽しさや達成感を味わえる環境づくりが重要である。
- ② 新体力テストおよび運動習慣調査の結果を踏まえ、教職員間で成果と課題を共有し、学年や性別の実態に応じた計画的な取り組みを進める必要がある。児童生徒が目標を持ち、自身の伸びを実感できる指導を通して、運動の「量」と「質」の両面から体力向上を図っていくことが求められる。

令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

1. 令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の概要

(1) 調査の対象学年及び内容

国公立の小学校5年生及び中学校2年生を対象とした悉皆調査

(小学生：約92万人、中学生：約87万人)

①実技調査(8項目) ※小学校は20mシャトルラン、中学校は持久走と20mシャトルランから選択

テスト種目	単位	体力評価	方法	
① 握力	kg	筋力	左右握力の平均値	
② 上体起こし	回	筋力・筋持久力	30秒間に上体を起こした回数	
③ 長座体前屈	cm	柔軟性	長座位で前屈したときの両手の前方への移動距離	
④ 反復横とび	点	敏捷性	20秒間に両脚で左右側方に反復跳躍した回数	
⑤	持久走	秒	全身持久力	男子1500m/女子1000m
	20mシャトルラン	回	全身持久力	20m走行の折り返し回数
⑥ 50m走	秒	スピード	50mの疾走時間	
⑦ 立ち幅とび	cm	瞬発力	両脚で前方へ跳躍した直線距離	
⑧	ソフトボール投げ	m	巧緻性	ソフトボールを遠投した距離(小学校)
	ハンドボール投げ		瞬発力	ハンドボール2号を遠投した距離(中学校)
体力合計点	点	8種目のテスト成績を1点から10点に得点化して総和した合計点数		
総合評価	5段階	テスト合計得点の良い方からABCDEの5段階で評価した体力の総合評価		

評価基準表

	A	B	C	D	E
小学校5年生	65点以上	58~64点	50~57点	42~49点	41点以下
	A	B	C	D	E
中学校2年生	57点以上	47~56点	37~46点	27~36点	26点以下

※各実技テストの結果を10点満点で換算し、合計80点満点で上記基準表に基づき、A~Eの評価を判定

②質問紙調査 1週間の総運動時間、体格、生活習慣、運動やスポーツに対する意識等

(2) 調査の実施時期

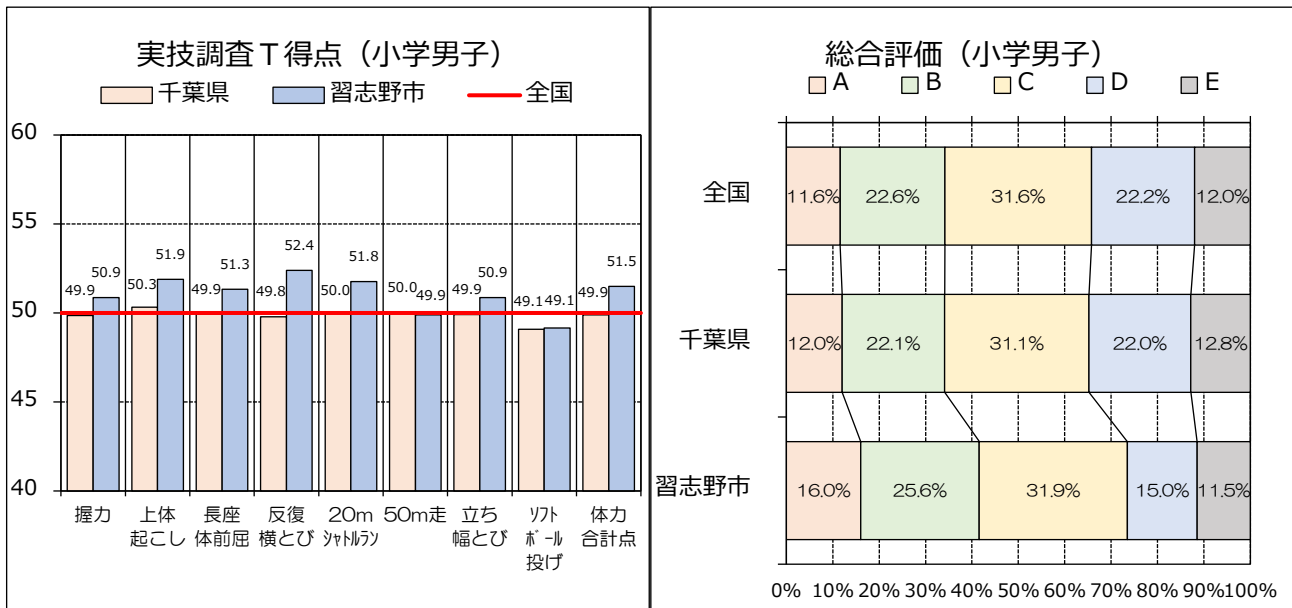
令和7年4月~7月の間に各学校において実施

(3) 調査学校数および児童生徒数(公立学校)

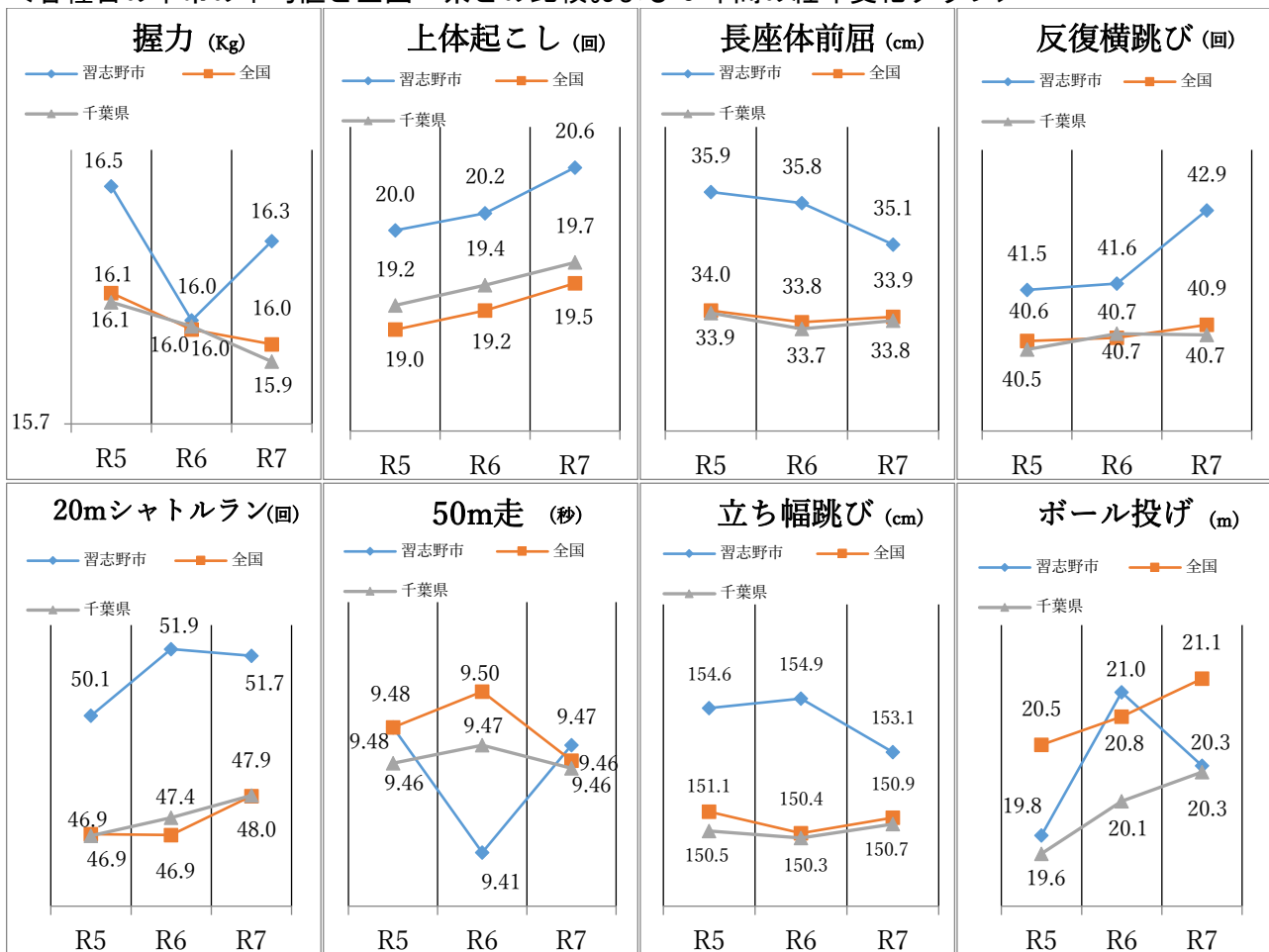
	参加小学校数	児童数	参加中学校数	生徒数
全国	18,438	913,144	9,430	816,548
千葉県	759	45,617	380	40,919
習志野市	16	1,256	7	918

2. 実技調査8種目の結果 ※T得点は全国平均値に対する相対的な位置を示す数値

(1) 小学校5年男子 全国・県平均との比較

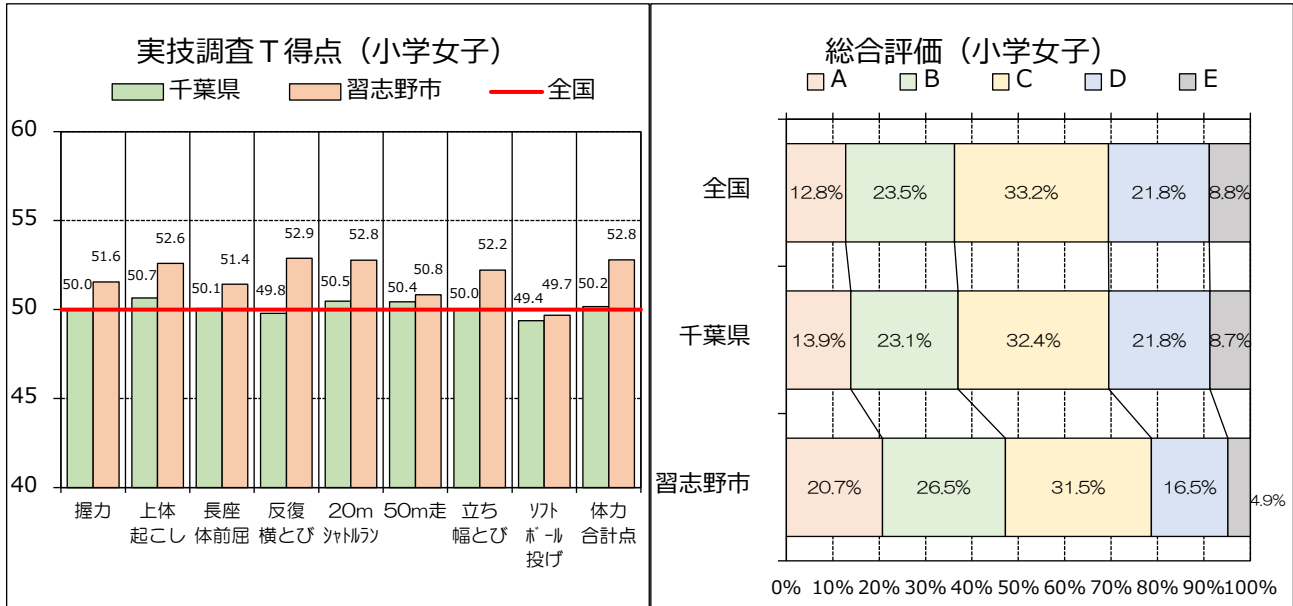


<各種目の本市の平均値と全国・県平均との比較および3年間の経年変化グラフ>

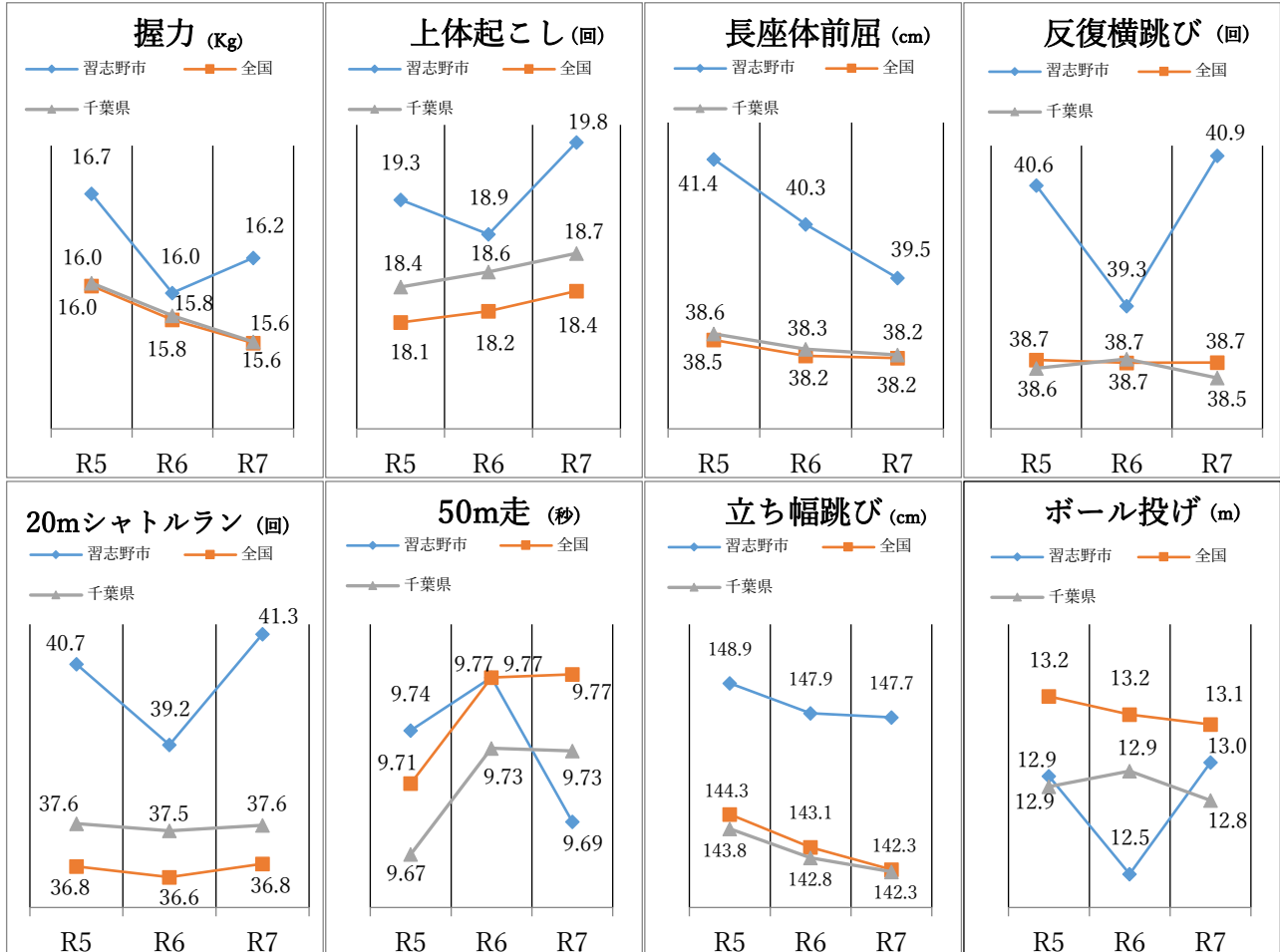


- ・全国平均および県平均と比較すると、全体的に高水準である。
- ・「上体起こし」および「反復横とび」において、向上が見られた。
- ・「50m走」および「ボール投げ」において、全国平均を下回っている。

(2) 小学校5年女子 全国・県平均との比較

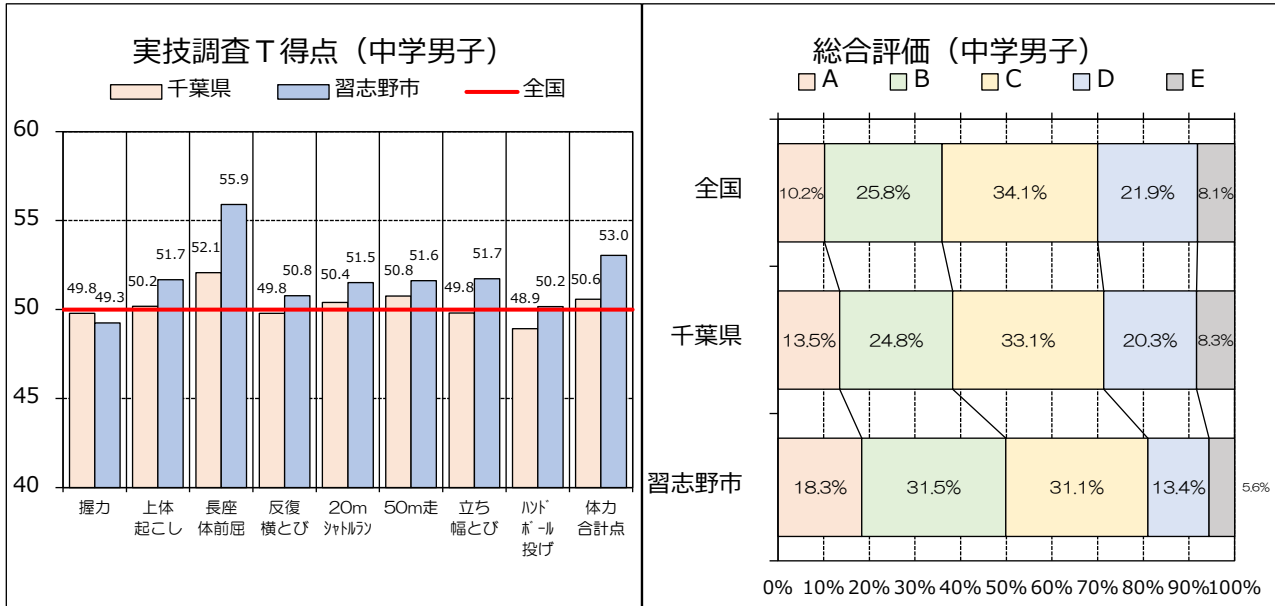


<各種目の本市の平均値と全国・県との比較および3年間の経年変化グラフ>

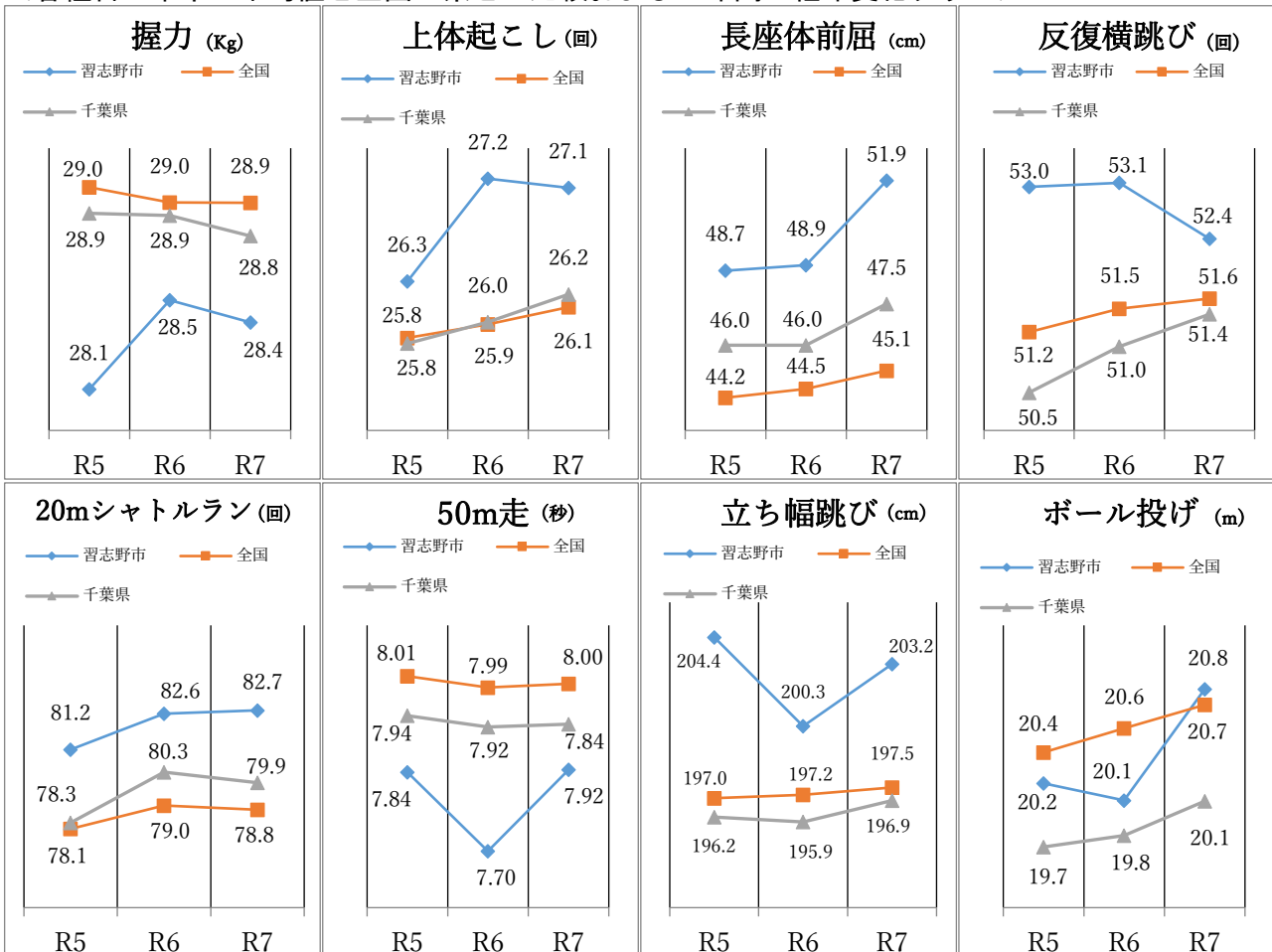


- ・全国平均および県平均と比較すると、全体的に高水準である。
- ・「握力」、「上体起こし」、「反復横跳び」および「20mシャトルラン」において、向上が見られた。「ボール投げ」は全国を下回ったが、昨年より向上が見られた。
- ・「長座体前屈」においては、年々数値が低下している。

(3) 中学校2年男子 全国・県平均との比較

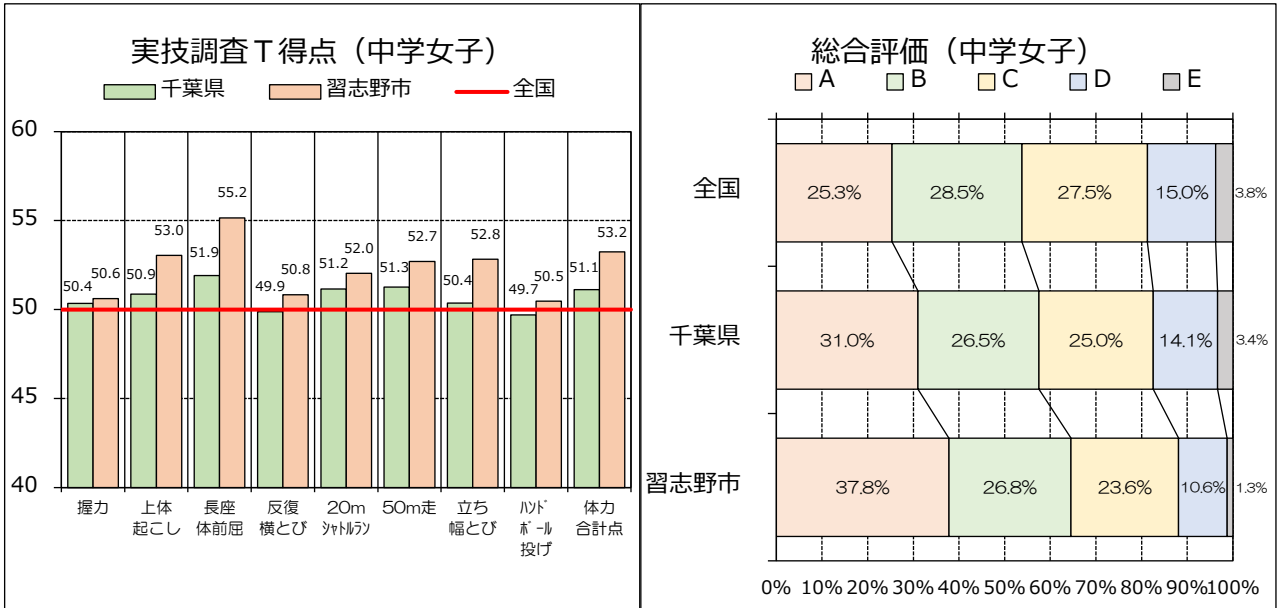


<各種目の本市の平均値と全国・県との比較および3年間の経年変化グラフ>

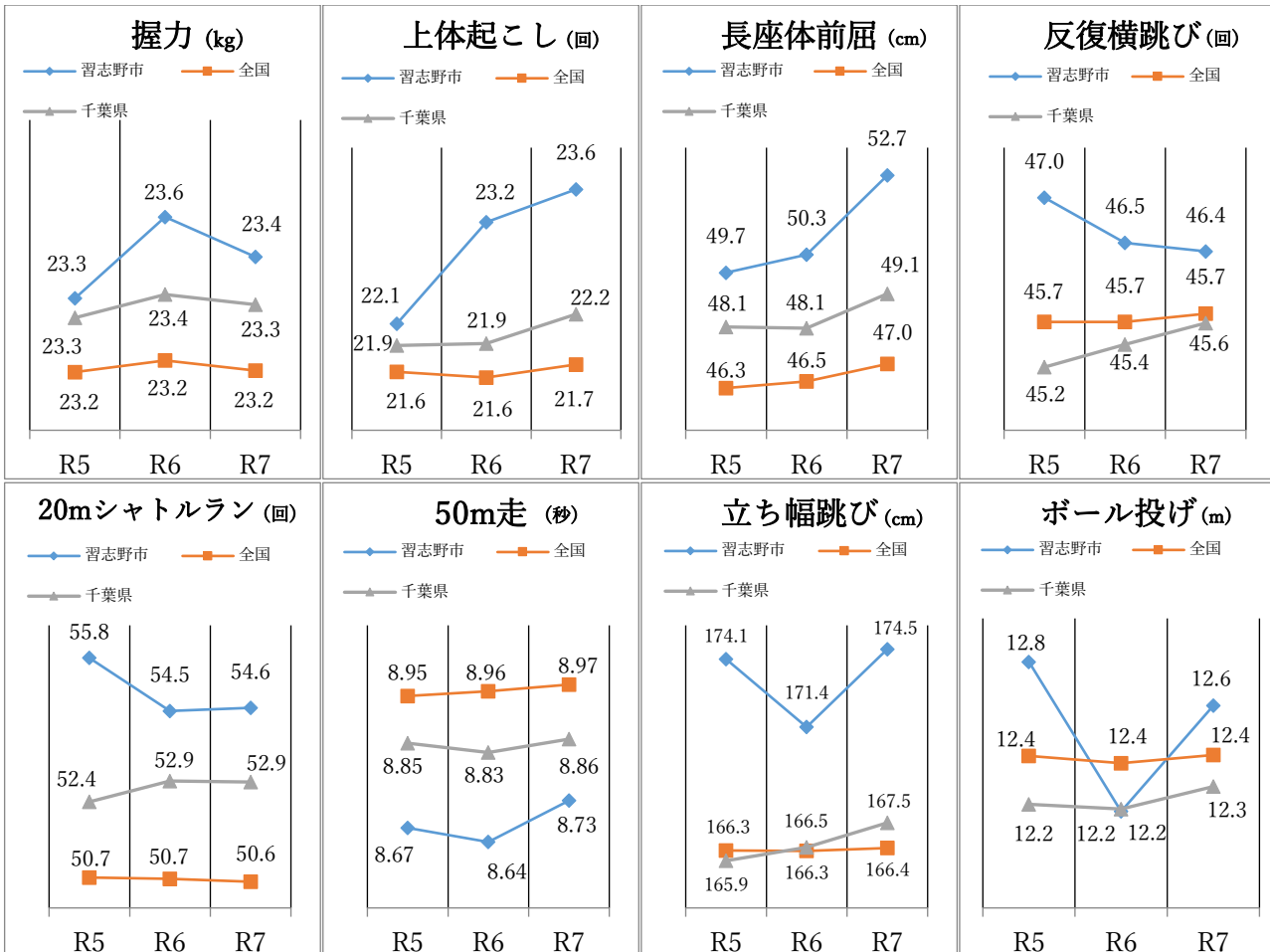


- ・ 体力合計点は全国・県平均を大幅に上回る高水準である。
- ・ 「長座体前屈」、「20mシャトルラン」、「立ち幅跳び」および「ボール投げ」において、向上が見られた。
- ・ 握力は全国・県平均をやや下回り課題が見られる。

(4) 中学校2年女子 全国・県平均との比較



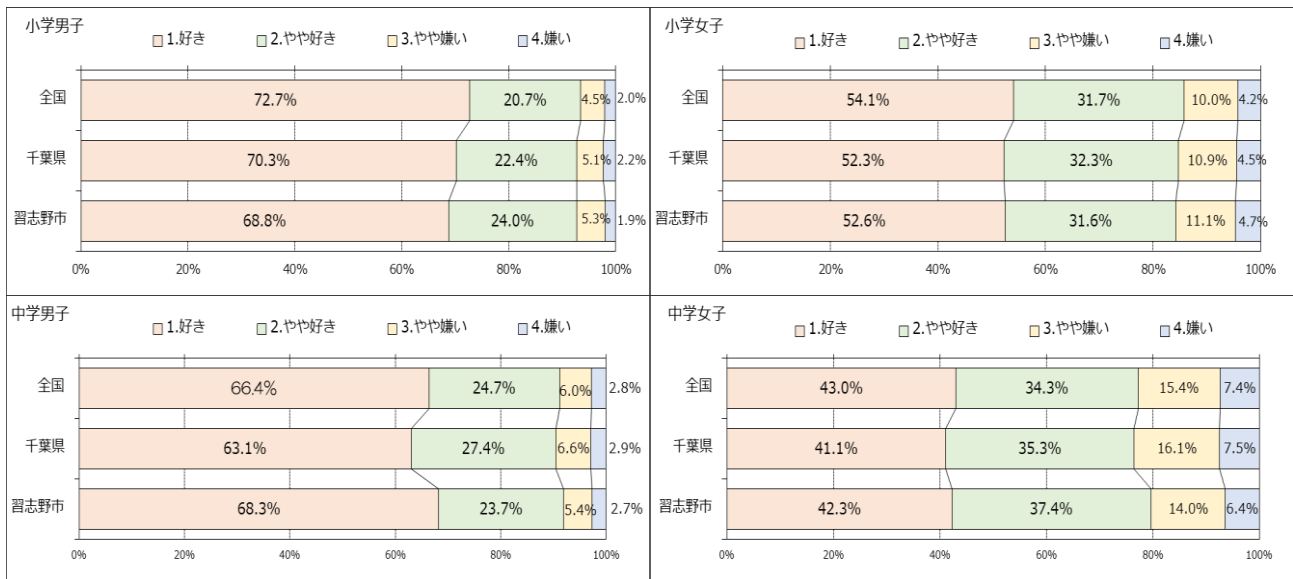
<各種目の本市の平均値と平均値の全国・県との比較および3年間の経年変化グラフ>



- ・全ての種目で全国・県を上回り、A評価割合も多い。
- ・「上体起こし」「長座体前屈」、「立ち幅とび」および「ボール投げ」において、向上が見られた。
- ・「反復横とび」においては、年々数値が低下している。

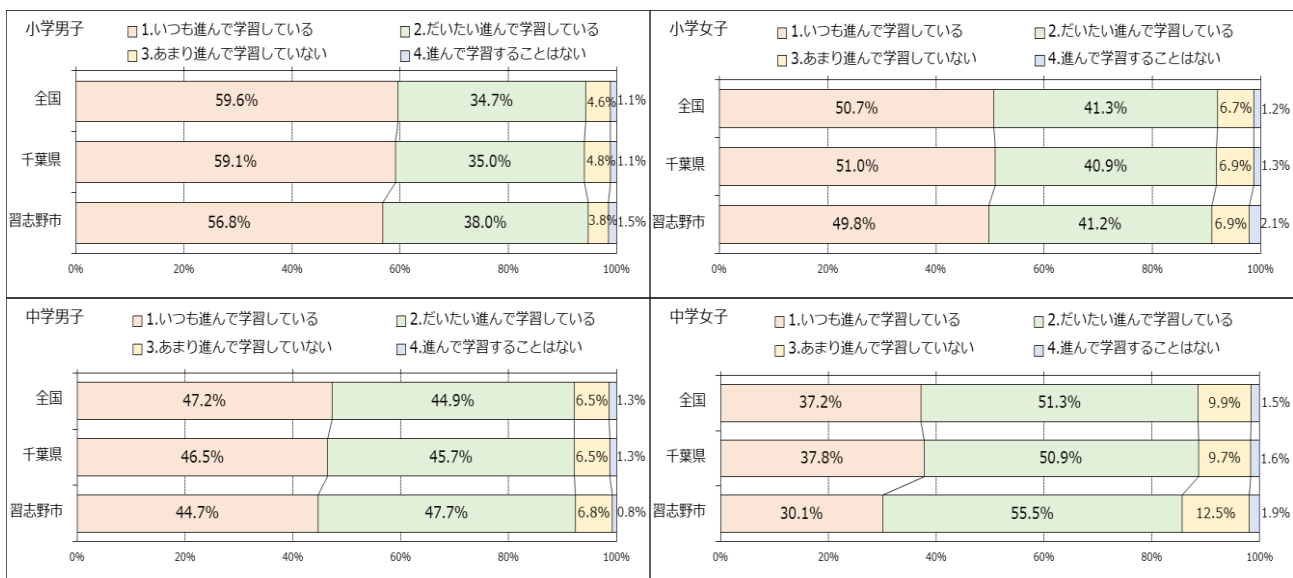
3. 児童生徒質問紙調査の状況

(1) 運動やスポーツが好きな児童生徒の割合



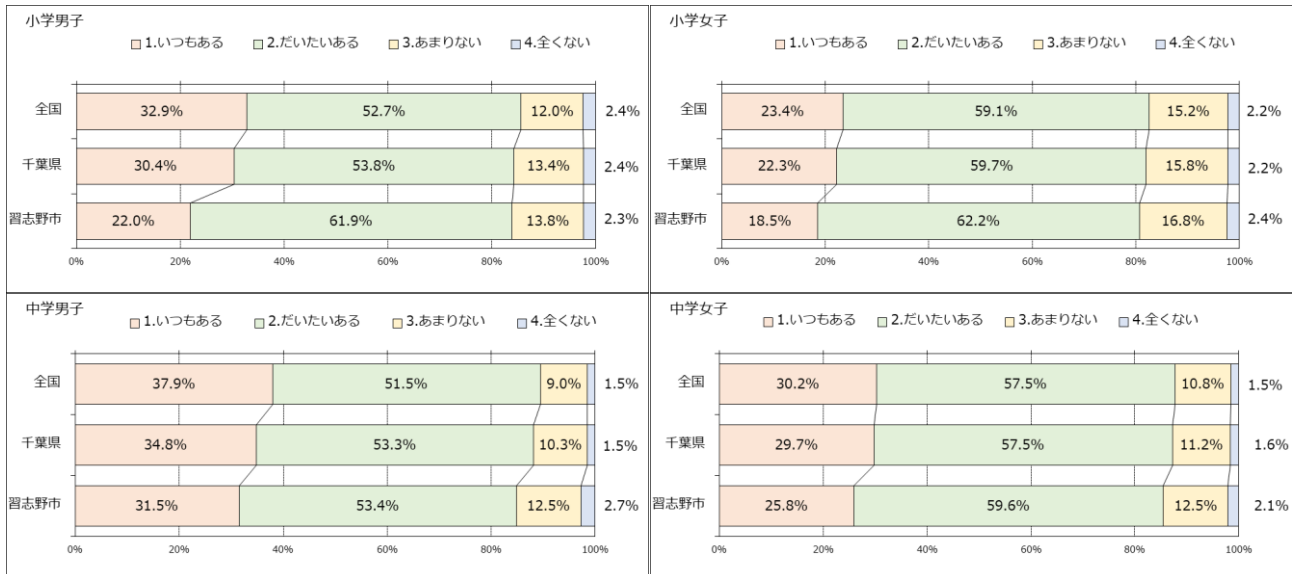
- ・今年度の「運動やスポーツが好き・やや好き」と答えた割合は、全体として全国・県平均と同水準または上回る結果となった。
- ・小学校では、男子は全国平均をやや下回るものの県平均を上回り、女子は全国・県平均をわずかに下回った。
- ・中学校では、男子・女子ともに全国・県平均を上回り、特に女子は全国比で+2.4ポイントと改善が見られた。
- ・昨年度と比較すると、女子の割合が向上し、全体として肯定的回答の増加傾向がうかがえる。

(2) 体育の授業では、進んで学習に参加している。



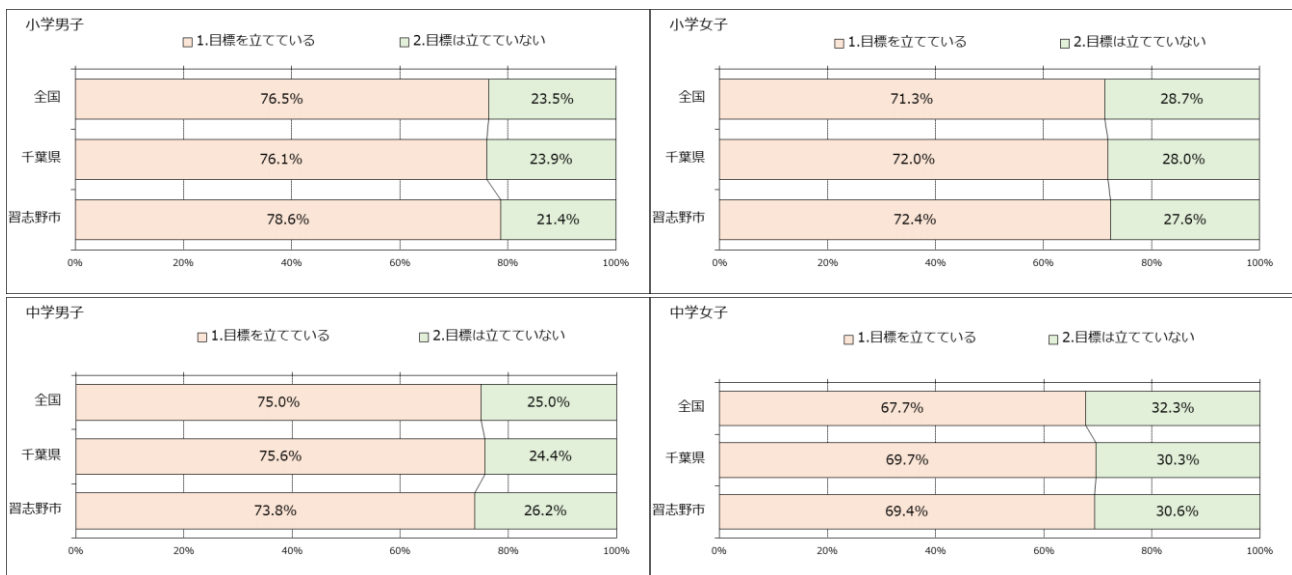
- ・「いつも・だいたい」と回答した割合は、小学校男子が全国・県平均を上回り、中学校男子も全国・県平均と同水準またはやや上回る結果となった。
- ・一方、小学校女子は全国・県平均をやや下回り、中学校女子は全国・県平均を下回る結果となった。
- ・特に中学校女子は全国比で約3ポイント低く、女子の主体的な参加意識の向上が今後の課題である。
- ・全体として男子は高水準を維持しているが、女子における改善が求められる状況である。

(3) 体育の授業において目標（ねらい・めあて）を意識して学習することで「できたり、わかったりする」ことがある



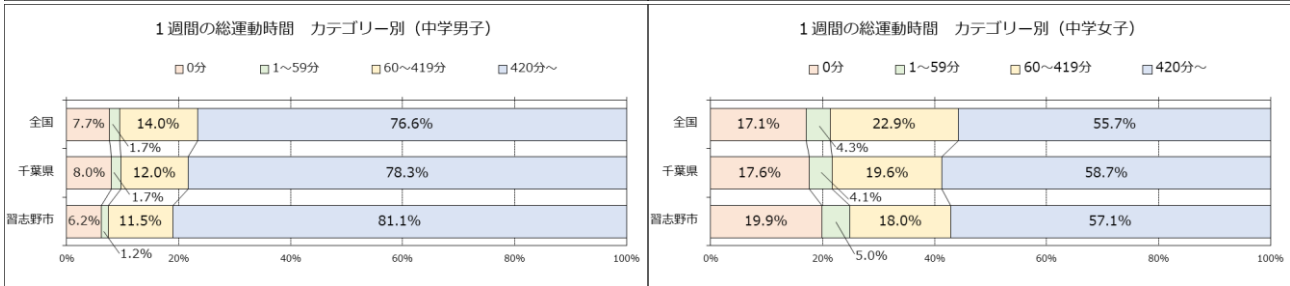
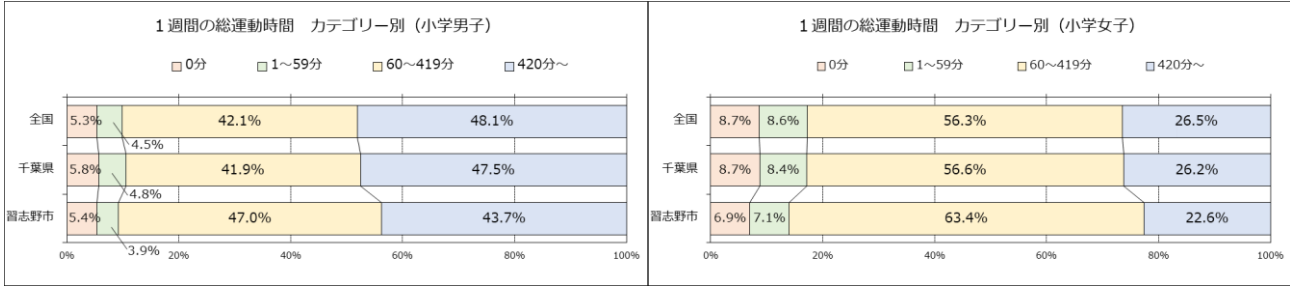
- ・「いつも・だいたい」と回答した割合は、小学校男子・女子ともに全国・県平均をやや下回る結果となった。
- ・また、中学校においても男子・女子ともに全国・県平均を下回り、特に中学校男子は全国比で約4ポイント低い結果であった。
- ・全体として、目標を意識した学習と達成感の実感に課題が見られる。
- ・今後は、ねらいの明確化や振り返り活動の充実を通して、学習の成果を実感できる授業づくりが求められる。

(4) 体力テストの結果や体力・運動能力の向上について、自分なりに目標を立てている



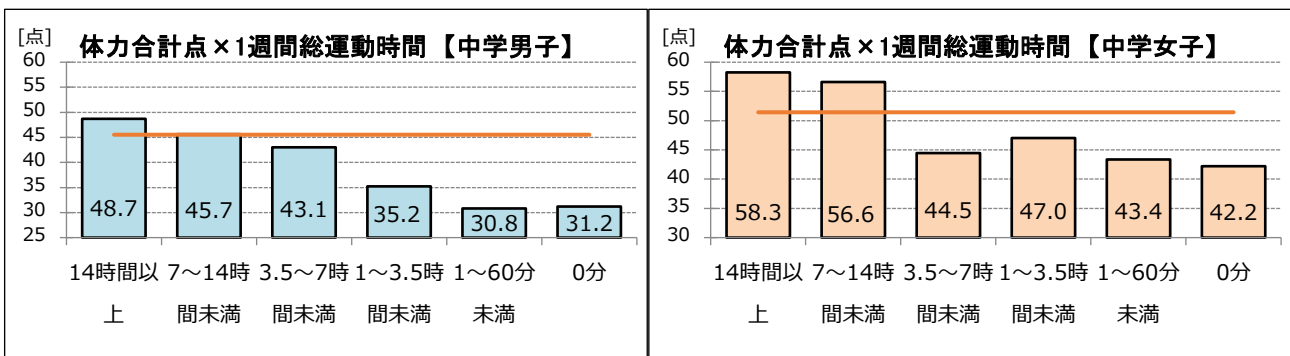
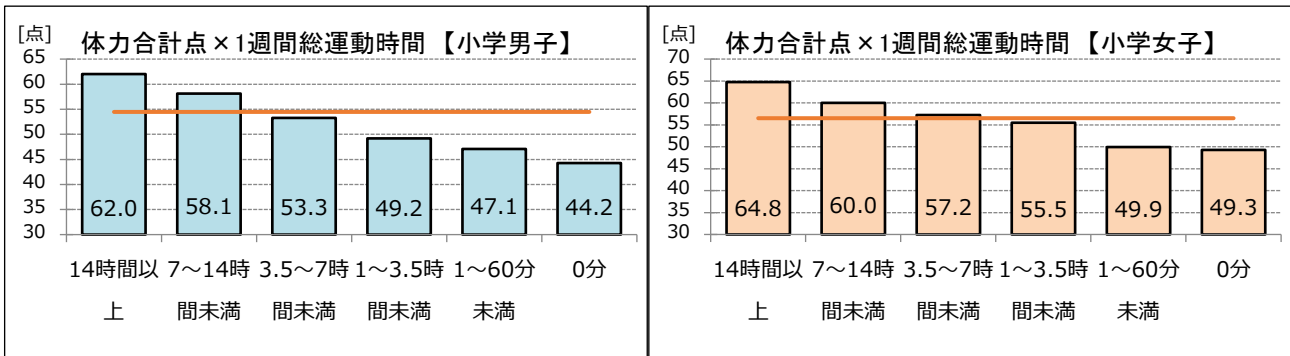
- ・今年度の「体力テストの結果や体力・運動能力の向上について、自分なりに目標を立てている」と回答した割合は、小学校男子が全国・県平均を上回り、小学校女子も全国・県平均をやや上回る結果となった。
- ・一方、中学校男子は全国・県平均を下回り、中学校女子は全国平均を上回るものの県平均をわずかに下回った。
- ・小学校段階では主体的に目標を設定する意識が高い傾向が見られる。
- ・今後は、中学校段階における目標設定の意識向上と継続的な取組の充実が課題である。

(5) ①1週間の総運動時間（体育の授業以外）



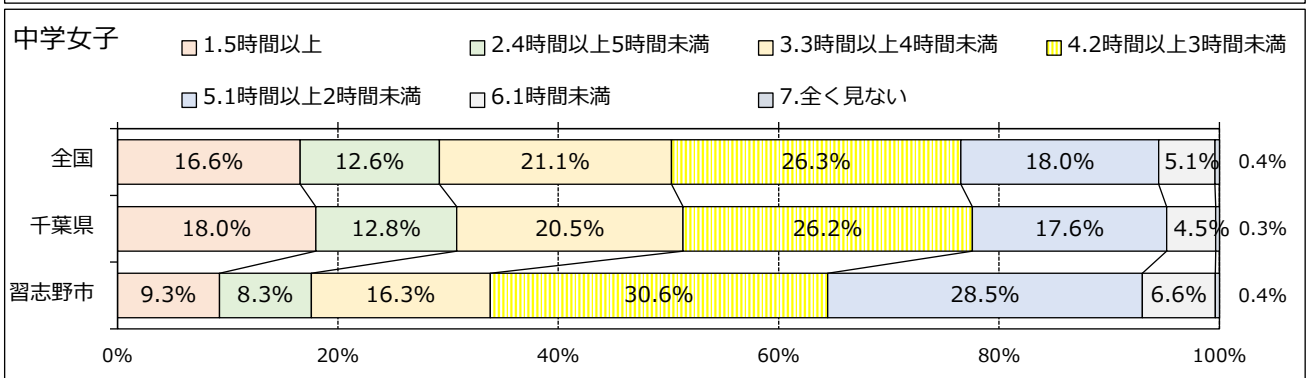
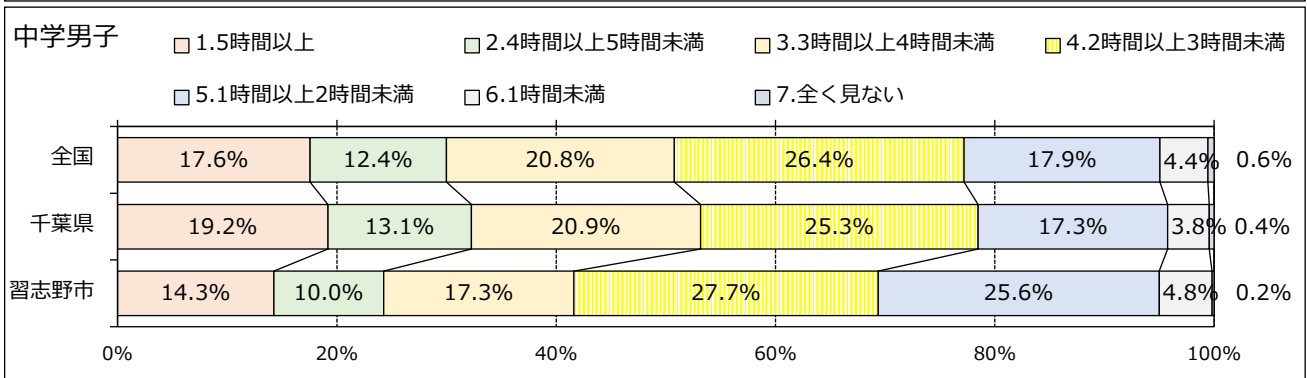
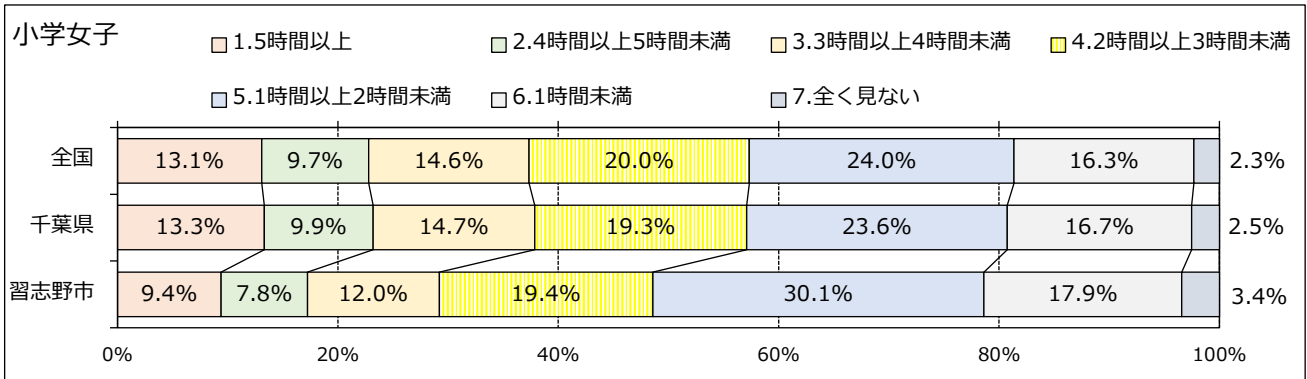
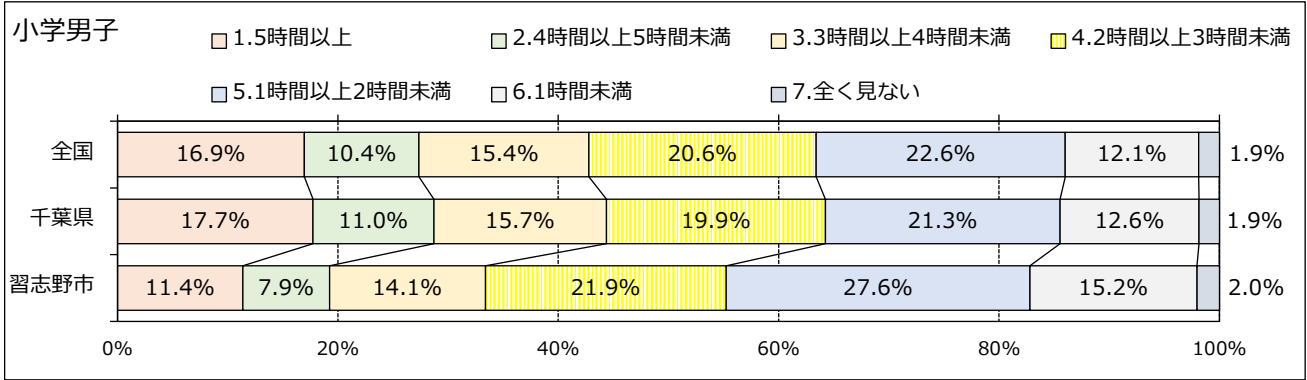
- ・今年度の1週間の総運動時間が420分以上の割合は、中学校男子が全国・県平均を上回り高水準であった。一方、小学校は男女ともに全国・県平均を下回る結果となった。中学校女子は全国平均を上回るものの、県平均をやや下回っている。
- ・1週間の総運動時間が0分の割合は、小学校男子は全国・県とほぼ同水準であった。小学校女子および中学校男子は全国・県平均を下回り改善傾向が見られる。一方で、中学校女子は全国・県平均を上回り、特に高い数値となっている。

②体力合計点と1週間の総運動時間（体育の授業以外）の関連



- ・1週間の総運動時間が長いほど、体力合計点が高くなるのがわかる。小学校男子と中学校女子では週に7時間以上、中学校の男子では週に14時間以上、小学校女子では週に3.5時間以上運動することで、体力合計点の平均値を上回った。
- ※千葉県では1日1時間（週7時間）の運動を推奨している。

(6) 平日におけるスクリーンタイム（テレビ・ゲーム機・スマホ、パソコン等）について



- ・平日におけるスクリーンタイムは全国・県平均と比較すると良好な状況であるが、学年進行に伴い増加する傾向が見られる。
- ・特に中学校段階ではスマートフォンの所持率上昇により利用時間が増え、そのことが放課後の身体活動時間の減少につながる可能性がある。
- ・本市では中学校男子の運動時間は確保されている一方で、中学校女子において「運動時間0分」の割合が高いことから、スクリーンタイムの増加との関連が示唆される。
- ・今後は、適切なメディア利用の指導とともに、日常的に体を動かす習慣づくりを推進し、生活習慣全体のバランスを図ることが重要である。

4. 体カテスト・質問用紙の結果

(1) 体力・運動能力の傾向から

- ① 本市の新体カテストの結果は、全体として全国・県平均と同水準または上回る状況が見られる。一方で、継続課題である「握力」や投力種目（小学校：ソフトボール投げ／中学校：ハンドボール投げ）については、依然として全国・県平均との差が見られる学年があり、重点的な取組が必要である。
- ② 経年比較では、中学校男子の体力水準は安定して高い傾向を維持している。一方、小学校段階における基礎的体力（特に筋力・投力）や、中学校女子の運動機会の確保に課題が見られる。基礎体力の定着を図る小学校期の取組の充実が重要である。

(2) 児童生徒質問用紙から

- ① 「運動・スポーツが好き」と回答した割合は、中学校男女で全国・県平均を上回った。一方、小学校女子は全国・県平均をやや下回っており、発達段階に応じた楽しさを実感できる授業づくりが求められる。
- ② 「体育の授業に進んで参加している」では、小学校男子は全国・県を上回り、中学校男子も同水準であった。一方、小・中学校女子は全国・県平均を下回っており、主体的参加を促す工夫が必要である。
- ③ 「めあてを意識して学習することで『できた・わかった』と感じる」割合は、全学年・男女で全国・県平均を下回った。特に中学校男子の差が大きく、授業における目標の明確化と振り返り活動の充実が課題である。
- ④ 「体力向上のために自分なりの目標を立てている」割合は、小学校では全国・県平均を上回ったが、中学校男子では全国・県平均を下回った。学年進行に伴い主体的な目標設定意識が低下する傾向が見られる。
- ⑤ 1週間の総運動時間420分以上の割合は、中学校男子で全国・県平均を上回った。一方、小学校男女および中学校女子では全国・県平均を下回る傾向が見られた。特に中学校女子は「運動時間0分」の割合が全国・県より高く、二極化傾向が課題である。
- ⑥ スクリーンタイムは全国・県平均と比較して概ね良好な状況であるが、学年進行に伴い増加傾向が見られる。運動時間との関連も示唆されており、生活習慣全体のバランスを意識した指導が必要である。

5. 今年度の本市の取り組み

① 授業改善の推進

- ・ 単元計画において課題種目の向上を位置づけ、補強運動を継続的に実施。
- ・ ICTを活用し、技能の可視化と振り返り活動を充実。
- ・ 「できた・わかった」を実感できる課題解決型学習の推進。

② 運動時間の確保

- ・ 「遊・友スポーツチャレンジちば」への積極的参加。
- ・ 休み時間や業間活動の活用による日常的運動機会の確保。

③ 生活習慣との関連指導

- ・ スクリーンタイム管理の啓発。
- ・ 家庭と連携した運動習慣づくりの推進。

6. 今後の方向性（令和8年度に向けて）

令和7年度の分析結果を踏まえ、令和8年度は、

- ・女子児童生徒の運動習慣の改善
- ・「めあて」を意識した学習による「できた・わかった」の実感の向上
- ・基礎的体力（握力・投力）の強化

を重点として取り組む。特に、中学校女子における運動時間0分の割合や、全体的に全国・県平均を下回った「目標を意識した学習」の項目を重要課題とする。

（1）教育委員会が令和8年度に取り組むこと

① 分析結果の共有と課題の明確化

令和7年度体力テスト及び質問紙調査の結果を教科主任会議等で周知し、各校が自校の課題を具体的に把握できるよう支援する。

② 授業改善の重点化

「めあて」の明確化と振り返り活動の充実を柱とした授業改善を推進する。要請訪問や研修会において、「できた・わかった」を実感させる課題解決型学習の指導力向上を図る。

③ ICTの効果的活用の推進

運動の成果を可視化する取組を支援し、児童生徒が自らの伸びを実感しながら主体的に取り組める授業づくりを推進する。

④ 運動機会の拡充と啓発

「遊・友スポーツチャレンジちば」等の活用を促進し、市全体での運動機会の確保を図る。また、スクリーンタイムと運動習慣の関連について家庭へ情報発信を行い、生活習慣改善を支援する。

（2）学校が令和8年度に取り組むこと

① 授業における成功体験の充実

1単位時間の中で運動学習場面を十分に確保し、個に応じた目標設定を行うことで、「できた・わかった」を実感できる授業を展開する。

② 課題種目への重点的取組

小学校では「握力」「50m走」「ソフトボール投げ」、中学校では「握力」「ハンドボール投げ」を重点課題とし、補強運動を計画的に実施する。

③ 運動時間の確保

業間休みや昼休みを活用し、運動時間0分の児童生徒の減少を目指す。特に女子生徒への働きかけを工夫し、参加しやすい環境づくりを行う。

④ 家庭・地域との連携

家庭で実践できる運動の紹介や生活習慣改善に関する情報を積極的に発信し、学校外での運動習慣の定着を図る。

新体カテスト結果について【概要版】

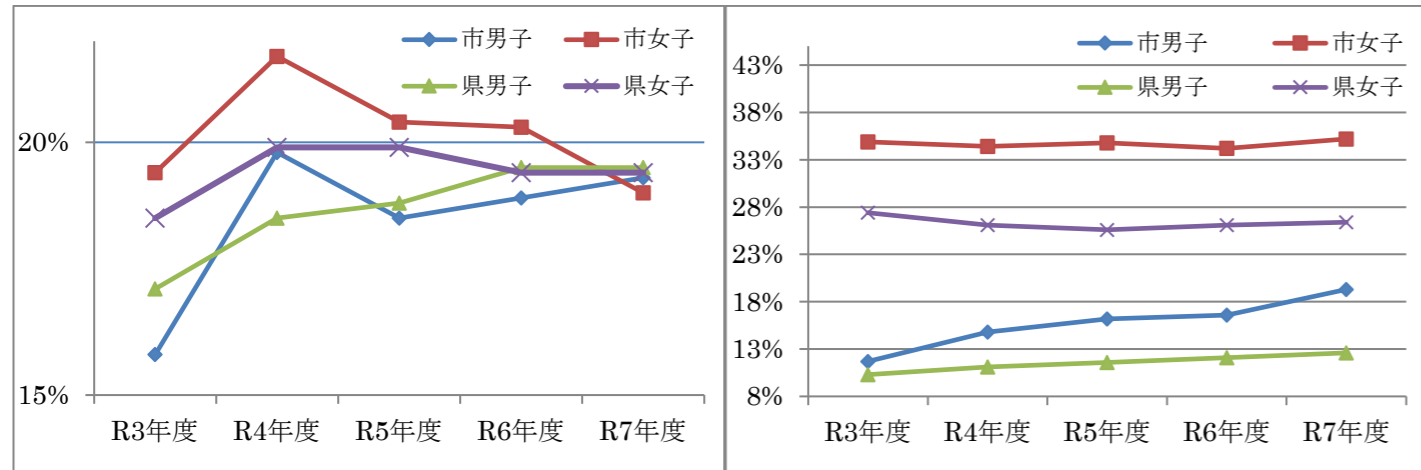
1 千葉県運動能力証交付者数の推移

【過去5年間の運動能力証交付者数の推移（括弧内は交付率）と令和7年度県の交付率】対象：小学校5、6年および中学校

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	【県R7】
小学校男子	238 (15.8%)	305 (19.8%)	299 (18.5%)	293 (18.9%)	294 (19.3%)	19.2%
小学校女子	288 (19.4%)	322 (21.7%)	299 (20.4%)	294 (20.3%)	284 (19.0%)	19.1%
中学校男子	240 (11.7%)	315 (14.8%)	338 (16.2%)	351 (16.6%)	367 (17.4%)	12.6%
中学校女子	703 (34.9%)	683 (34.4%)	689 (34.8%)	675 (34.2%)	690 (35.2%)	26.4%

【グラフ1 小学校運動能力証交付率の推移】

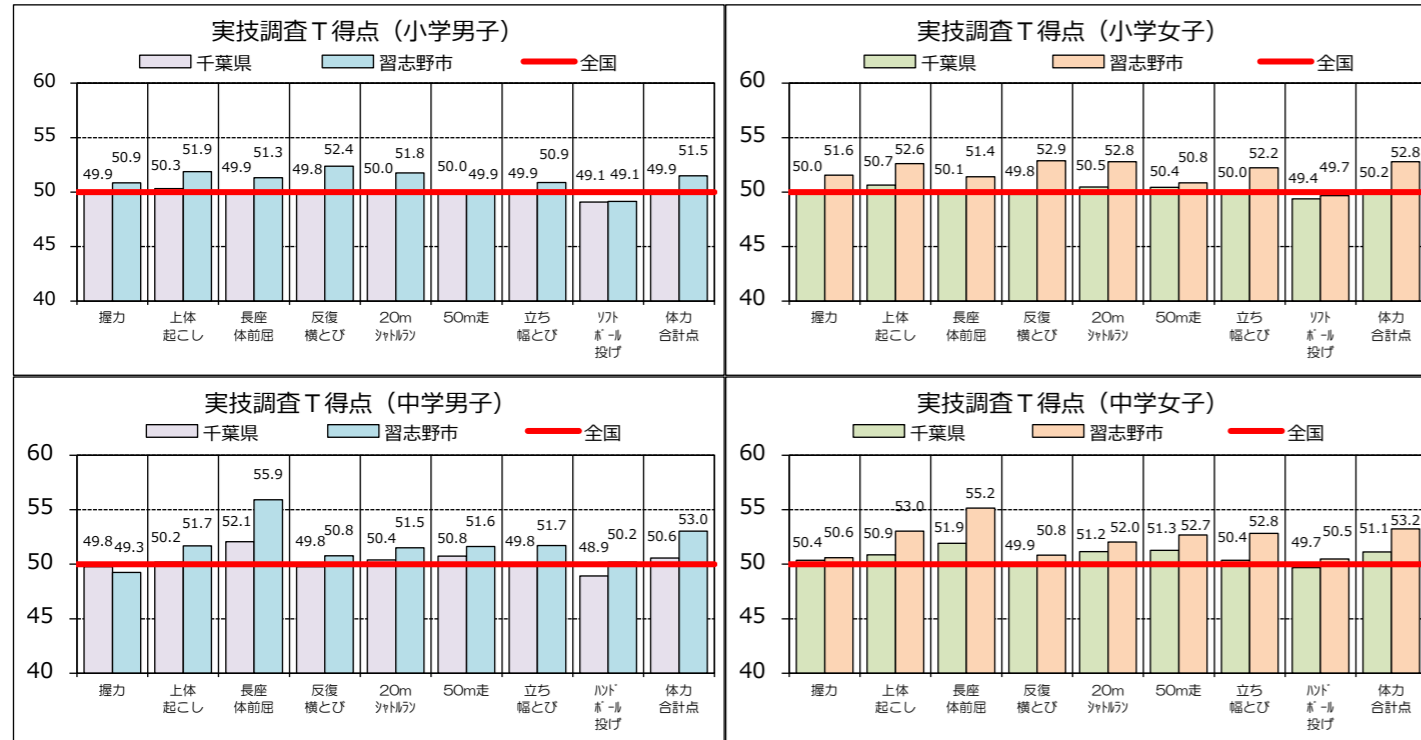
【グラフ2 中学校運動能力証交付率の推移】



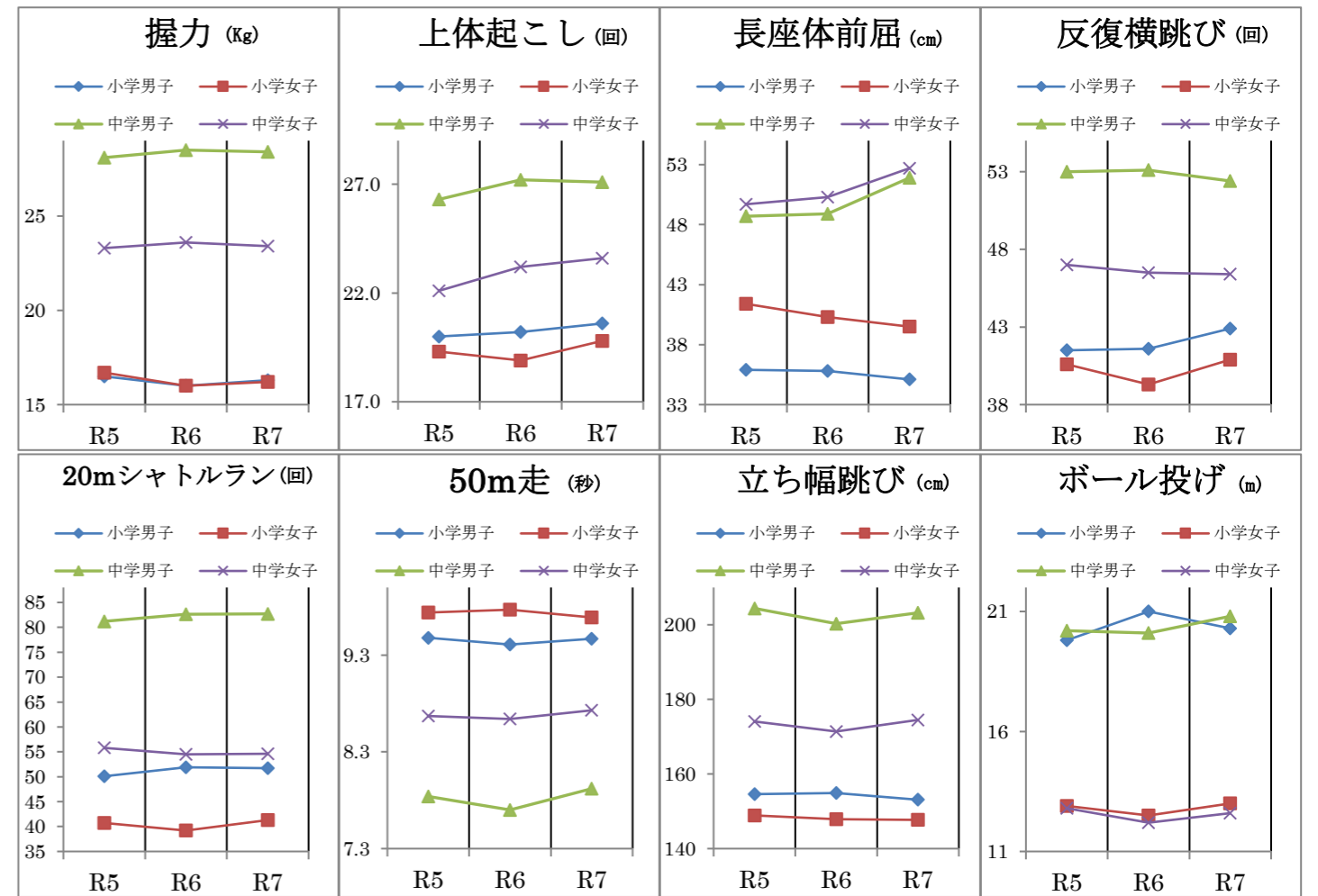
- ①小学男子は0.1ポイント、中学男子は4.8ポイント、女子は8.8ポイント県平均を上回り、小学女子では、0.1ポイント下回った。
- ②中学男子は令和3年度以降、着実に伸びており、上昇傾向が続いている。

2 令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査について（対象：小学生5年・中学生2年）

（1）全国・県と本市のT得点比較 ※T得点は全国平均値に対する相対的な位置を示す数値



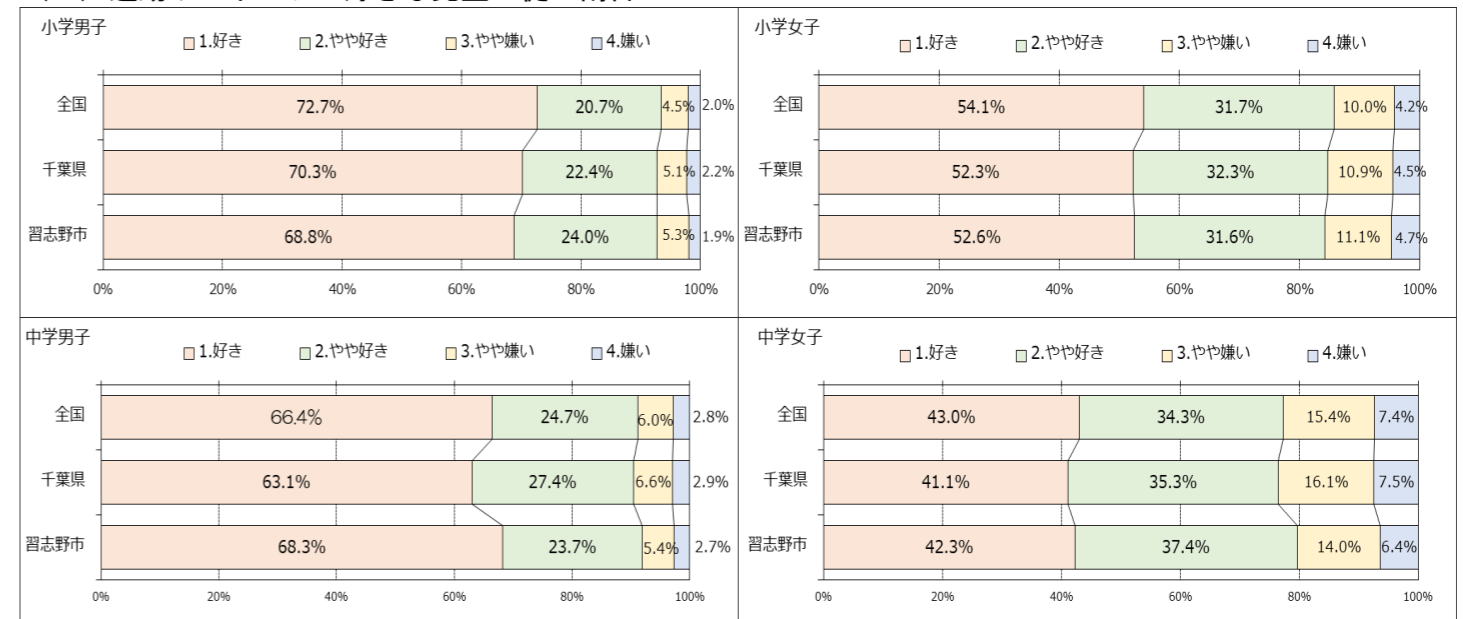
（2）経年変化の比較（令和5年～令和7年）



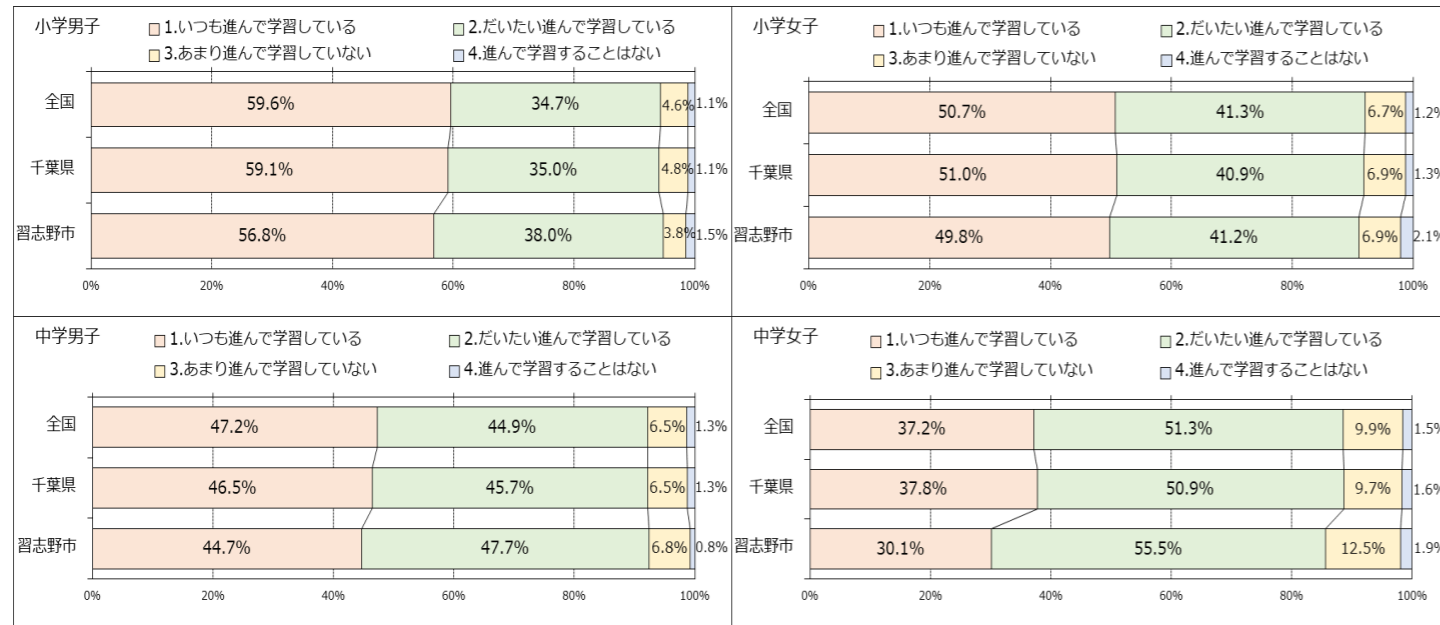
- ①全国・県平均とのT得点の比較では、小・中学校ともに概ね平均値を上回り、全体的に高水準である。小学校では多くの種目で向上が見られる一方、「50m走」や「ボール投げ」、女子の「長座体前屈」に課題が見られる。
- ②中学校男子は体力合計点が高水準であるが「握力」に課題があり、中学校女子は全体的に良好であるものの「反復横跳び」に低下傾向が見られる。経年変化は種目ごとの増減はあるが、全体としては概ね横ばいで推移している。

3 児童生徒質問紙調査の状況

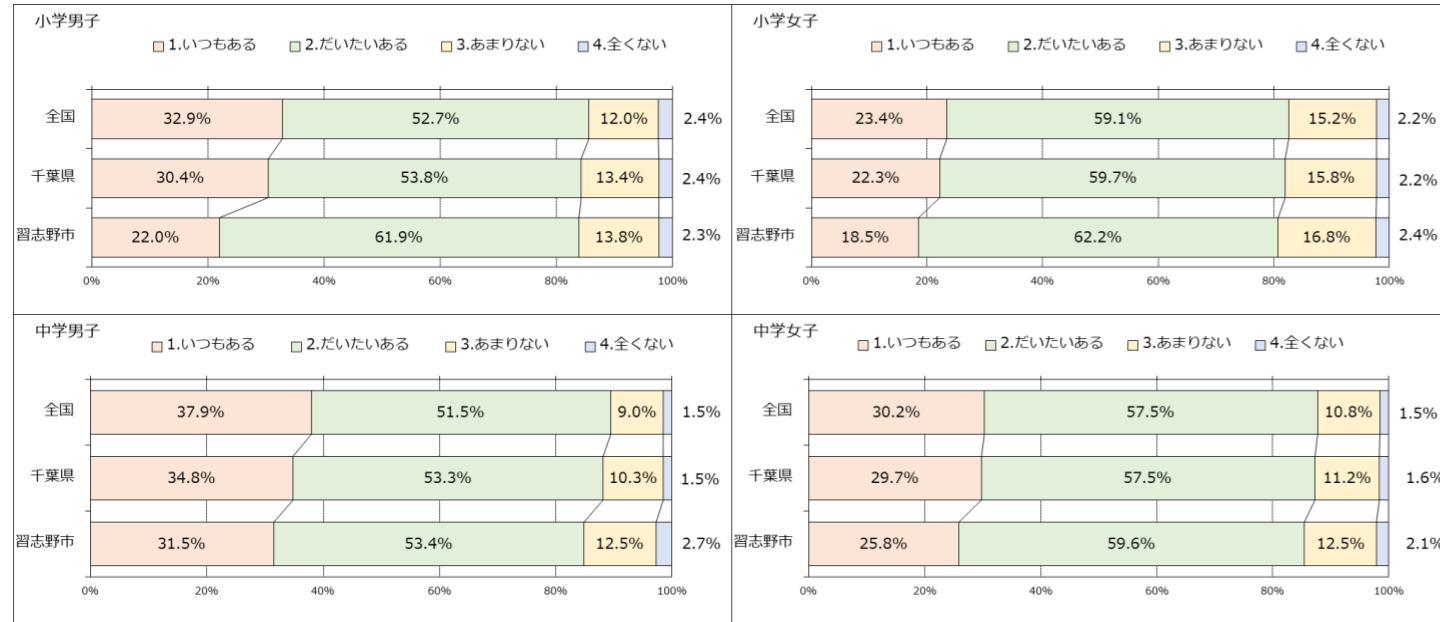
（1）運動やスポーツが好きな児童生徒の割合



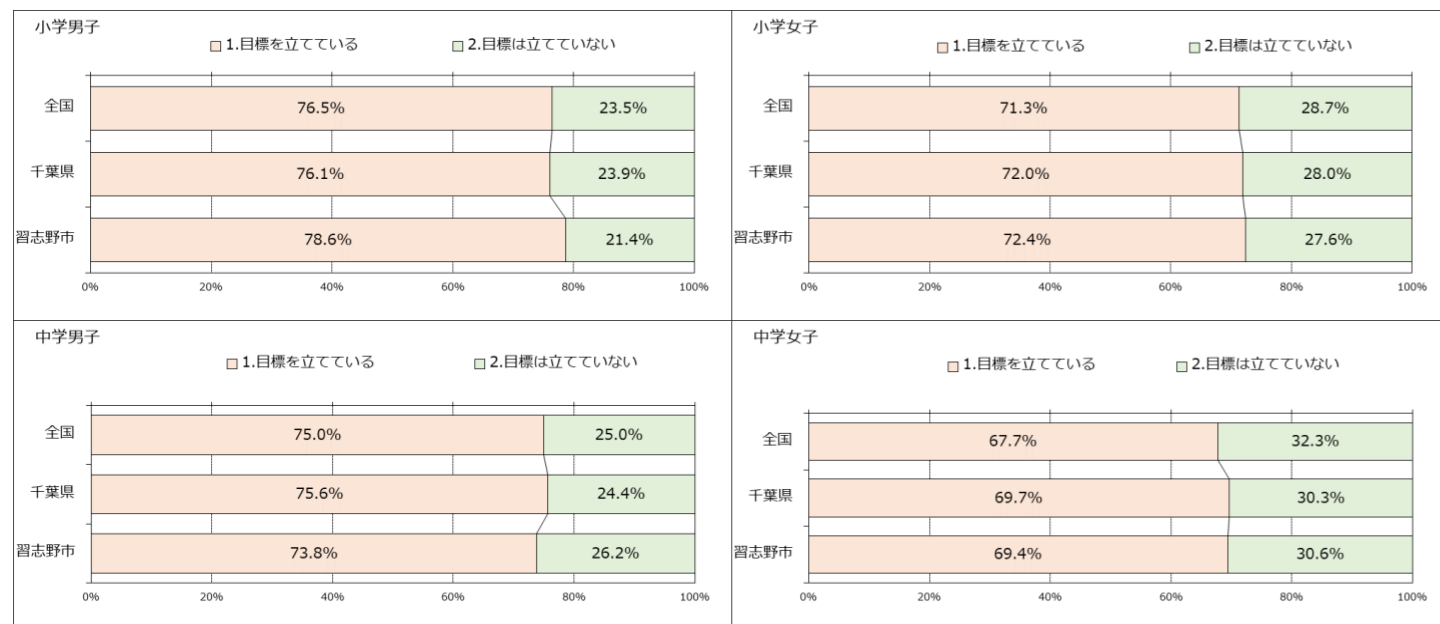
(2) 体育の授業では、進んで学習に参加している割合。



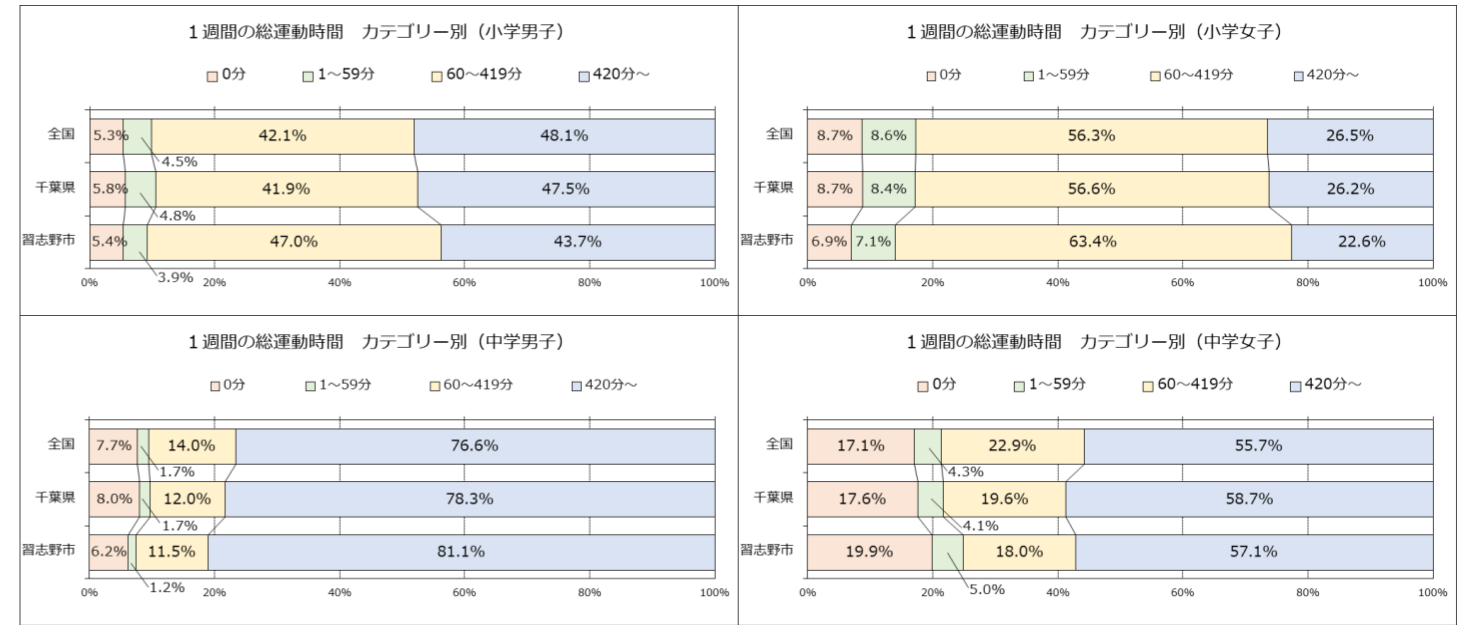
(3) 体育の授業において目標（ねらい・めあて）を意識して学習することで「できたり、わかったりする」ことがある割合。



(4) 体力テストの結果や体力・運動能力の向上について、自分なりに目標を立てている割合



(5) 1週間の総運動時間



- ・「運動が好き」は全体として全国・県と同水準以上で、中学校女子は向上が見られた。
- ・体育への主体的参加は男子が高水準を維持する一方、女子、特に中学校女子に課題が見られる。
- ・「めあて」を意識し「できた・わかった」と実感する割合は全体的に全国・県を下回り、授業改善が必要である。
- ・目標設定の意識は小学校で高いが、中学校段階で低下傾向が見られる。
- ・運動時間は中学校男子が高水準である一方、中学校女子に運動時間0分の割合が高く、二極化が課題である。

4 今後の方向性

(1) 教育委員会が令和8年度に取り組むこと

- ① 分析結果の共有と課題の明確化
令和7年度体カテスト及び質問紙調査の結果を教科主任会議等で周知し、各校が自校の課題を具体的に把握できるよう支援する。
- ② 授業改善の重点化
「めあて」の明確化と振り返り活動の充実を柱とした授業改善を推進する。要請訪問や研修会において、「できた・わかった」を実感させる課題解決型学習の指導力向上を図る。
- ③ ICTの効果的活用の推進
運動の成果を可視化する取組を支援し、児童生徒が自らの伸びを実感しながら主体的に取り組める授業づくりを推進する。
- ④ 運動機会の拡充と啓発
「遊・友スポーツチャレンジちば」等の活用を促進し、市全体での運動機会の確保を図る。また、スクリーンタイムと運動習慣の関連について家庭へ情報発信を行い、生活習慣改善を支援する。

(2) 学校が令和8年度に取り組むこと

- ① 授業における成功体験の充実
1単位時間の中で運動学習場面を十分に確保し、個に応じた目標設定を行うことで、「できた・わかった」を実感できる授業を展開する。
- ② 課題種目への重点的取組
小学校では「握力」「50m走」「ソフトボール投げ」、中学校では「握力」「ハンドボール投げ」を重点課題とし、補強運動を計画的に実施する。
- ③ 運動時間の確保
業間休みや昼休みを活用し、運動時間0分の児童生徒の減少を目指す。特に女子生徒への働きかけを工夫し、参加しやすい環境づくりを行う。
- ④ 家庭・地域との連携
家庭で実践できる運動の紹介や生活習慣改善に関する情報を積極的に発信し、学校外での運動習慣の定着を図る。

議案第6号

習志野市教育委員会の所管に係る習志野市附属機関設置条例施行規則 の制定について

習志野市教育委員会の所管に係る習志野市附属機関設置条例施行規則を別記の
ように制定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和8年習志野市議会第1回定例会において、習志野市附属機関設置条例の制定
が可決されたことに伴い、習志野市教育委員会が所管する附属機関に係る同条例の
施行に関し、必要な事項を定めるものです。

習志野市教育委員会規則第 号

習志野市教育委員会の所管に係る習志野市附属機関設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会が所管する附属機関に係る習志野市附属機関設置条例(令和8年条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(会議の公開等)

第3条 条例第8条第1項ただし書の規定により教育委員会が招集した会議の議長は、委員の互選により選出する。

2 会議の公開又は非公開、会長等及び職務代理者並びに庶務担当課は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長等(第1項の規定により選出された議長を含む。)が会議に諮って会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議の審議事項に習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号)第8条各号に掲げる情報が含まれる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、当該附属機関の会長等が当該附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に附属機関が当該附属機関の運営に関し必要な事項について定めている場合は、この規則の施行の日に第4条の規定により当該附属機関の運営に関し必要な事項を定めたものとみなす。

(習志野市教育支援委員会規則の廃止)

3 習志野市教育支援委員会規則(昭和60年教育委員会規則第7号)は、廃止する。

(習志野市教育委員会行政組織規則の一部改正)

4 習志野市教育委員会行政組織規則(昭和47年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改める。

第3条第13号中「青少年センター運営委員」を「青少年センター運営審議会の委員」に改める。

第10条生涯学習部の部社会教育課の項第19号中「青少年問題協議会」を「青少年の指導、育成、保護及び矯正」に改める。

(習志野市教育機関組織規則の一部改正)

- 5 習志野市教育機関組織規則(昭和47年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改める。

第24条第13号中「青少年センター運営協議会」を「青少年センター運営審議会」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

(習志野市公民館管理規則の一部改正)

- 6 習志野市公民館管理規則(昭和46年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表(第3条第2項)

附属機関	会議の 公開又は 非公開	会長等	職務代理者	庶務担当課
習志野市通学区域審議会	公開	委員による互選により選任された者	委員による互選により選任された者	教育総務課
習志野市いじめ問題対策委員会	公開	委員による互選により選任された者	委員による互選により選任された者	教育総務課
習志野市教育支援委員会	非公開	委員による互選により選任された者	委員による互選により選任された者	学習指導課
習志野市青少年センター運営審議会	公開	委員による互選により選任された者	委員による互選により選任された者	青少年センター
習志野市公民館運営審議会	公開	委員による互選により選任された者	委員による互選により選任された者	中央公民館
習志野市文化財審議会	公開	委員による互選により選任された者	委員による互選により選任された者	社会教育課
習志野市史編さん委員会	公開	委員による互選により選任された者	委員による互選により選任された者	社会教育課
習志野市スポーツ推進審議会	公開	委員による互選により選任された者	委員による互選により選任された者	生涯スポーツ課

附則第4項 習志野市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(議決事項)</p> <p>第3条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 附属機関の委員（<u>青少年センター運営委員</u>を 除く。）を任命し、又は委嘱すること。</p> <p>(14)～(25) 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第10条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部 略</p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) <u>青少年問題協議会</u>に関すること。</p> <p>(20)～(24) 略</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第3条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 附属機関の委員（<u>青少年センター運営審議会の委員</u>を除く。） を任命し、又は委嘱すること。</p> <p>(14)～(25) 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第10条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部 略</p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) <u>青少年の指導、育成、保護及び矯正</u>に関すること。</p> <p>(20)～(24) 略</p>

附則第5項 習志野市教育機関組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(事務分掌)</p> <p>第24条 青少年センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>青少年センター運営協議会</u> に関すること。</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p><u>(運営協議会)</u></p> <p>第25条 <u>青少年センター運営協議会の委員は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第24条 青少年センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>青少年センター運営審議会</u>に関すること。</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>第25条 <u>削除</u></p>

附則第6項 習志野市公民館管理規則（昭和46年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後
<p><u>（公民館運営審議会）</u></p> <p><u>第8条 公民館運営審議会に会長及び副会長各1名を置く。</u></p> <p><u>2 会長及び副会長は委員の互選とする。</u></p> <p><u>3 会長は会議を主宰し、その議長となる。</u></p> <p><u>4 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>5 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</u></p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第10条 略</u></p>	<p>削る</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第9条 略</u></p>

議案第7号

習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を別記のよ
うに制定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

学校施設使用許可事務の改善及び体育館空調設備の使用に係る光熱
費の実費相当額を徴収することに伴い、改正するものである。

習志野市教育委員会規則第 号

習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則(昭和49年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「使用」を「一時的な使用」に改める。

第4条第1項中「各号」を「各号のいずれか」に、「認められる」を「認める」に改め、同条第3項中「使用期間が7日以上にわたるもの又は」を「使用用途等が」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、使用の許可を受けようとする者が第8条第3項若しくは第10条の規定に違反し、又は第11条の規定による損害の賠償をしていないと認めたときは、学校施設の使用を許可しないことができる。

第5条ただし書を削る。

第8条第1項中「体育館等」を「学校施設」に改め、同条に次の1項を加える。

3 体育館の空調設備を使用した使用者(習志野市を除く。)は、使用の都度、その使用実績を教育委員会に報告するとともに、当該空調設備の使用に係る光熱費の実費相当額を教育委員会が定める期日までに支払わなければならない。

第9条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 前条第3項に違反した場合であって、未到来の使用日があるとき。

別記第1号様式中「(団体の場合は団体名及び代表者氏名)」を

「

(団体の場合は団体名及び代表者氏名)

電話番号

に、

メールアドレス

」

「使用日時 年 月 日(曜日)

午前

午前

時

分～

時

分

午後

午後

」

を

「使用期間 年 月 日から

年 月 日まで

のうち、別紙に示した日時 に改める。

空調使用の有無 有・無 」

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第7条)

学校施設使用許可書

習志野市教育委員会指令 第 号

使用許可年月日

年 月 日

住所

氏名 様

習志野市立 学校(園)長 印

下記のとおり学校施設の使用を許可します。

記

使用目的

使用学校名 習志野市立 学校(幼稚園)

使用施設名

使用期間 年 月 日から

年 月 日まで

のうち、別紙に定める日時

参加人員 名

許可条件

(使用者の義務)

- 1 管理者の指示に従うこと。
- 2 使用が終わったときは、原状に回復して管理者の点検を受けること。
- 3 体育館の空調設備を使用した者は、使用実績を記載するとともに、光熱費を支払うこと。

(禁止行為)

- 1 使用許可の権利を譲渡又は転貸すること。
- 2 入場料、観覧料等の金銭の給付を受けること。

(使用許可の取消し等)

- 1 虚偽の申請又は報告をしたとき。
- 2 申請書に記載された内容と異なる使用をしたとき。
- 3 許可条件に反したとき。
- 4 管理者の指示に従わなかったとき。
- 5 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- 6 光熱費の実費相当額を期日までに支払わなかったとき。
- 7 その他学校の管理運営上支障があるとき。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則（昭和49年教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、習志野市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の施設（以下「学校施設」という。）の学校教育以外の目的による____ __使用に関し、習志野市立幼稚園管理規則（昭和41年教育委員会規則第2号）第32条、習志野市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）第33条及び習志野市立高等学校管理規則（昭和61年教育委員会規則第2号）第63条の規定により必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 校長は、学校教育及び施設管理上支障がなく、次の各号_____ __に該当すると認め<u>られ</u>るときは、学校施設の使用を許可するものとする。</p> <p>追加</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、学校施設の<u>使用期間が7日以上にわたるもの又は異例なもの</u>の許可については、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、習志野市立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の施設（以下「学校施設」という。）の学校教育以外の目的による<u>一時的な</u>使用に関し、習志野市立幼稚園管理規則（昭和41年教育委員会規則第2号）第32条、習志野市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）第33条及び習志野市立高等学校管理規則（昭和61年教育委員会規則第2号）第63条の規定により必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 校長は、学校教育及び施設管理上支障がなく、次の各号<u>のいずれかに</u>該当すると認め____るときは、学校施設の使用を許可するものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、校長は、使用の許可を受けようとする者が第8条第3項若しくは第10条の規定に違反し、又は第11条の規定による損害の賠償をしていないと認めたときは、学校施設の使用を許可しないことができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 校長は、学校施設の<u>使用用途等が</u>_____<u>異例なもの</u>の許可については、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない</p>

い。

(使用許可の申請)

第5条 学校施設の使用の許可を受けようとする者は、使用日の7日前までに学校施設使用許可申請書(別記第1号様式)を当該校長に提出しなければならない。ただし、使用許可申請は、使用日の1か月前からできるものとする。

(使用者の義務)

第8条 **体育館等**の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の管理員の指示に従わなければならない。

2 略

追加

(使用許可の取消し等)

第9条 校長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可の取消し又は使用の中止を命ずることができる。

(1)～(5) 略

追加

(6) 略

2 略

い。

(使用許可の申請)

第5条 学校施設の使用の許可を受けようとする者は、使用日の7日前までに学校施設使用許可申請書(別記第1号様式)を当該校長に提出しなければならない。_____

(使用者の義務)

第8条 **学校施設**の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の管理員の指示に従わなければならない。

2 略

3 体育館の空調設備を使用した使用者(習志野市を除く。)は、使用の都度、その使用実績を教育委員会に報告するとともに、当該空調設備の使用に係る光熱費の実費相当額を教育委員会が定める期日までに支払わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 校長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の取消し又は使用の中止を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(6) 前条第3項の規定に違反した場合であって、未到来の使用日があるとき。

(7) 略

2 略

旧

別記第1号様式(第5条)

学校施設使用許可申請書

年 月 日

習志野市立 学校(園)長 宛て

住 所

申請者

氏 名

(団体の場合は団体名及び代表者氏名)

下記のとおり学校施設を使用したいので申請します。

記

使用目的(詳細に)

使用学校名 習志野市立 学校(幼稚園)

使用施設名

使用日時 年 月 日(曜日)

午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分

参加人員 名

新

別記

第1号様式(第5条)

学校施設使用許可申請書

年 月 日

習志野市立 学校(園)長 宛て

住 所

申請者

氏 名

(団体の場合は団体名及び代表者氏名)

電話番号

メールアドレス

下記のとおり学校施設を使用したいので申請します。

記

使用目的(詳細に)

使用学校名 習志野市立 学校(幼稚園)

使用施設名

使用期間 年 月 日から
年 月 日まで
のうち、別紙に示した日時

空調使用の有無 有・無

参加人員 名

旧

第2号様式(第7条)

学校施設使用許可書

習志野市教育委員会指令 第 号

使用許可年月日

年 月 日

住 所

申請者

氏 名

様

習志野市立

学校(園)長

印

下記のとおり学校施設の使用を許可します。

記

使用目的

使用学校名 習志野市立 学校(幼稚園)

使用施設名

使用日時 年 月 日(曜日)

午前
午後

時

分

~ 午前
午後

時

分

参加人員

名

許可条件

1

2

3

4

(使用者の義務)

1 管理者の指示に従うこと。

1 使用が終つたときは、原状に回復して管理者の点検を受けること。

(禁止行為)

1 使用許可の権利を譲渡又は転貸すること。

1 入場料、観覧料等の金銭の給付を受けること。

新

第2号様式(第7条)

学校施設使用許可書

住所

氏名 様

習志野市教育委員会指令 第 号
使用許可年月日
年 月 日

習志野市立 学校(園)長 印

下記のとおり学校施設の使用を許可します。

記

使用目的

使用学校名 習志野市立 学校(幼稚園)

使用施設名

使用期間 年 月 日から

年 月 日まで

のうち、別紙に定める日時

参加人員 名

許可条件

(使用者の義務)

- 1 管理者の指示に従うこと。
- 2 使用が終ったときは、原状に回復して管理者の点検を受けること。
- 3 体育館の空調設備を使用した者は、使用実績を記載するとともに、光熱費を支払うこと。

(禁止行為)

- 1 使用許可の権利を譲渡又は転貸すること。
- 2 入場料、観覧料等の金銭の給付を受けること。

(使用許可の取消し等)

- 1 虚偽の申請又は報告をしたとき。
- 2 申請書に記載された内容と異なる使用をしたとき。
- 3 許可条件に反したとき。
- 4 管理者の指示に従わなかったとき。
- 5 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- 6 光熱費の実費相当額を期日までに支払わなかったとき。
- 7 その他学校の管理運営上支障があるとき。

議案第8号

習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定に
ついて

習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を別記のとおり制定
する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

令和8年4月1日施行の教育委員会事務局の機構改革に伴い、習志野市立学校
職員安全衛生管理規程の一部を改正するものである。

習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年 月 日

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

習志野市教育委員会訓令甲第 号

教育委員会事務局
教 育 機 関 等
公 立 学 校

習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

習志野市立学校職員安全衛生管理規程(平成11年教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「保健体育安全課長」を「学校教育課長」に改める。

第17条中「保健体育安全課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

習志野市立学校職員安全衛生管理規程（平成11年教育委員会訓令甲第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（組織等）</p> <p>第14条 市委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>（1） 学校教育部長</p> <p>（2） 学校教育部<u>保健体育安全課長</u></p> <p>（3） 総括安全衛生管理者のうちから教育長が指名する者</p> <p>（4） 学校職員で、衛生に関する経験又は識見を有するものうちから教育長が指名するもの</p> <p>2・3 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第17条 市委員会の庶務は、学校教育部<u>保健体育安全課</u>において処理する。</p>	<p>（組織等）</p> <p>第14条 市委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>（1） 学校教育部長</p> <p>（2） 学校教育部<u>学校教育課長</u></p> <p>（3） 総括安全衛生管理者のうちから教育長が指名する者</p> <p>（4） 学校職員で、衛生に関する経験又は識見を有するものうちから教育長が指名するもの</p> <p>2・3 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第17条 市委員会の庶務は、学校教育部<u>学校教育課</u>において処理する。</p>

議案第9号

習志野市教育振興基本計画の策定について

習志野市教育振興基本計画を、別記のとおり策定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市教育振興基本計画を策定するものである。

習志野市教育振興基本計画

【令和8（2026）年度～令和15（2033）年度】

主体的に学び 理解し合い
未来を創る 習志野の人づくり



習志野市マスコットキャラクター
「ナラシド」

習志野市教育委員会

習志野市文教住宅都市憲章（前文）

昭和45年3月30日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしろ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。



はじめに

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

近年、少子高齢化、デジタル技術の進展、地球規模課題の深刻化といった社会的状況は大きく変化し、予測困難な時代となっています。このような時代において、市民一人ひとりが持続可能な社会の担い手として活躍するためには、自ら考え、判断し、責任を持って行動することが重要であり、教育の担う役割はこれまで以上に大切になってきます。

現在、学校教育においては、教育DX、いじめや不登校への対応や支援、児童生徒の問題行動への対応、相談体制の充実、一人ひとりのニーズに応じた教育や支援、教職員の働き方への対応と教職の魅力の発信など様々な対応が求められています。

生涯学習においては、人生100年時代の到来を迎え、全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、各々のライフステージや興味関心に応じた多様な学びが得られ、生涯を通して学び続ける環境を整えることが求められています。

このような現状と課題、国や社会の動向を踏まえ、今後8年間の習志野市の教育の方向性を示す習志野市教育振興基本計画を策定しました。

本「基本計画」では、これまでの取組を継承・発展させながら、市民一人ひとりが自己実現を果たすために自発的な学びを推進するとともに、あらゆる違いを認め合いながら、多彩で豊かな交流を広げることで、「一人ひとりが輝き、一人ひとりを大切にする教育」を目指してまいります。

今後、どのような時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」と、社会や時代の「流行」を取り入れ、習志野市の実情に合わせた施策や取組を実行してまいります。今後も本市教育の目指す姿の実現に向けて、市民の皆様からの御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

習志野市基本構想

令和7年9月策定

将来都市像

『多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野』



目次

1	計画策定の趣旨	6
2	計画の位置付け	6
3	計画の対象	6
4	計画の期間	6
5	計画の体系イメージ	7
6	進行管理	8
7	教育をめぐる現状	8
8	前「基本計画」期間中の本市教育全体の課題	9
9	前「基本計画」期間中の本市教育の課題一覧	10
10	本「基本計画」の基本理念	11
11	目標及び施策一覧	12
12	課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み	13
13	各目標及び各施策の内容	
	（目標1）確かな学力の育成	16
	（目標2）豊かな心の育成	18
	（目標3）健やかな体の育成	21
	（目標4）未来につながる教育の推進	23
	（目標5）安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	27
	（目標6）幼児教育の質の向上	30
	（目標7）子育て・子育て支援の充実	32
	（目標8）人生100年時代を見据えた学習の推進	34
	（目標9）文化・芸術活動の振興	37
	（目標10）文化財の保存と活用	39
	（目標11）青少年健全育成の推進	41
	（目標12）生涯にわたるスポーツの推進	43
	（目標13）家庭教育力の向上	45
	（目標14）地域とともにある学校づくり	47
	（目標15）地域ぐるみでこどもを見守る仕組みづくり	49
	（目標16）教育関連施設の整備	51
	（目標17）教育行政の効率的・効果的な展開	55
14	指標一覧	57
15	習志野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	59
16	習志野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	60

1 計画策定の趣旨

教育基本法により、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年に教育振興基本計画、平成25年に第2期教育振興基本計画、平成30年に第3期教育振興基本計画、令和5年に第4期教育振興基本計画を策定しました。また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

本市においては、昭和45年に議決した「文教住宅都市憲章」の理念に沿って、教育施策を推進し、特色ある「習志野の教育」を築いてきました。教育委員会では、本市教育の独自性・自主性・自律性を発揮し、意図的・計画的な教育振興の推進を図るために、習志野市教育基本計画（計画期間：平成13年度～平成19年度、平成20年度～平成26年度、平成26年度～平成31年度）を策定しました。また、「習志野市基本構想」（平成26年度～令和7年度）に示された将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を教育の面から実現することを目指し、令和2年3月に習志野市教育振興基本計画（計画期間：令和2年度～令和7年度）（以下、前「基本計画」）を策定し、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標として、学校教育や社会教育に関する施策に取り組んできました。

現行計画の期間満了の時期にあたり、これまでの取り組みについて検証するとともに、その検証結果を踏まえつつ、社会の変化を見据え、国や千葉県の計画を参酌しながら、次の8年間における本市教育の方向性を示すものとして、習志野市教育振興基本計画（以下、本「基本計画」）を策定するものとします。

2 計画の位置付け

本「基本計画」は、上位の計画である「習志野市基本構想」及び「習志野市前期基本計画」と整合を図りつつ、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

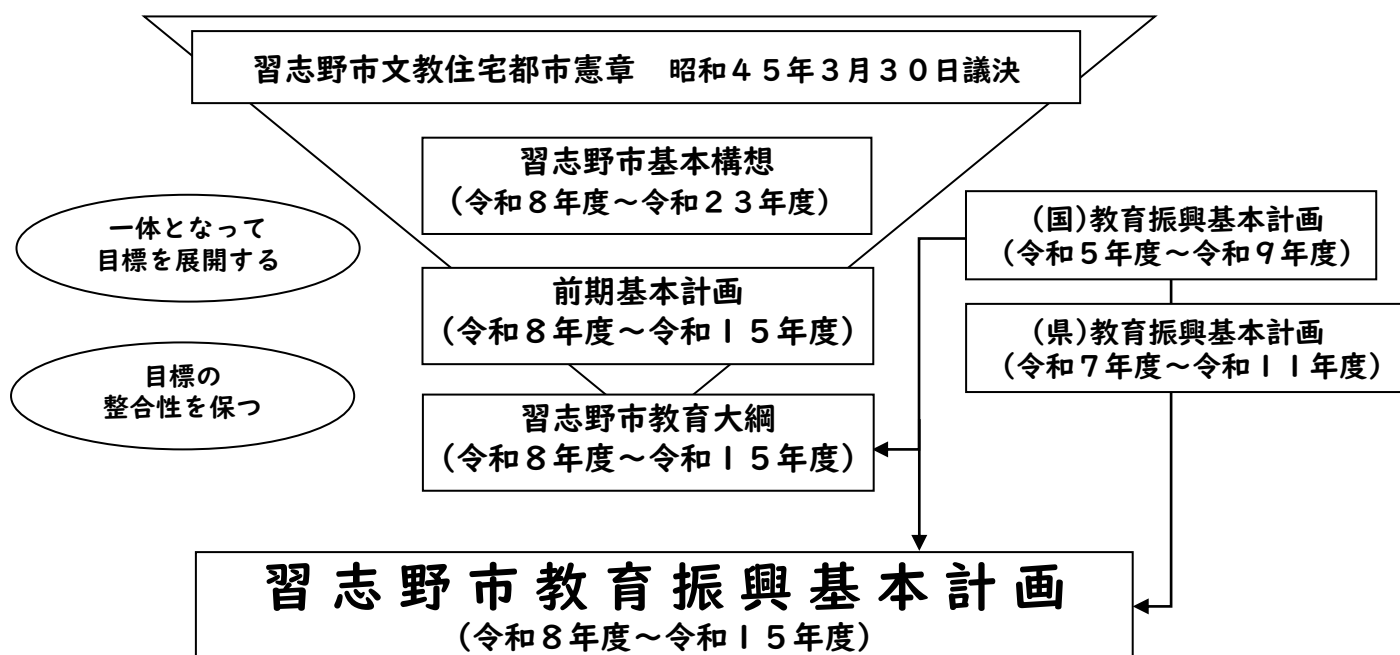
3 計画の対象

本「基本計画」は、習志野市の教育行政に係る基本的な計画であり、幼児教育、学校教育及び生涯学習全般を対象の範囲とします。

4 計画の期間

本「基本計画」は、上位計画である「習志野市前期基本計画」との整合性を図るため、令和8年度から令和15年度までの8か年の計画期間とします。

5 計画の体系イメージ



基本理念

主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

基本方針1	基本方針2	基本方針3
次世代の担い手を育てる教育・人づくり	誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくり	みんなで人を育てる体制・環境づくり
[目標1] 確かな学力の育成 [目標2] 豊かな心の育成 [目標3] 健やかな体の育成 [目標4] 未来につながる教育の展開 [目標5] 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進 [目標6] 幼児教育の質の向上 [目標7] 子育て・子育て支援の充実	[目標8] 人生100年時代を見据えた学習の推進 [目標9] 文化・芸術活動の振興 [目標10] 文化財の保存と活用 [目標11] 青少年健全育成の推進 [目標12] 生涯にわたるスポーツの推進	[目標13] 家庭教育力の向上 [目標14] 地域とともにある学校づくり [目標15] 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり [目標16] 教育関連施設の整備 [目標17] 教育行政の効率的・効果的な展開

6 進行管理

目標ごとに客観的な指標を設定し、毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」にて、実績及び効果を数値で把握するとともに、状況分析・評価を行うことで、取り組みの改善等を図っていきます。

7 教育をめぐる現状

(1) 社会の動向

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。少子化・人口減少や高齢化、デジタル化・グローバル化の進展、生成AIの急速な普及、社会のつながりの希薄化、自然災害などの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により学校・家庭・地域を取り巻く環境が大きく変化するなど、将来の予測が難しい時代となっています。

一方、経済先進諸国において、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重視されてきております。

また、社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められています。

(2) 習志野市の現状

本市は一貫して住民福祉の向上を目指し、住民自治・市民協働によるまちづくりを推進してきており、昭和45(1970)年には「文教住宅都市憲章」を制定し、本市不変のまちづくりの基本理念として今日まで受け継がれています。

総人口は令和17(2035)年頃にピークを迎えた後、減少していくと予測されており、今後は高齢者の増加と生産年齢人口の減少による社会保障費の増大や働き手の不足、経済の縮小など、人口構造の変化への対応が求められます。

また、すべての人がこれまで以上に活躍できるまちづくりを推進するため、あらゆる違いを認め合い、お互いの人権を尊重し積極的に活かしていく、多様性(ダイバーシティ)に対する理解と浸透に努めながら、誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる地域共生社会・多文化共生社会の実現に取り組むことが重要となります。

8 前「基本計画」期間中の本市教育全体の課題

(1) 主体的な学びの育成

全国学力・学習状況調査の教科の調査結果から、本市の児童生徒は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等については、全国平均を上回る良好な結果が表れています。一方、児童生徒質問調査の結果では、学力の要素の一つである「主体的に学習に取り組む態度」について全国平均を下回っております。新体力テストにおける児童生徒質問紙調査においても同様に、主体的に取り組むことに課題があると表れています。

また、近年の急激な社会の転換が図られる時代において、自ら考え、判断し、責任を持って行動することが一層求められており、主体的な学びの育成は、今後、本市が取り組むべき重要な課題です。

(2) 人材確保及び人材育成

近年、教員採用選考受験者の減少や経験豊かな教員の大量退職による教員不足、よりよい教育を目指した人材育成、若手職員への知識や技術の伝達など、学校における人材確保と人材育成が急務となっています。

また、生涯学習においても誰もが学びたいときに学べる学習機会の確保、生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進のため、専門知識を有する人材の確保と技術の伝承が一層求められており、人材確保と人材育成は、本市の取り組むべき課題です。

(3) 相談体制及び支援体制の充実

学校におけるいじめ・不登校は年々増加しており、いじめや不登校、こどもの問題行動への早期対応・早期解決が重要になってくるとともに、児童生徒及び保護者が悩みを一人で抱え込まず、相談できる体制が重要となります。

また、学校及び生涯学習施設において特別な支援を要する方、LGBTQ、こどもの貧困、虐待、ヤングケアラーなど多様なニーズへの対応・支援が一層求められており、共生社会の実現、誰もが安全・安心して生活できる環境を整えるために、相談体制及び支援体制の充実に取り組む必要があります。

(4) 学校・家庭・地域、関係機関等との連携強化

近年、学校が抱えている問題は、複雑化・多様化しており、問題を解決するためには、学校と家庭、地域、関係機関等の一層の連携を図る必要があります。また、地域を活性化させるためには、地域とともにある学校づくりを更に進めていく必要があります。

(5) デジタル化の推進

急激なデジタル化が進んでおり、学校および社会教育施設等においてデジタル化への対応が急務となっています。また、学校における働き方改革を進展、行政及び施設等の業務改善を図るためにも今後さらなるデジタル化を進めていく必要があります。

デジタル化を推進し、業務の効率化を図ることで人と人とのリアルやアナログな時間を創出させることが重要であり、学校においてはデジタル化を進めることで教員が児童生徒に向き合う時間をつくっていく必要があります。

9 前「基本計画」期間中の本市教育の課題一覧

- (1) 質の高い教育を行う教育体制
 - ・主体的に学習に取り組む態度
 - ・こどもの権利擁護
 - ・体験学習の機会、場の確保
 - ・運動機会の減少
 - ・体系的・系統的なキャリア教育の実践
 - ・若手教員の増加と教員のなり手不足
 - ・生涯学び続けることができる環境の整備と人材の不足
 - ・こどもの読書離れ
 - ・学校、公共施設の再生、維持保全、DX化、トイレ・エアコン設置
 - ・教職員の多忙化
 - ・教育費に係る保護者の負担
- (2) 少子高齢化、人材不足
 - ・こどもの数の減少に伴う児童生徒数の減少
 - ・地域間の偏り
 - ・高齢化に伴う、労働力（教員）不足
 - ・人材不足、人材確保
 - ・地域行事等の担い手不足
 - ・学校や地域を支える人材の世代交代
 - ・専門知識を有する指導者の不足
- (3) 複雑化・多様化する学校の課題
 - ・いじめ認知件数の増加、いじめ重大事態への未然防止と対応
 - ・不登校児童生徒の増加と学びの場の確保
- (4) 多様なニーズへの対応
 - ・特別な支援を必要とする児童生徒の増加
 - ・日本語指導を必要とする児童生徒の増加
 - ・児童生徒の安全・安心な放課後の居場所の確保
 - ・LGBTQ、こどもの貧困、虐待、ヤングケアラーへの対応
- (5) 学校・家庭・地域との連携
 - ・核家族化、人間関係の希薄化に伴う家庭・地域の教育力の低下
 - ・地域行事等への参加率の低下
 - ・学校と家庭・地域との連携、協働
- (6) 社会の急激な変化への対応
 - ・デジタル化、グローバル化、ダイバーシティ（多様化）への対応
 - ・自然災害の頻発化、自然環境の悪化（地球温暖化）
 - ・職業（労働）の市場の変化

10 本「基本計画」の基本理念

主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

主体的に学び

一人ひとりが自らの能力を伸ばすため、主体的に学び、考え、取り組む力を養います。

理解し合い

お互いの思いや考えを理解し合い、認め合うことで、自らの視野を広げ、よりよい解決方法を導きます。

未来を創る

一人ひとりが自分らしく活躍し、幸せややりがいを感じる未来を創ります。

習志野の人づくり

習志野から世界や日本で活躍する人材、地元を愛し、地元で活躍する人材を育みます。

現代の社会は、少子高齢化、デジタル化・グローバル化の進展、社会のつながりの希薄化、自然災害などの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により学校・家庭・地域を取り巻く環境の変化など、将来の予測が難しい時代となっています。

さらに、社会の多様化が進む中、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められており、今後、以下の2点が重要となります。

- (1) 持続可能な社会の創り手の育成
- (2) 誰もが活躍できる社会づくり

このような状況の中、市民一人ひとりが持続可能な社会の担い手として活躍するためには、自ら考え、判断し、責任を持って行動することが重要であり、生涯にわたって自ら学び続けていくことが大切となります。

また、持続可能な社会を維持・発展させるためには、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になることを目指すという考え方が重要となります。

本市では、「教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながる」の考えのもと、前「基本計画」では、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標として設定し、目標達成に向け取り組んできました。

今後も組織をあげて「習志野の人づくり」に取り組んでいくとともに、市民一人ひとりが自己実現を果たすために、自発的な学びを推進し、あらゆる違いを認め合いながら共に学ぶことで、希望に満ちた未来を切り拓く習志野市を目指していきます。

1 1 目標及び施策一覧

基本方針		目標	施策
1	次世代の担い手を育てる教育・人づくり	1 確かな学力の育成	1 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進
			2 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
			2 豊かな心の育成
		4 いじめの未然防止と解消に向けた取り組みの推進	
		5 体験活動等の充実	
		3 健やかな体の育成	6 運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成
			7 学校保健の充実
			8 食育の充実
		4 未来につながる教育の推進	9 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
			10 多様なニーズに対応する教育の推進
			11 不登校の未然防止と学びの場の確保に向けた取り組みの推進
			12 グローバル化、持続可能な社会に向けた教育の推進
			13 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進
			14 体系的・実践的なキャリア教育の推進
		5 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	15 安全・安心な学校づくりの推進
			16 特色ある学校づくりの推進
			17 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進
			18 経験や職務に応じた研修による教職員の資質能力の向上
		6 幼児教育の質の向上	19 こどもが健やかでたくましく成長できる教育の充実
			20 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進
			21 教職員の資質能力、指導力の向上に向けた取組の推進
7 子育て・子育て支援の充実	22 多様なニーズに対応した子育て支援の充実		
2	8 人生100年時代を見据えた学習の推進	23 誰もが学びたいときに学べる学習機会の充実	
		24 多様なニーズに応じた学びの環境整備	
		25 生涯学習をまちづくりにつなげる取り組みの推進	
		26 こどもの読書活動の推進	
	9 文化・芸術活動の振興	27 文化・芸術に触れ、つなぎ、活かす活動の推進	
	10 文化財の保存と活用	28 文化財の調査と保存	
		29 文化財の情報発信と活用による興味や愛着の醸成	
11 青少年健全育成の推進	30 青少年の健やかな成長のための多様な活動の場の提供		
12 生涯にわたるスポーツの推進	31 こども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進		
	32 「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの推進		
3	13 家庭教育力の向上	33 家庭教育力の向上に資する学習機会の提供	
		14 地域とともにある学校づくり	34 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
			35 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
	15 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	36 地域と連携した防犯・補導活動の推進	
	16 教育関連施設の整備	37 幼稚園・こども園の教育環境の維持・向上	
		38 小中学校の教育環境の維持・向上	
		39 市立高等学校の教育環境の維持・向上	
		40 総合教育センターの環境整備	
		41 学校給食センターの環境整備	
		42 社会教育施設・スポーツ施設の環境整備	
17 教育行政の効率的・効果的な展開	43 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進		
	44 教育委員会事務局の活動の充実		
	45 新たな課題への対応と先進的な施策の研究		

12 課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み

(目標1) 確かな学力の育成

主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図るため、本市の指導重点事項の内容を精査し、新しい「習志野学びモデル」を構築していきます。

(目標2) 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、体験学習等の充実を図ります。自然体験学習においては、体験を通して培う力を明確化し、施設や設備に依存しない取り組みを進めていきます。

また、いじめ重大事態への未然防止と早期対応に向け、法制度に関する教職員研修を実施し、教職員への確実な理解を図ります。

(目標3) 健やかな体の育成

体を動かす機会を確保するため、各学校にて、短時間でも気軽に体を動かせる活動を取り入れ、学校内外で児童生徒が主体的に運動に親しめる環境をつくります。

また、各学校にて児童生徒へ健康教育、食育を行うとともに、保護者会や各学校が作成する学校だよりを通して、規則正しく生活することの重要性、食育の大切さ等を周知し、保護者及び地域と連携して児童生徒の心と体の健康の保持・促進を図ります。

(目標4) 未来につながる教育の推進

児童生徒の学びを将来へとつなげるキャリア教育を推進するため、学校訪問等を通して「習志野市キャリア教育の指針」の活用について周知を図ります。

また、グローバル化への対応を図るため、小学校における外国語学習と中学校における英語学習の学習内容・指導方法を一体的に捉え、7年間を通じた系統的な英語教育の充実、多様な世代との交流や異文化交流等を進めていきます。

さらに、デジタル化社会に向けた人材を育むため、教職員のICTに関する資質向上を図るとともに、児童生徒のデジタルリテラシーを高めていきます。

近年、増え続ける不登校児童生徒に対し、「個」に応じた学びの場を確保するため、学びの多様化学校や校内教育支援センターの充実を図ります。

また、特別支援教育の充実に向け、教職員への研修の充実を図るとともに、各学校にて個別の教育支援計画を用いた校内支援委員会の充実を図り、特別な支援を要する児童生徒への適切な支援を行っていきます。

(目標5) 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進

児童生徒へ安全教育を行い、危険を予測し、回避する能力を高めます。また、専門機関による出前授業の活用の拡充を図り、地域の方や第三者立ち合いのもと、実効性のある訓練等を実施し、学校の安全計画の見直しを図ります。

魅力のある学校をつくるには、よりよい教育を目指して教職員の研修を充実させることが大切であり、研修履歴システムにて研修履歴を可視化し、受講者本人へ研修の積み上がりを実感させるとともに、放課後にオンラインを利用したミニ研修等を開催し、研修機会の拡充を図ります。

習志野高校においては、魅力のある学校を推進するため、生徒が将来の夢と学業を結び付けて主体的な進路選択ができるようキャリア教育の充実を図ります。

(目標6) 幼児教育の質の向上

幼児の主体性を育むため、各園での主体性を育む研究実践及び取り組みを市内施設に周知、提案し、学ぶ機会を提供します。また、幼児教育・保育施設に通っているこどもの保護者に限らず全ての保護者へ幼児の主体性の育みについて、啓発活動を行います。

(目標7) 子育て・子育て支援の充実

子育てに関する情報について市のホームページ等を活用し、幼児教育・保育施設に通っているこどもの保護者に限らず全ての保護者へ周知を図ります。

(目標8) 人生100年時代を見据えた学習の推進

生涯学習複合施設プラッツ習志野や公民館・図書館等において、市民のニーズに応じた学習機会の場を設け、市民の学習機会の充実を図ります。また、諸室予約や講座申し込み等のデジタル化を進めます。

(目標9) 文化・芸術活動の振興

(公財)習志野市文化スポーツ振興財団と相互に連携・協力し、あらゆる機会・場所を活用したアウトリーチ事業の拡充を図ります。芸術文化協会会員の確保に向け、行事等の来場者へ会員確保に向けたPRチラシを配布する等、周知拡大を図ります。

(目標10) 文化財の保存と活用

文化財の活用を図るため、市のホームページや「広報習志野」にてイベントや展示について、広く周知するとともに、関連行事の来場者へ周知を図ります。また、実花公民館跡施設に新たな歴史資料の展示施設の整備を進めます。

(目標11) 青少年健全育成の推進

すべての市立小学校への放課後子供教室の設置とこどもの成長段階に応じた運営を実施します。若者を対象とした施策に関する積極的な情報発信や普及啓発、また、フューチャーセンターと連携した若者の活躍を支援する取り組みを実施するとともに、(仮称)新総合教育センターに活動の場を設定し、若者の居場所づくりに努めます。

(目標12)生涯にわたるスポーツの推進

スポーツ推進計画と連動しながら「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツを展開します。また、「スポーツで あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って、スポーツ施策の推進に取り組みます。

(目標13)家庭教育力の向上

各公民館において保護者等が参加しやすい時間や場所を考慮し、保護者が幼児から中学生までのこどもの発達段階に応じた家庭教育について学び、実践できるよう、学級講座を開設します。

(目標14)地域とともにある学校づくり

地域と学校が一体となりこどもたちの教育を支え、学校を核として地域の活性化を図るため、地域の大学や企業等への地域学校協働活動を担う人材の確保に向けた働きかけを強化します。

また、部活動の地域展開を進め、学校の枠を越え、年齢や地域をまたいだ人々との交流を図ります。

(目標15)地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

子ども110番の家の周知を図るため、各学校にて子ども110番の家を学区の地図に書き込み、校内に掲示したり、学校のホームページに掲載したりする等、児童生徒への周知拡大を図ります。

(目標16)教育関連施設の整備

幼稚園・こども園においては、施設の老朽化、経年劣化による不具合の解消に向け整備・修繕を行います。

小・中・高等学校においては、充実した教育活動を十分に実施できる機能的な施設環境を整えるとともに、安全性、防災性、防犯性の向上に取り組みます。

社会教育施設においては、閉館施設の諸室機能の代替場所を確保するとともに、施設の多機能化・複合化を図ります。

スポーツ施設の整備においては、老朽化した施設の維持管理に取り組むとともに、施設の活用の拡大等に取り組みます。

(目標17)教育行政の効率的・効果的な展開

学校を対象とした調査の精選及び文書等配布の縮減を図るとともに、教育DXを推進し、教育の質の向上、業務の効率化を図り、教職員の負担軽減に努めます。

また、新たな課題への対応と先進的な施策の研究に取り組み、教育活動の充実、保護者等の負担軽減に努めます。

13 各目標及び各施策の内容

目標1 確かな学力の育成

将来の予測が困難な時代の中、こどもたちが柔軟な学び方や考え方、変化に対応する力と態度を身に付け、個々の能力や可能性を最大限に引き出していくことが重要となります。

主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実を図るため、1人1台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図っていきます。

また、全国学力・学習状況調査の結果の分析を行い、「ならしの学力向上プラン」を活用した授業改善を図っていきます。



1人1台端末を活用した授業

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
1	全国学力・学習状況調査にて「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	[市]80.7%[国]81.9% (小学校) [市]78.9%[国]80.3% (中学校)	全国平均 +2.0ポイント

施策1 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進

児童生徒が自己のキャリア形成を見据え、将来の方向性や社会とのつながりを意識しながら見通しを持って粘り強く学習に取り組み、自らの学習過程や成果を振り返り、改善を重ねて次の学びにつなげる「主体的な学び」を推進します。また、こども同士の協働、教職員・地域の人々との対話、先人の思想や知見を手掛かりとした探究的な学びを一体的に充実させることで、自らの考えを広げ、深めていく「対話的な学び」を充実させます。これらの学びを通して、自己のキャリア形成を基盤に、変化の激しい社会においても生涯にわたり能動的に学び続け、よりよく生きようとする資質・姿勢を育成します。

主な取り組み、事業

- ・キャリア形成と関連付けた学習
- ・1人1台端末を活用した協働的な学びの推進
- ・「習志野学びモデル」の構築
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析

施策2 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

1人1台端末やAIドリル等のデジタル技術を効果的に活用し、個々の理解度や学習状況に応じた学習を促進させることで、個別最適な学びの実現を図ります。また、児童生徒が自らのペースで主体的に学習を進めることで、自律して学び続ける姿勢を育みます。

さらに、「協働的な学び」を推進し、多様な意見や価値観に触れることで、児童生徒が多面的・多角的に考える力を養います。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ることで、より深い学びと資質・能力の総合的な育成を図り、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善につなげていきます。

主な取り組み、事業

- ・個に応じた指導の充実
- ・指導の個別化と学習の個性化の推進
- ・探究的な学習の推進
- ・読書活動の推進（学校図書館の活用、学校電子図書館ナラシンドライブラリーの活用）

目標2 豊かな心の育成

こどもたちの健やかな成長のためには、豊かな情操や道徳心を培い、正義感や責任感、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く能力などを、学校教育活動全体を通じて育むことが重要です。

自己の生き方を考え、主体的に判断・行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、「特別の教科 道徳」の充実を図ります。あわせて、人権教育を推進し、あらゆる他者を尊重する心を育むとともに、体験活動の充実を通じて主体的な思考力や判断力、行動力を育成します。

さらに、体験活動の充実を図り、こどもたちが様々な体験を通じて、豊かな心や道徳心を培い、主体的な思考や判断、行動力を育みます。

豊かな心を育むことで、あらゆる他者を価値のある存在として認識し、尊重する心を養い、いじめの未然防止につなげていきます。



自然体験学習



MIMOMI FARMとの連携授業

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
2	いじめアンケートの集計結果 いじめの解消率	小学校：96% 中学校：89% (令和6年3学期)	小中ともに 100%

施策3 道徳教育・人権教育の推進

「特別の教科 道徳」を中心に、学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図り、命を大切にする心、互いを認め合う心、協調する心、規範意識などの道徳性を育成します。あわせて、児童生徒一人ひとりが人権の意義と重要性について正しい理解を深め、自他の大切さを認知し、尊重するとともに、人権上の課題に対して主体的に改善点を見出し、日常の行動に人権尊重の態度が表れるよう、人権教育を推進します。

主な取り組み、事業

- ・千葉県版「道徳教育アーカイブ」や千葉県「道徳教育の手引き」の活用をした、「考え、議論する道徳」の授業づくり
- ・道徳教育推進教師の育成と活用の推進
- ・こどもの権利擁護の推進
- ・『「いのち」のつながりと輝き」を実現するための、家庭・地域との連携を重視した、学校全体で取り組む道徳教育の推進

関連する取り組み、事業

- ・主権者教育の推進
- ・消費者教育の推進

施策4 いじめの未然防止と解消に向けた取り組みの推進

いじめの未然防止に向け、児童生徒の日常的な様子を丁寧に観察し、兆候を早期に発見できる体制を整えるとともに、教職員の対応力向上のため研修の充実や指導体制の強化を進めます。また、学校・家庭・地域が連携し、いじめを許さない環境づくりを推進します。重大事態においては、迅速かつ組織的に対応し、再発防止の徹底を図ります。

主な取り組み、事業

- ・記名式、無記名式いじめアンケートの実施と教育相談の充実
- ・計画的、組織的な対応ができる生徒指導体制の充実
- ・習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開
- ・法的対応力の向上を図る教職員研修の実施
- ・生徒指導上の課題への対応力向上を図る教職員研修の充実
- ・脱いじめ傍観者教育の実施

関連する取り組み、事業

- ・SOSの出し方に関する教育の実施
- ・発達支持的生徒指導の推進

施策5 体験活動等の充実

児童生徒が年齢や世代を超えた人々との交流を深めるとともに、自然体験や社会体験、文化・芸術の鑑賞や表現活動など、多様な体験活動の充実を図り、豊かな感性や創造性を育むことで、他者を尊重し、協働する態度を培います。

主な取り組み、事業

- ・習志野市文化連盟の主催による様々な活動
（小中音楽会・中学校英語発表会・総合教育展・席書大会）
- ・持続可能な宿泊自然体験学習の検討と運営、実施

目標3 健やかな体の育成

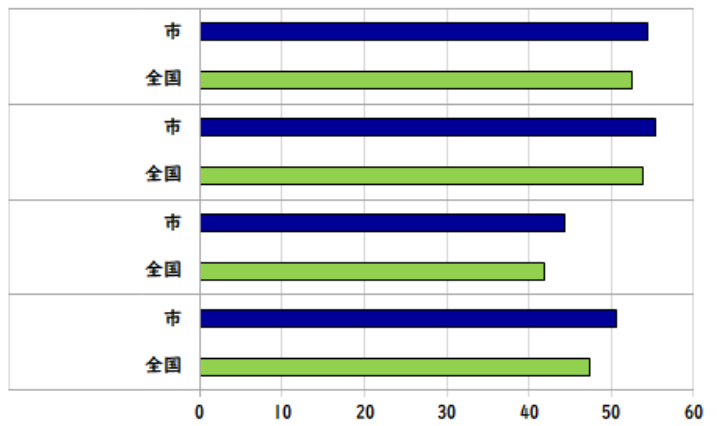
児童生徒が生涯にわたり運動・スポーツに親しむ基盤を築くことを目指し、体育授業の質を高めるとともに、日常的な運動習慣の定着を図ります。体力低下傾向や運動不足が課題である現状を踏まえ、家庭と連携しながら運動機会の創出や生活習慣の改善を推進します。また、健康課題への対応として、正しい知識に基づく行動選択能力を育成し、心身の健康増進とともにウェルビーイングの向上を目指します。

また、児童生徒がより健康な生活を送ることができるよう、学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進を図ります。

さらに、安全・安心な給食の提供とともに、こどもたちが健やかに成長し、自分自身で望ましい食の選択ができるよう、食に関する指導を充実させていきます。



食育授業の様子



全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果
(令和6年度 体力合計点の平均)

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (体力合計点の平均)	[市] 54.48 [国] 52.53 (小学校 男子) [市] 55.39 [国] 53.92 (小学校 女子) [市] 44.42 [国] 41.86 (中学校 男子) [市] 50.65 [国] 47.37 (中学校 女子)	全国平均を上回る
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	[市] 92.2 [国] 93.3 (小学校 男子) [市] 83.6 [国] 86.2 (小学校 女子) [市] 89.4 [国] 90.3 (中学校 男子) [市] 76.2 [国] 76.8 (中学校 女子)	全国平均を上回る

施策6 運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成

体育授業や保健分野の学習の充実を図り、児童生徒の基礎的な体力・運動能力、主体的にスポーツに取り組む態度を育成します。日常的な運動習慣の定着を促すとともに、心身の健康維持とウェルビーイングの向上を図ります。

主な取り組み、事業

- ・ 体育授業の質向上と授業改善の推進
- ・ 運動習慣定着のための体力向上プログラムの実施
- ・ 家庭と連携した運動機会の創出

施策7 学校保健の充実

児童生徒が健康な生活を送ることができるよう、教育活動の様々な機会を通し、健康教育を推進していきます。

主な取り組み、事業

- ・ 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進
- ・ 健康課題に対応した健康教育の充実

施策8 食育の充実

適切な衛生管理による安全・安心な給食の提供を行うとともに、こどもたちが食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身につけることができるよう食育の充実を図ります。

主な取り組み、事業

- ・ 食育授業の推進
- ・ 保護者等への食育推進
- ・ 学校給食における地産地消の推進
- ・ 安全な学校給食の提供

目標4 未来につながる教育の推進

こどもたちが社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するために、教育DXの推進及び学びと自己の将来とのつながりを見据えたキャリア教育の推進を図っていきます。

また、社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められており、本市では、特別支援教育や不登校児童生徒への対応をはじめとしたこどもの一人ひとりのニーズに応じた教育及び支援、相談体制の充実を図り、全てのこどもたちが安心して学ぶことができる環境整備に努めます。

さらに、国際交流や異年齢集団との交流、外国語教育の充実を図ることで、相互の多様性を認め、高め合う機会の充実に努め、グローバル人材の育成を図ります。



台湾の小学校との音楽交流

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
5	「職業にかかわる教育活動」に協力していただいた事業所の総数(延べ数)	291	320
6	英語教育実施状況調査の結果CEFR A1(初級)レベル以上の中学生の割合	57.5% (令和5年度)	62.5%
7	児童生徒タブレット端末の活用率	1ヶ月に1人 9回使用	1ヶ月に1人 20回使用

※CEFR(Common European Framework of Reference for Languagesの略)

施策9 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

個別の教育支援計画・指導計画の活用を推進し、障がいのある児童生徒の学びを支え、発達段階や進路に応じた切れ目のない支援を充実させます。あわせて、インクルーシブ教育を推進し、障がいの有無にかかわらず互いの人格と個性を尊重し、共に学び合い支え合う心と態度を育みます。

主な取り組み、事業

- ・障がいのある人への理解に関する学習や交流、共同学習の実施
- ・障がいや特別支援教育に係る理解を深める研修の充実
- ・個別の教育支援計画を活用した校内支援委員会の充実
- ・心理発達相談員配置事業
- ・心のバリアフリー教育の推進

施策10 多様なニーズに対応する教育の推進

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を行います。日本語を母語としない児童生徒に対しては、言語文化指導者の派遣や日本語指導教室での指導を充実させ、日本の学校生活への早期適応を支援します。

主な取り組み、事業

- ・外国にルーツを持つ児童生徒の受け入れ体制の充実
- ・多様性を認め包摂性を高める学校風土の醸成
- ・教育相談と支援体制の充実

施策11 不登校の未然防止と学びの場の確保に向けた取り組みの推進

校内教育支援センター、学びの多様化学校、総合教育センターが運営している相談業務及び「フレンドあいあい」の運営体制を強化し、多様な学びの場の確保と不登校児童生徒等への支援を一体的に推進することで、誰一人取り残されない学びの保障を図ります。あわせて、早期の兆しを的確に捉えて、支援につなげることで、不登校の未然防止に努めます。

主な取り組み、事業

- ・不登校児童生徒の教育機会の確保と相談体制の充実
- ・学びの多様化学校による安心して学べる環境づくり
- ・校内教育支援センターの活用
- ・保護者同士の交流会の開催やネットワークの構築
- ・タブレット端末を活用した一人ひとりに応じた学習指導
- ・「フレンドあいあい」の活動の充実
- ・スクールカウンセラーの活用及び教育相談に関する教職員の資質向上研修

施策12 グローバル化、持続可能な社会に向けた教育の推進

グローバル化に対応できる力を育成するため、外国語教育を充実させます。多様な文化や価値観への理解を深める言語活動や国際交流を通じて国際感覚を養い、ICTの積極的な活用やALTとのチーム・ティーチングの充実により、実践的なコミュニケーション力を高めます。

また、持続可能な社会の担い手としての資質・能力を育むため、市内の関係機関・団体と連携した授業や体験活動を充実させます。

主な取り組み、事業

- ・外国語教育、異文化交流、国際理解教育の充実
- ・姉妹都市（タスカルーサ市）ALTの活用、小学校へのALTの配置
- ・総合的な学習の時間等における谷津干潟自然観察センター、クリーンセンター等との連携
- ・「習志野市平和市民代表団広島市・長崎市平和記念式典派遣事業」への生徒派遣
- ・被爆体験講話の実施
- ・障がいのある人や高齢者等との交流活動の実施

施策13 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進

教職員の業務負担軽減と効率化を目的に、校務支援システムの活用を進め、働き方改革を推進します。また、児童生徒にはICTを活用したプレゼンテーションやプログラミング学習を通じて、論理的思考や表現力を育成します。さらに、生成AIを活用した課題解決型の学びを取り入れ、デジタル社会に対応できる力を育てます。教育活動全体を通じて、教師・児童生徒双方のデジタルリテラシーの向上を目指します。

主な取り組み、事業

- ・校務支援システムの活用促進
- ・ICTを活用した発表、プログラミング活動の実施
- ・生成AI活用による課題解決活動の取り組み
- ・教員研修における教育DX関連研修の実施

施策14 体系的・実践的なキャリア教育の推進

市内企業との連携による授業や体験活動を充実させ、児童生徒が自らの生き方や地域のあり方について理解を深める学習を推進します。また、「キャリア・パスポート」等を活用し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むため、児童生徒の発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。

主な取り組み、事業

- ・市内企業と連携した授業や体験活動の実施
- ・個に応じた進路指導の充実
- ・探究、STEAM教育等の教科横断的な学習の充実
- ・キャリア・パスポートの活用
- ・キャリア教育方針の作成及び周知

※STEAM (Science, Technology, Engineering, Arts, and Mathematics の略)

目標5 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進

児童生徒が安全・安心に生活するために、東日本大震災や房総半島台風などの経験を踏まえ、学校での安全教育や防災教育をさらに充実させる必要があります。各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルの充実を図るとともに、交通安全も含めた3領域（生活安全・交通安全・災害安全）について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。

また、児童生徒の安全・安心を守るために、各学校で「不祥事防止に係る全体計画及び年間計画」を作成し、計画に基づき、環境整備、職員研修、定期的なアンケートの実施等を行い、不祥事防止に取り組みます。

さらに、魅力ある学校づくりに向け、児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進し、各学校が独自の教育活動やカリキュラムを展開することで、児童生徒の学びへの意欲や自己肯定感の向上を目指します。小中学校では、校内研究の充実や公開研究会の開催により、教職員の授業力向上と教育実践の質的改善を図り、魅力ある学校づくりを推進します。習志野高等学校では、これまで築いてきた実績を継承しつつ、魅力を積極的に発信していきます。



公開研究会（津田沼小）



習志野高等学校のスクールポリシー

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
8	学校評価における児童生徒アンケートにおいて、「学校生活」に関する項目の肯定的な回答をした児童生徒の割合	88%	91%

施策15 安全・安心な学校づくりの推進

各学校の防災計画に基づき、教育活動全体を通じた防災教育や、地域・関係機関と連携した防災訓練、救命講習などを実施し、こどもたちの防災意識を高め、「自助」「共助」の意識を育てます。

主な取り組み、事業

- ・安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の推進
- ・こどもたちが、安全・安心に生活するための交通安全教育、防犯教育の充実
- ・地域安全マップ（交通安全・防犯・防災）の作成
- ・実効性のある訓練の実施
- ・中・高生の防災活動への参加促進
- ・発達段階に応じた交通安全教育の推進
- ・救命講習の実施の促進

施策16 特色ある学校づくりの推進

各学校の自主研究および市指定の研究を積極的に支援、推進します。

学校ごとの特色ある研究活動に対して、指導主事等が学校を訪問し、学校の実態に応じた「わかる・できる授業」の実現に向けて的確な指導・助言を行うことで、教職員の指導力向上と教育実践の質的改善を図り、児童生徒が主体的に学べる魅力ある学校づくりを推進します。

主な取り組み、事業

- ・特色ある学校づくり推進事業

施策17 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進

生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりに取り組み、それらを積極的に発信し、受験生が自ら習志野高等学校を前向きに進路先の選択肢の一つとして検討してもらえるよう取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・ インスタグラムを活用した積極的な情報発信
- ・ 学校紹介のパンフレットのリニューアル
- ・ 首都圏進学フェアでの出展
- ・ 希望者を対象とした少人数での学校見学ツアーの実施（年5回、20家庭）
- ・ 主体的な進路選択に向けたキャリア教育の実施

関連する取り組み、事業

- ・ 地元企業と連携した部活動の取り組み

施策18 経験や職務に応じた研修による教職員の資質能力の向上

県および市独自の研修に関する記録や成果を分析し、教職員一人ひとりの課題や強みを可視化したうえで、各学校へ具体的なフィードバックを行い、校内研修の質の向上を図ります。また、児童生徒への性暴力等の根絶に向けた研修を実施し、性暴力や不適切な指導を決して許さない学校づくりに取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・ ICT活用教育研修の継続的な実施
- ・ 千葉県・千葉市育成指標を活用した研修の実施
- ・ 県および市の研修受講後の市教育委員会からのフィードバック
- ・ 研修履歴システムを活用した学びの振り返りの推進
- ・ オンラインを利用したミニ研修等の開催
- ・ 臨時的任用教職員研修の実施
- ・ 生命（いのち）の安全教育の実施
- ・ 不祥事根絶のための全体計画・年間計画の作成、研修の実施

関連する取り組み、事業

- ・ 人事評価による教職員の能力開発
- ・ 免許認定講習を活用した上位免許状及び特別支援学校教諭免除状取得の推奨

目標6 幼児教育の質の向上

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育の質の向上を図るための取り組みを進めていくことが重要です。

一人ひとりの幼児が生涯をたくましく生きるために必要な、主体性を育む教育、健康な心と体を育む教育、安全・安心を守る教育、多様性に配慮した切れ目ない支援等、幼児の学びや発達を促す幼児教育の充実に取り組みます。

幼児教育から小学校教育への滑らかな接続については、幼保小関連研修会や接続期カリキュラムの作成及び活用を行ってきました。今後、接続期カリキュラムの見直しを図るとともに、幼児教育と小学校教育の関係者間の連携をさらに深めていきます。

また、教職員の経験年数や施設の運営状況に応じた研修の充実を図り、資質・能力の向上に努めます。

学びの芽生え ～遊びを通した総合的な学び～		小学校教育への円滑な接続
期	5歳児 10月～12月	5歳児 1月～3月
目指す姿	○自分のことは自分でできる。	○やってみよう、やればできるという自信をもって安心して生活する。
生活する力	<ul style="list-style-type: none"> 園内や公共の場での過ごし方がわかり安全に気を付けて遊べるようにする。 困った時や分からないことがあった時は、自分で周りの人に聞けるように仲立ちをしたり、具体的な伝え方を知らせたり、自分で伝えたりできるようにする。 自分で場や物を整えながら遊べるように気付かせたり、知らせたりする。 生活に見通しをもち、次に行うことを自分で考えられるように環境を整える。(生活の流れの表示等) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険なことや状況を自分で判断して安全に行動できるようにする。 遊びや生活の中で困った時は、今までの経験から、自分なりに考えて行動できるよう言葉をかけたり、考えられる環境を保障したりしていく。 自分から準備・片付けをし、決められた時間内に行えるように意識付け、就学に向けて生活習慣の再確認ができるようにする。 生活の区切りとなる活動や時間を意識しながら、行動できるようにする。
関わる力	<ul style="list-style-type: none"> 小グループの友達とイメージを共有しながら遊ぶ中で、遊びを変化させたり、工夫したりできるよう十分な時間と場の保障をする。(ごっこ遊び等) 互いに思いを伝え合い、折り合いをつけながら遊ぶ中で、子ども同士が友達のよいところを認め合い、頑張っている姿に気付けるようにしていく。(運動会、発表会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ルールのある遊びについては、クラス全体で取り上げて、共通理解を図り、自分たちで遊びを進める楽しさを味わえるようにする。(鬼遊び、ドッジボール等) 友達の意見を受け入れたり尊重したりしながら遊びを進められるように、それぞれの思いや考えを受け止め、調整したり、子どもがよりよい方法や考えを生み出せるように方向付けをしたりしていく。
学ぶ力	<ul style="list-style-type: none"> 場に応じた言葉の使い方や表現の仕方がわかるよう気付かせたり知らせたりしていく。 遊びの中で文字や数字、記号等に興味をもち読んだり、使ったりできるようにする。(ごっこ遊び等) 身近な環境に積極的に関わり、遊びや生活に取り入れられるようにする。(秋の自然物、創作等) 	<ul style="list-style-type: none"> 相手の気持ちや状況に応じて、自分の思いや考えを表現できるような環境を整えたり、自信をもって表現できるよう助ましたりしていく。 今までの経験から、数や文字を使うとより遊びが楽しくなることを知り、進んで生活や遊びに取り入れられるような環境を工夫する。(手紙ごっこ、カルタ遊び、すごろく遊び等) 自然現象に興味をもち、触れたり試したりできるような環境を整える。(冬の自然物、冬の現象等)

習志野市接続期カリキュラムの一例

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
9	保護者アンケートの「主体的に遊ぶこどもを育てている」について「満足している」の評価(公立全施設平均)	74%	80%

施策19 こどもが健やかでたくましく成長できる教育の充実

一人ひとりのこどもが自発的、意欲的に遊びに取り組めるよう、計画的に環境を構成するために、園やこどもの実態に応じた教育課程の編成を行います。また、自分や友達の心や体を大切にできる活動や人権教育、健康教育・食育、安全教育の充実を図ります。一人ひとりの特性に応じた支援の充実が図れるよう、研修の実施や関係機関と連携を図ります。

主な取り組み、事業

- ・ 主体性を育む教育課程の工夫
- ・ 主体性を育む研究実践及び取り組みの周知・啓発
- ・ 健康な心と体を育む身体活動の推進
- ・ 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実
- ・ 健康教育・食育の充実
- ・ 安全教育の推進
- ・ 特別な配慮を必要とするこどもに対する支援の充実と関係機関との連携の強化

施策20 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進

幼保小関連研修において、幼児教育関係者と小学校教育関係者が合同研修会に参加し、滑らかな接続についての学びを深め、互いの教育について参観し意見交換を行い、関係者間の連携を深めていきます。また、接続期カリキュラムの見直しや事例掲載等、接続期カリキュラムの内容の充実や更なる活用を進めていきます。

主な取り組み、事業

- ・ 幼保小関連研修の充実
- ・ 接続期カリキュラムの活用

施策21 教職員の資質能力、指導力の向上に向けた取り組みの推進

幼児教育や特別支援教育に関する研修、経験年数に応じた研修、食育や健康教育に関する研修等、教職員の資質能力や指導力の向上を図るため、研修内容の充実や、参加しやすい研修体制の構築に努めます。

主な取り組み、事業

- ・ 教職員の指導力向上のための研修の充実

目標7 子育て・子育て支援の充実

就学前児童の人口は減少しており、今後も減少していくことが予測されている中、保護者の就労形態が多様化しています。保護者の就労や子育て支援活動として、一時保育や預かり保育等の充実に努めてきました。

子育て家庭の子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげられるように、親子が安全・安心に遊べる場と、様々な人との交流の機会、子育て相談の場、子育てに関する情報提供など、子育て・子育て支援の充実に努めます。



みんなのひろば



令和7年7月

子どもたちは、夏が大好きです。しかし、体温調節の機能が未熟で、代謝も活発です。子どもに異変がありましたら早めに手当てをしましょう。



ベビーカーでの 熱中症に注意



地面に近く、アスファルトの強い照り返しを受けるベビーカーの中は、かなりの高温になっています。また、日差しをよけるためにレインカバーなどを掛けると、熱がこもって、蒸し暑い状態になることも。ときどきカバーを開けて換気をしたり、日差しの強いときのベビーカー移動は、なるべく避けてあげてくださいね。



炎天下での長時間の移動

水分をこらないうで移動する

レインカバーの掛けっぱなし

子どもをベビーカーに乗せたままでの長時間の立ち話

赤ちゃんの水分補給 どうしたらよいの？

大人に比べて子どもは汗かき。特に0～2歳のころは新陳代謝がよく、おしっこ回数も多いので、たくさんの水分が必要です。のどが潤いていても言葉で伝えられないこともあるので、大人が気を配ってあげましょう。

水分補給のコツ

- 水分は、吸収のよい薄冷ましや麦茶、番茶などがお勧め
- お散歩の前後や、お昼の途中も忘れずに
- 30分くらいに1度、50mlほどが目安
- 嫌がるときは、無理に飲ませなくて大丈夫。時間を置いてあげましょう



こどもセンター等で配布（HPにも掲載）

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
10	保護者アンケートの「こどものことについての質問や相談に気軽に応じてくれる」について「満足している」の評価(公立全施設平均)	70%	75%

施策22 多様なニーズに対応した子育て支援の推進

親子が安全・安心して遊べる場の提供や園児と触れ合う機会の設定、親同士・子ども同士の交流等ができるよう、子育てふれあい広場や自園・園庭開放の充実を図ります。また、来園者が相談しやすい場を設けるとともに、ホームページ等を活用し、子育てに関する情報提供を行い、子育て支援の充実を図っていきます。

主な取り組み、事業

- ・ 子育てふれあい広場、自園・園庭開放の充実
- ・ 乳児等通園支援事業の実施
- ・ 相談体制の充実
- ・ 園だよりや写真、市ホームページ等による情報発信の充実

目標8 人生100年時代を見据えた学習の推進

「人生100年時代」において、市民一人ひとりが時代の変化に即した能力・スキルを身に付けたり、地域でのつながりを作ったりしていくことは、人生をより豊かにするうえで大切な要素であり、生涯学習が果たす役割の重要性は一層高まっています。

生涯にわたって主体的に学び続けることができる機会の充実に向け、学習内容の充実を図るとともに、誰もが学びたいときにいつでも学べる学習環境を整備し、学習成果を地域でのその後の活動につなげるための環境づくりを進めていきます。

公民館では、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とした、それぞれのライフスタイルや関心に応じた主催講座を展開します。

また、公民館等で活動するサークル・団体あるいは個人がそれぞれの成果を発表できる場の提供に取り組みます。

図書館では、暮らしや学びに必要な資料・情報を、生涯にわたり誰もが得られるよう、収集、保存及び提供を行います。また、多様なライフスタイルに応じた利用しやすい図書館を目指すとともに、市民のニーズに合わせた図書館サービスの充実を図ります。



公民館主催講座 ノルディックウォーキング

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
11	市民カレッジ卒業生（累計）	1,867人	2,104人
12	公民館主催講座の受講者数（延べ）	42,630人	44,900人
13	図書館利用者アンケートの「図書館の満足度」において「満足」「やや満足」と答えた人の割合	85%	90%

施策23 誰もが学びたいときに学べる学習機会の充実

様々な市民の交流・協働・対話の場であるプラッツ習志野フューチャーセンターで、多様なスキルを持つ人が集うクリエイターズクラブメンバーと行政・事業者・地域住民とをつなぎ、さらなる交流、活躍へと発展させていきます。

公民館では、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とし、それぞれのライフスタイルや関心に応じた主催講座を展開します。主催講座の実施にあたっては、多様化する市民の価値観や学習ニーズを把握するとともに、参加しやすい公民館主催講座の実施に努めます。また、諸室予約や講座申し込み等のデジタル化を進めます。

図書館では、資料の収集、保存と提供に努めるとともに、地域の情報拠点としての役割を充実させ、より便利に図書館を利用できる環境づくりを推進します。

主な取り組み、事業

- ・ライフスタイルや関心に応じた公民館主催講座の実施
- ・フューチャーセンターでの活動の庁内外への発信の拡充
- ・公民館、図書館におけるフューチャーセンターと連携した事業の実施
- ・図書館機能の充実

施策24 多様なニーズに応じた学びの環境整備

教育機関や民間企業等との連携により、幅広い資源を活用した学習の場の提供を検討します。また、開催方法を検討し参加しやすい講座の実施に取り組みます。

障がいのある人、日本語を母語としない人などが図書館で学びや楽しみを得られるよう、資料の整備や提供に取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・市内大学や市内企業等と連携した講座の実施
- ・主催講座の夜間・休日開催の検討、保育付き講座開催の検討
- ・図書館におけるハンディキャップサービス、多文化サービスの実施

施策25 生涯学習をまちづくりにつなげる取り組みの推進

市民カレッジは受講生が「わがまち」への誇りとまちづくりへの当事者意識を育み、地域の一員として地域活動をすることを目的として実施しています。この意識を定着させるため、在学中から地域活動につながるような内容をカリキュラムに取り入れ、卒業後はそのまま活動を継続出来るような仕組みをつくっていきます。

また、生涯学習を推進するためには、学習機会の充実に加え公民館等で活動するサークル・団体あるいは個人がそれぞれの成果を発表できる場の提供に取り組みます。

さらに、各公民館では、市民カレッジ卒業生の活動の受け皿の一つとなる公民館地区学習圏会議において、学習やイベント・行事などの活動を通じて、地域の交流と活性化を図り、人づくりの輪を広げていきます。

主な取り組み、事業

- ・ ボランティア活動につながる内容のカリキュラムの継続
- ・ 市民カレッジ卒業後のフォローアップ調査の実施
- ・ 市民文化祭における発表の場の提供
- ・ 公民館ロビー等を活用した作品展示の場の提供
- ・ 公民館地区学習圏会議における地域交流の推進

施策26 こどもの読書活動の推進

「習志野市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や学校、地域において、すべてのこどもが読書の楽しさを知り、豊かな感性を育む読書環境づくりに取り組みます。

社会全体におけるこどもの読書への関心を高める取り組みを推進し、学校図書館、地域の図書館、保育園・幼稚園・こども園等の様々な場所において、こどもたちが読みたいと思ったときに読むことのできる読書環境の整備と、関係各課や地域のボランティアを含めた連携体制の構築を推進します。

主な取り組み、事業

- ・ 利用しやすい学校図書室づくり
- ・ 電子書籍の整備と活用
- ・ 中高生保護者への読書活動の推進に向けた情報発信
- ・ 職員等によるこどもへの読書に対する意識付け
- ・ こどもの読書活動に関わる関係者のニーズ集約・連携
- ・ 地域ボランティアとの連携・ネットワークづくり
- ・ 読書のきっかけとしての「家読（うちどく）」の情報発信
- ・ 中央図書館の学校への図書館開放

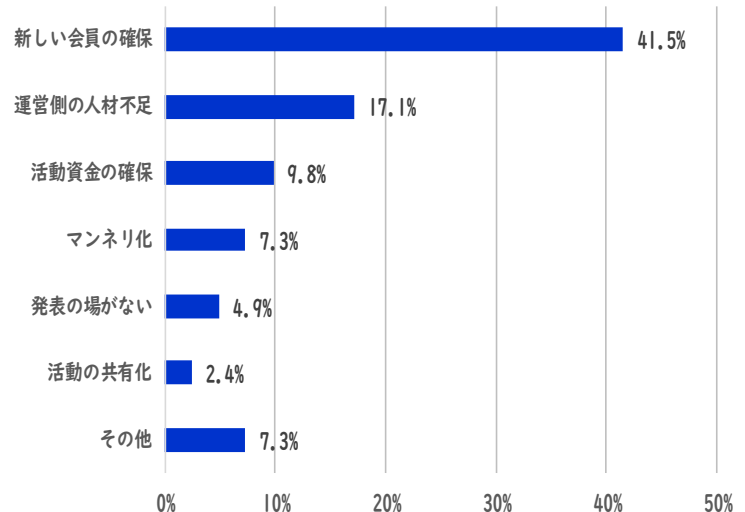
目標9 文化・芸術活動の振興

「誰もが文化に親しみ心豊かに暮らせるまち」を将来像として掲げ、習志野市文化振興計画を基に市主催事業や、(公財)習志野市文化スポーツ振興財団及び習志野市芸術文化協会への支援等を通じ、市民が文化芸術活動に触れる機会づくりに努めています。特に、習志野文化ホールが長期休館し、モリシアホールも使用出来ない状況にある中、市庁舎や身近な公共施設等を使用した展示・発表等の事業を積極的に行うことが必要です。また、こうした身近な場所での活動を広げていくことは、文化芸術をより親しみやすいものとするだけでなく、文化団体にとっても活動のPRの場となります。

芸術文化協会所属団体のうち8割以上が40年以上活動しており、アンケートでは約半数の団体が「新規加入者の減少に困っている」と回答しています。新たな団体の結成や参加、自然に新しい会員を取り込める環境の醸成につながる波及効果も期待されます。



市庁舎を利用した展示



(R6文化芸術活動に関するアンケートより)

芸術文化活動の課題

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
14	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団 文化課主催事業への参加者数(延べ)	910人	2,080人
15	習志野市芸術文化協会4事業(芸術祭・市民文化祭・ 市展・第九演奏会)への来場者数(延べ)	5,165人	5,500人

施策27 文化・芸術に触れ、つなぎ、活かす活動の推進

(公財)習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会などと連携し、市庁舎や地域の公共施設を活用したコンサートや展示、芸術体験の場を積極的に創出していきます。

また、公民館で多くの市民が芸術・文化に親しむ場の提供に取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・市庁舎を使用した習志野市芸術文化協会の事業の実施
- ・文化芸術団体への加入の推進支援
- ・習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会等と連携したアウトリーチ事業の推進
- ・市民文化祭の開催
- ・市庁舎や市民ホール及び各公民館におけるコンサートの実施
- ・芸術文化協会会員の確保に向けたPR活動の拡大

目標10 文化財の保存と活用

市の歴史や文化を後世に伝える貴重な資料である文化財や歴史資料について、調査・収集・保存の充実に努めると共に、新たな文化財の指定に向けた調査・研究を進めます。また、歴史に関するイベントの開催、資料の展示、刊行物の発行など、市民が歴史や文化に触れる機会を提供することで、市内にある文化財や歴史的な場所の認知度の向上に取り組むと共に、その情報発信の方法の見直しを図ります。

現在、市庁舎、埋蔵文化財調査室、総合教育センターなどを使用している歴史資料の展示についても、新たな展示施設の整備を進めることで、市の歴史への愛着や興味の醸成に繋げていきます。



旧鵜田家住宅



埋蔵文化財の展示

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
16	県指定・市指定・国登録文化財の数	21	22

施策28 文化財の調査と保存

文化財や歴史資料の調査・収集・保存の充実に努めると共に、新たな文化財の指定に向けた調査・研究を進めます。また、埋蔵文化財調査にあたっては、事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、埋蔵文化財の保護に取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・旧大沢家住宅及び旧鴉田家住宅の計画的な工事・修繕
- ・市内の文化財、歴史資料などの調査・収集・保存
- ・文化財指定に向けた調査・研究
- ・埋蔵文化財調査

施策29 文化財の情報発信と活用による興味や愛着の醸成

歴史に関するイベントの開催、資料の展示、刊行物の発行など、市民が歴史や文化に触れる機会を提供することで、市内にある文化財や歴史的な場所の認知度の向上に取り組みます。また、情報発信の方法の見直しを図るほか、市内に設置している史跡等説明板の更新や、新たな歴史資料の展示施設の整備を進めることで、市の歴史への愛着や興味の醸成に繋がります。

主な取り組み、事業

- ・旧大沢家住宅及び旧鴉田家住宅の活用
- ・歴史に関するイベントの開催、資料の展示、刊行物の発行・公開
- ・情報発信の方法の見直し
- ・史跡等説明板の整備
- ・歴史資料の展示施設の整備に向けた研究、準備
- ・イベントや展示についての周知

目標 1 1 青少年健全育成の推進

青少年を取り巻く環境は、少子化や世帯の小規模化の進行、地域との交流の希薄化などに加え、スマートフォンやSNSといった情報化社会の進展などにより、多様化・複雑化しており、ニートや引きこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援のあり方が課題となっています。

このような中、次代を担うこども・若者が、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、こども・若者を取り巻く状況をしっかりと認識し、社会全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

一人ひとりの状況に応じた様々な施策を総合的に進めることにより、全てのこども・若者の最善の利益が尊重され、誰一人取り残されることなく、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮して、健やかに成長し活躍できる社会の実現を目指します。



青少年相談員主催事業



放課後子供教室の活動

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
17	放課後子供教室の登録率	55%	65%

施策30 青少年の健やかな成長のための多様な活動の場の提供

青少年健全育成活動の認知度向上を図り、青少年育成指導者の担い手を発掘するとともに、資質及び活動意欲の向上を図ります。また、富士吉田青年の家において、その土地の特性を生かした多様な体験学習を実施します。

主な取り組み、事業

- ・ 青少年相談員連絡協議会への補助金の交付
- ・ 青少年育成団体へのバスの借り上げ
- ・ 青少年育成団体連絡協議会の開催
- ・ 富士吉田青年の家主催事業の展開

施策31 こども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進

こども・若者が社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や学びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる環境づくりを推進します。

主な取り組み、事業

- ・ 放課後子供教室の実施
- ・ フューチャーセンターと連携した若者活動支援の取組の実施
- ・ 若者の居場所づくりの検討（（仮称）新総合教育センター再整備における設定等）
- ・ こども・若者に向けたわかりやすい情報発信

目標12 生涯にわたるスポーツの推進

スポーツには、市民の健康増進や自己実現、生活の質を高め、夢や希望、感動を与えるとともに、活力ある地域社会を形成していく力があります。

このスポーツの力を活かし、市民がスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体を活気あふれるまちにするため、「習志野市スポーツ推進計画」における本市スポーツの基本理念を「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」とし、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツを展開し、本市のスポーツ推進に取り組めます。

また、各施策にて「スポーツで あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って取り組んでいきます。



習志野市スポーツ推進計画

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
18	「する」スポーツの推進として、週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	53.7%	60.0%
19	「みる」スポーツの推進として、競技会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合	28.0%	40.0%
20	「ささえる」スポーツの推進として、スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	9.0%	20.0%

施策32 「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの推進

誰もがそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも主体的にスポーツに親しむ環境を整えるため、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツを展開し、スポーツ活動の推進に取り組みます。

また、「スポーツで あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・ 幼児期・ジュニア期における機会充実
- ・ 働く世代・子育て世代への活動の支援
- ・ 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催
- ・ トップチーム・アスリートとの連携
- ・ スポーツ推進団体への支援
- ・ スポーツを支えるボランティアの育成・支援

目標13 家庭教育力の向上

保護者が子どもに対して行う家庭教育はすべての教育の出発点であり、家族のふれ合いを通して、子どもが、基本的な生活習慣や人に対する信頼感、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で、重要な役割を果たしています。

しかし、地域社会のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立して子育ての悩みや不安を抱えることがあり、地域全体で保護者をサポートする家庭教育支援及び生涯学習、学校教育、子育て支援など、保護者に関わる全ての部署が、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報を必要な人に行き届くよう発信し、家庭教育の充実につなげることが求められます。



家庭教育学級

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
21	家庭教育学級の実施回数及び延べ参加人数	193回 3,161人	200回 3,300人

施策33 家庭教育力の向上に資する学習機会の提供

保護者が幼児から中学生までのこどもの発達段階に応じた家庭教育について学び、実践できるように、各公民館において学級講座を開催し、育児に対する保護者の不安の解消や子育て中の保護者の仲間づくりにつなげていきます。

また、働き方が多様化する中で、保護者が参加しやすいよう開催方法を検討します。

主な取り組み、事業

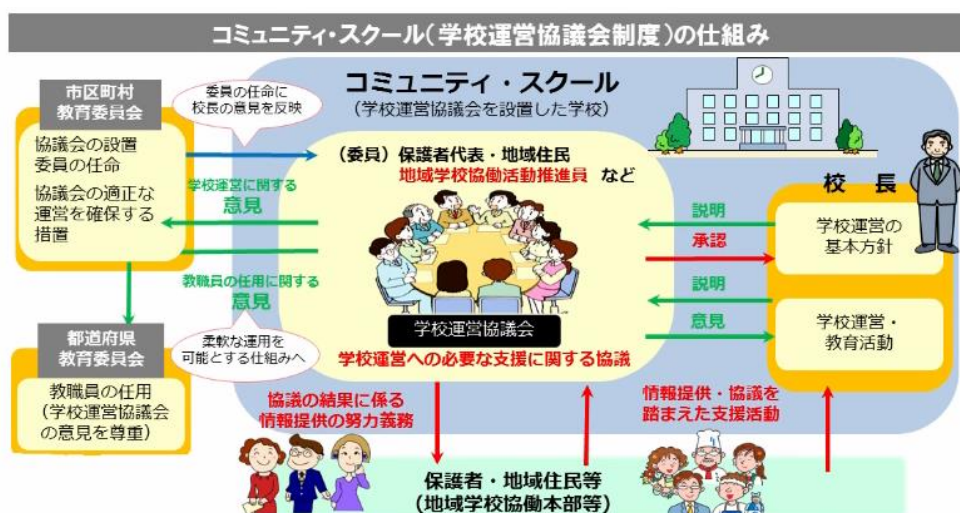
- ・学校と連携した家庭教育学級の実施
- ・休日開催・合同開催等保護者が参加しやすい開催方法の検討

目標14 地域とともにある学校づくり

未来を担うこどもたちの健やかな成長を目指し、家庭・地域・学校が連携、協力しながら行う「地域とともにある学校づくり」を推進するため、令和5年度に全市立小中高等学校に学校運営協議会を、全市立小中学校に地域学校協働本部を設置しました。

今後は、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員との連携をさらに強め、児童生徒が多様な人々となつながら、地域との関わりを充実させることで、多様な生き方への理解を促進させるとともに、地域に対する誇りや愛情を育てていきます。

また、令和5年度から部活動の地域移行が始まり、一部の部活動で地域連携型部活動、地域クラブ型部活動の設置が進んでいます。今後、休日における部活動の地域展開を進め、学校の枠を越え、年齢や地域をまたいだ人々との交流を深めていきます。部活動を地域クラブ化し、学校外でも継続可能な活動環境を整備し、教育的意義を継承しつつ新たな価値の創出を目指します。



令和5年度に学校評議員制度を移行する形で市立全小・中・高等学校に学校運営協議会（秋津小学校設置済み）を、学校支援ボランティアを移行する形で市立全小・中学校に地域学校協働本部を設置しました。

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
22	地域学校協働活動に参加した延べ人数	17,242人	20,000人
23	休日における部活動が地域展開した部活動の割合(受益者負担)	運動部：0% (7部活 学校地域連携型 市費負担) 文化部：0% (7部活 地域クラブ型 市費負担)	運動部100% 文化部100%

施策34 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校運営協議会の取り組みについて、学校だよりや学校ホームページを活用した積極的な情報発信により、地域や保護者からの理解を深めます。また、地域学校協働本部に地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働活動を推進することにより、児童生徒が地域に暮らす多様な人と繋がり関わる機会を充実させることで、多様な価値観を認め、尊重する心を育みます。

主な取り組み、事業

- ・学校だよりや学校ホームページを通じた広報の充実
- ・地域の人と児童生徒の協働活動の実施
- ・公民館との連携による学習支援や行事の実施
- ・コミュニティ・スクールに係る研修の充実

施策35 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実

児童生徒が生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむための機会を確保・充実させます。特に、部活動の地域展開を推進し、地域の団体や指導者と連携した地域クラブ活動の体制整備を進めます。これにより、こどもたちの多様な学びや交流の場を広げ、個性や興味を伸ばすとともに、教職員の負担軽減や学校の働き方改革にもつなげます。地域と学校が連携し、持続可能な教育活動を支える基盤づくりを目指します。

主な取り組み、事業

- ・部活動の段階的な地域展開の推進
- ・地域クラブ活動の立ち上げ、運営支援
- ・地域人材（指導者・保護者等）の活用体制の整備
- ・休日・放課後における活動拠点の確保
- ・学校・地域・関係機関との連携による活動支援体制の構築
- ・文化芸術団体やスポーツ団体との連携による体験機会の提供
- ・こどもの多様な興味・関心に応じた選択肢の拡充
- ・部活動指導員の確保
- ・小中音楽会、ならしの学校音楽祭等の音楽的行事の充実

目標15 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

少年の非行防止や犯罪被害の未然防止を図るために、青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的実施しています。また、中学校区ごとに青少年健全育成連絡協議会が活動しており、青少年の健全育成に大きな役割を果たしています。今後も中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政が一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行っていきます。

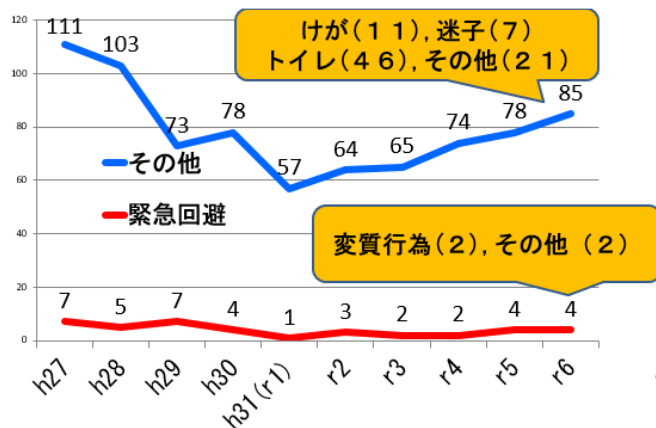
さらに、こどもの安全・安心な暮らしを守るため、「子ども110番の家」活動がさらに充実するよう加入者の拡充を図り、安全を守るシステム作りを推進していきます。

また近年、インターネットの普及による交友関係の広域・多様化など、青少年を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、子どもたちがネットいじめやネット上の問題行動等に巻き込まれないよう未然防止に向けて取り組んでいきます。



リーフレット

習志野市
「子ども110番の家」への駆け込み件数



「子ども110番の家」への駆け込み件数 (R6)

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
24	「子ども110番の家」の加入者数(累計)	1,089件	1,400件

施策36 地域と連携した防犯・補導活動の推進

青少年補導委員連絡協議会や中学校区青年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政が一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行います。また、引き続き、県が実施するネットパトロールとの連携を図っていきます。

主な取り組み、事業

- ・街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実
- ・「子ども110番の家」の加入者拡充と安全を守るシステムづくりの推進
- ・関係機関との情報共有・連携強化
- ・青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的に実施

関連する取り組み、事業

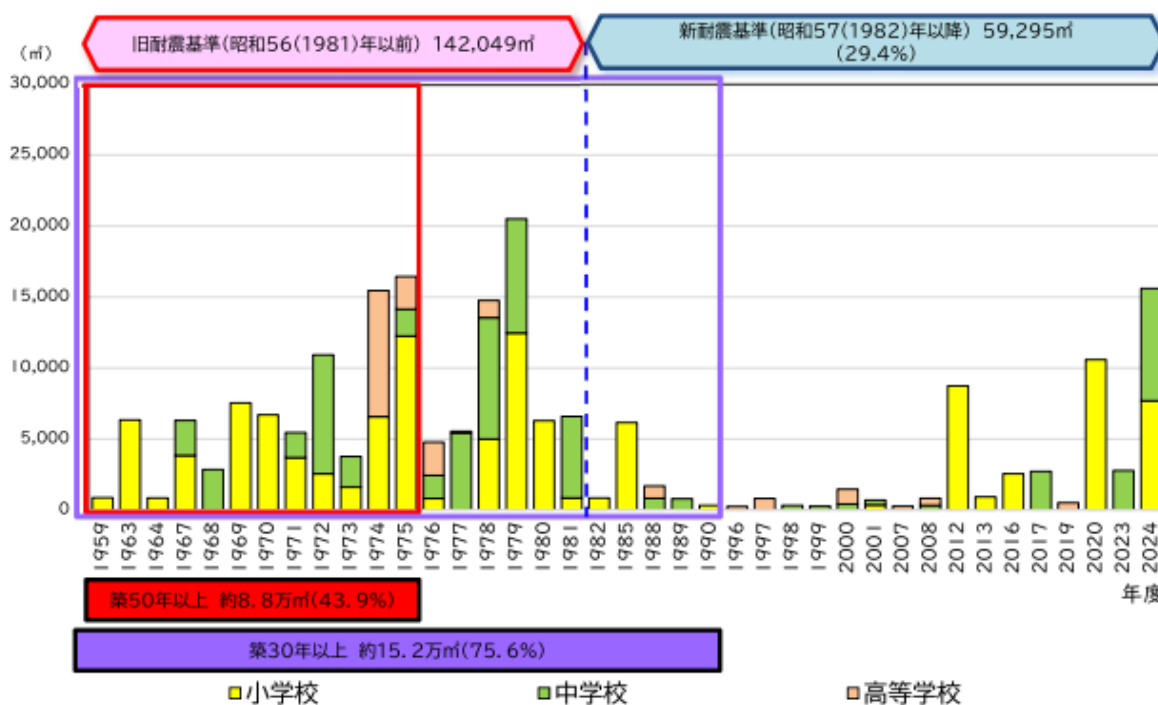
- ・県が実施するネットパトロールとの連携
- ・虐待など不適切な養育から子どもを守る取り組み

目標16 教育関連施設の整備

市立小・中・高等学校の施設及び市民の生涯学習を推進の拠点となる公民館・図書館・スポーツ施設などの各施設においては、市全体として持続可能な行財政運営が求められるなか、将来の人口予測に基づき、市民の理解を得ながら施設の適正な複合化・多機能化、総量圧縮などに取り組み、児童生徒及び市民が充実した活動を行うことができる施設環境を整えます。

幼稚園・こども園においては、施設の老朽化や経年劣化による不具合を解消するため、適宜工事や修繕を実施します。こども園においては、築後20年が経過した施設から順次、大規模改修工事を実施します。

学校給食センターにおいては、令和元年度よりPFI事業による運営となったことから、事業者への指導や連携を密にし、徹底的な衛生管理のもと安全・安心な給食の提供を行い、未来を担うこどもたちへ持続可能な給食提供を目指します。



学校施設における築年経過年数ごとの延床面積

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
25	学校施設再生計画に基づく小中学校の老朽化対策着手校数(累計)	15	20
26	市立高等学校における学校評価アンケートの「教育環境」に関する肯定的評価の割合	76.3%	80.0%

施策37 幼稚園・こども園の教育環境の維持・向上

安全・安心な教育・保育環境を確保するため、施設環境の維持・向上を図ります。

主な取り組み、事業

- ・施設の不具合箇所を把握し、適宜工事や修繕を実施
- ・こども園の大規模改修工事の計画的な実施

施策38 小中学校の教育環境の維持・向上

学校施設は、こどもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものであることから、「学校施設再生計画」に基づき、充実した教育活動を存分に実施できる機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育む場としてふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた施設整備を行います。

主な取り組み、事業

- ・学校施設の老朽化対策の推進
- ・複合化・多機能化の推進と保有総量圧縮の検討
- ・長寿命化の推進と適正な質の確保

関連する取り組み、事業

- ・公共建築物再生計画及び学校施設再生計画

施策39 市立高等学校の教育環境の維持・向上

必要に応じた改修工事や整備の実施等を通して、生徒が安心して学習に取り組めるよう、教育環境の確保に努めます。

主な取り組み、事業

- ・日常の施設管理
- ・施設の状況に応じた工事及び修繕等の実施
- ・校舎及び敷地内照明のLED化工事
- ・学校のICT環境、ネットワークの整備
- ・施設の改築や長寿命化、大規模改修についての検討

関連する取り組み、事業

- ・公共建築物再生計画及び学校施設再生計画

施策40 総合教育センターの環境整備

総合教育センターは昭和50年の施設開設から50年が経過しており、施設・設備の老朽化の進行が著しいことから、東習志野・実花地区における公共施設である東習志野図書館・東習志野コミュニティセンター、実花公民館との多機能化・複合化により、人と人がつながる学びの情報交流基地を理念として、総合教育センターの再整備を行います。

主な取り組み、事業

- ・(仮称)新総合教育センター再整備事業

関連する取り組み、事業

- ・総合教育センターのシンクタンク機能の強化

施策41 学校給食センターの環境整備

学校給食センターは、令和元年度よりPFI手法を導入し、官民連携による事業運営を行っていることから、民間事業者に対して徹底したモニタリング・フィードバックを行うとともに、連携の強化を図ることで、安全・安心な給食の提供に努めます。

主な取り組み、事業

- ・自校方式からセンター方式となる学校の受け入れ体制の整備
- ・SPC(特別目的会社)とのスムーズな情報共有化と連携強化
- ・徹底的な衛生管理の充実

関連する取り組み、事業

- ・給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック
- ・関係者協議会(毎月)での意見交換

施策42 社会教育施設・スポーツ施設の環境整備

市民が安全・安心で快適な環境のもとで、生涯学習に取り組むことができるよう、既存の社会教育施設や各種設備の老朽化の度合い、利用者のニーズに応じた改修・更新を、利用者・地域住民の理解の醸成を図りながら、生涯学習施設改修整備計画に基づき推進します。

また、老朽化した施設の補修や維持保全について、生涯学習施設改修整備計画を踏まえた施設改修など、安心して施設が使用できるよう、計画的な維持保全に努めます。

さらに、市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことが出来るよう、誰もが参加できるスポーツ活動の機会の整備・確保・拡大に努めます。

主な取り組み、事業

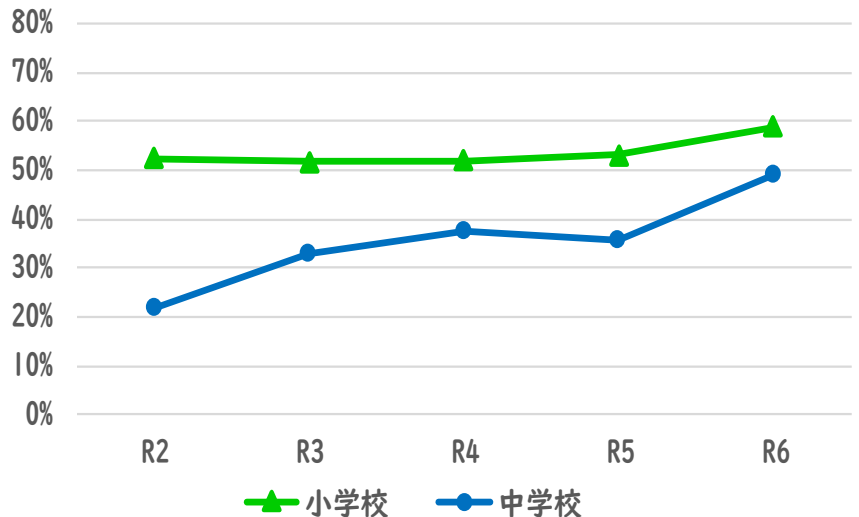
- ・ 社会教育施設の老朽化対策の推進
- ・ 菊田公民館の機能移転
- ・ (仮称) 新総合教育センター再整備
- ・ 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大
- ・ スポーツ施設の安全性の維持

目標 17 教育行政の効率的・効果的な展開

教職員の超過勤務（45時間超え）は近年減少傾向にありますが、こどもと向き合う時間や教材研究の時間が十分確保できない状況です。習志野市では教職員の勤務状況を出退勤システム（ICカード利用）の導入や文書收受等のデジタル化、研修のリモート化、中学校における自動採点システムの活用等の教育DXを推進し、教職員の業務の効率化を図っていきます。また、出退勤管理のデジタル化により勤務時間を正確に把握し、健康維持のため産業医による面談の実施や業務の改善について助言していきます。

また、学校及び教育委員会の業務軽減を図るため、学校を対象とした調査の精選及び文書等配布の縮減を行っていきます。

さらに、学校および教育委員会の取り組みを「習志野教育だより」に掲載し、広く周知することで、理解や協力が得られるよう努めていきます。



教育広報誌

時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
27	時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合 (11月)	小学校: 58.8% 中学校: 49.0%	100%

施策43 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進

教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、児童生徒の成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行える教育環境となるよう、働き方改革に取り組んでいきます。

主な取り組み、事業

- ・学校における産業医面談の実施
- ・教職員の出退勤記録の適正な管理（ICカード）
- ・学校閉庁日の設定
- ・部活動ガイドラインに基づく指導
- ・会議、研修の精選や実施方法の改善（オンライン等）
- ・校務支援システムを用いた文書発出、文書管理
- ・自動採点システムの導入

施策44 教育委員会事務局の活性化

教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。また、学校を対象とする調査の見直し、文書等配布の縮減を図り、校務のデジタル化を図ることで、学校のみならず教育委員会事務局の業務軽減を図っていきます。

主な取り組み、事業

- ・教育DXの推進
- ・学校を対象として教育委員会が実施する調査の精選、文書等の配布の縮減
- ・「習志野教育だより」を通じた広報
- ・学校と教育委員会間におけるFax使用の廃止

施策45 新たな課題への対応と先進的な施策の研究

新たな教育課題に対して、他県や他市の取り組みを研究し、対応等を検討します。

主な取り組み、事業

- ・保護者負担軽減への取り組み

14 指標一覧

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
1	全国学力・学習状況調査にて「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	[市]80.7%[国]81.9% (小学校) [市]78.9%[国]80.3% (中学校)	全国平均 +2.0ポイント
2	いじめアンケートの集計結果 いじめの解消率	小学校：96% 中学校：89% (令和6年3学期)	小中ともに100%
3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（体力合計点の平均）	[市]54.48[国]52.53 (小学校 男子) [市]55.39[国]53.92 (小学校 女子) [市]44.42[国]41.86 (中学校 男子) [市]50.65[国]47.37 (中学校 女子)	全国平均を上回る
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	[市]92.2[国]93.3 (小学校 男子) [市]83.6[国]86.2 (小学校 女子) [市]89.4[国]90.3 (中学校 男子) [市]76.2[国]76.8 (中学校 女子)	全国平均を上回る
5	「職業にかかわる教育活動」に協力していただいた事業所の総数（延べ数）	291	320
6	英語教育実施状況調査の結果CEFR A1（初級）レベル以上の中学生の割合	57.5% (令和5年度)	62.5%
7	児童生徒タブレット端末の活用率	1ヶ月に1人9回使用	1ヶ月に1人20回使用
8	学校評価における児童生徒アンケートにおいて、「学校生活」に関する項目の肯定的な回答をした児童生徒の割合	88%	91%
9	保護者アンケートの「主体的に遊ぶこどもを育てている」について「満足している」の評価（公立全施設平均）	74%	80%
10	保護者アンケートの「こどものことについての質問や相談に気軽に応じてくれる」について「満足している」の評価（公立全施設平均）	70%	75%
11	市民カレッジ卒業生（累計）	1,867人	2,104人
12	公民館主催講座の受講者数（延べ）	42,630人	44,900人

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
13	図書館利用者アンケートの「図書館の満足度」において「満足」「やや満足」と答えた人の割合	85%	90%
14	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団文化課主催事業への参加者数(延べ)	910人	2,080人
15	習志野市芸術文化協会4事業(芸術祭・市民文化祭・市展・第九演奏会)への来場者数(延べ)	5,165人	5,500人
16	県指定・市指定・国登録文化財の数	21	22
17	放課後子供教室の登録率	55%	65%
18	「する」スポーツの推進として、週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	53.7%	60.0%
19	「みる」スポーツの推進として、競技会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合	28.0%	40.0%
20	「ささえる」スポーツの推進として、スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	9.0%	20.0%
21	家庭教育学級の実施回数及び延べ参加人数	193回 3,161人	200回 3,300人
22	地域学校協働活動に参加した延べ人数	17,242人	20,000人
23	休日における部活動が地域展開した部活動の割合(受益者負担)	運動部:0% (7部活 学校地域連携型 市費負担) 文化部:0% (7部活 地域クラブ型 市費負担)	運動部100% 文化部100%
24	「子ども110番の家」の加入者数(累計)	1,089件	1,400件
25	学校施設再生計画に基づく小中学校の老朽化対策着手校数(累計)	15	20
26	市立高等学校における学校評価アンケートの「教育環境」に関する肯定的評価の割合	76.3%	80.0%
27	時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合(11月)	小学校:58.8% 中学校:49.0%	100%

15 習志野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 習志野市教育振興基本計画を策定するため、習志野市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、素案を作成する。

- (1) 本市教育の理念や将来的にあるべき姿
- (2) 本市教育の充実に向けた施策の方向性
- (3) 習志野市基本構想の具体的な施策
- (4) その他本市教育の充実のため必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、別表第1の構成とする。

2 策定委員会についての事前協議及び連絡調整を行うため、教育振興基本計画策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設け、委員は別表第2の構成とする。

(運営)

第4条 策定委員会は学校教育部長が委員長となり、議長を務める。

2 策定委員会委員長が不在のときは、学校教育部次長がその職務を代理する。

3 作業部会は、学校教育部教育総務課長が部会長となり、議長を務める。

4 作業部会長が不在のときは、教育総務課主幹がその職務を代理する。

5 策定委員会の会議は委員長が招集し、作業部会の会議は部会長が招集する。

(庶務)

第5条 策定委員会会議、作業部会会議に関する事務は学校教育部教育総務課が行う。

附則

この要綱は、令和6年5月8日から施行し、基本計画策定を持って廃止する。

16 習志野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

別表第1

(1) 策定委員会委員

年度	令和6年度		年度	令和7年度	
役割	氏名	所属等	役割	氏名	所属等
委員長	島本 博幸	学校教育部長	委員長	三角 寿人	学校教育部長
委員	府馬 一雄	生涯学習部長	委員	上原 香	生涯学習部長
委員	佐々木 博文	こども部長	委員	佐々木 博文	こども部長
委員	野村 健一	学校教育部次長	委員	渡辺 雅和	学校教育部次長
委員	芹澤 佐知子	生涯学習部次長	委員	越川 智子	生涯学習部次長
委員	相澤 慶一	こども部次長	委員	奥山 昭子	こども部次長
委員	江住 敏也	総合教育センター所長	委員	青野 孝幸	総合教育センター所長

(2) 策定委員会作業部会委員

年度	令和6年度		年度	令和7年度	
役割	氏名	所属等	役割	氏名	所属等
部会長	早川 誠貴	教育総務課長	部会長	早川 誠貴	教育総務課長
副部会長	伊坂 尚子	学校教育部主幹	副部会長	菅谷 茂良	学校教育部主幹
委員	鈴木 真理子	教育総務課 企画調整係長	委員	播摩 泰子	教育総務課 企画調整係長
委員	三橋 憲太郎	教育総務課 財務施設係長	委員	三橋 憲太郎	教育総務課 財務施設係長
委員	村山 智恵子	学務課 学務係長	委員	鈴木 建史	学務課 学務係長
委員	黒田 みのり	保健体育安全課 保健体育安全係長	委員	北原 健二	保健体育安全課 保健体育安全係長
委員	春名 拓也	指導課 学習・生徒指導係長	委員	櫻井 智之	指導課 学習・生徒指導係長
委員	高橋 大悟	総合教育センター 調査研究係長	委員	白神 和幸	総合教育センター 調査研究係長
委員	谷澤 朋存	社会教育課 管理係長	委員	谷澤 朋存	社会教育課 管理係長
委員	伊東 尚志	中央公民館 管理係長	委員	伊東 尚志	中央公民館 管理係長
委員	勇 依子	中央図書館 奉仕係長	委員	勇 依子	中央図書館 奉仕係長
委員	忍 貴弘	生涯スポーツ課 スポーツ推進係長	委員	藤崎 智成	生涯スポーツ課 スポーツ推進係長
委員	辻村 純子	こども保育課 指導研修係長	委員	辻村 純子	こども保育課 指導研修係長

習志野市教育振興基本計画

発行年月：令和8年3月

発行：習志野市教育委員会

編集：学校教育部 教育総務課

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1151(代表)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>



あしたのハーモニーが響くまち

習志野市

議案第10号

令和8年度習志野市教育行政方針の策定について

令和8年度習志野市教育行政方針を、別記のとおり策定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

令和8年度習志野市教育行政方針を策定するものである。

令和8年度 習志野市教育行政方針

習志野市教育委員会では、令和8年3月に習志野市教育振興基本計画（計画期間：令和8年度～令和15年度）（以下、本「基本計画」）を策定いたしました。

本「基本計画」に基づき、教育行政を推進するため、令和8年度の教育委員会の基本方針や重要な施策を示すものとして、習志野市教育行政方針を作成しました。

習志野市教育振興基本計画の基本理念

「主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり」

基本方針1	基本方針2	基本方針3
次世代の担い手を育てる教育・人づくり	誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくり	みんなで人を育てる体制・環境づくり
(目標1) 確かな学力の育成 (目標2) 豊かな心の育成 (目標3) 健やかな体の育成 (目標4) 未来につながる教育の展開 (目標5) 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進 (目標6) 幼児教育の質の向上 (目標7) 子育て・子育て支援の充実	(目標 8) 人生100年時代を見据えた学習の推進 (目標 9) 文化・芸術活動の振興 (目標10) 文化財の保存と活用 (目標11) 青少年健全育成の推進 (目標12) 生涯にわたるスポーツの推進	(目標13) 家庭教育力の向上 (目標14) 地域とともにある学校づくり (目標15) 地域ぐるみでこどもを見守る仕組みづくり (目標16) 教育関連施設の整備 (目標17) 教育行政の効率的・効果的な展開

令和8年度のテーマ

「つながりが 未来を創る 習志野の教育」

【目標1】確かな学力の育成	
(1) 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進 ① 児童生徒が主体的・対話的な学びにより、自ら考えを広げ深めていけるよう、これまで大切にしてきた「発問・板書・ノート指導」をさらに発展させた「習志野学びモデル」を構築します。 【新規】	学習指導課
(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ① AI型デジタルドリルの活用を推奨し、児童生徒の「個別最適な学び」を支援することで、学習者が主体となった学びを推進します。また、授業支援システムを活用し、協働的な学びの一層の充実を図ります。 【新規】	学習指導課 総合教育センター

<p>③ 学びの多様化学校のより良い運営のため、運営委員会を定期的を開催し、学習環境を整備します。</p> <p>④ 「フレンドあいあい」では、学校に行くことが難しい児童生徒にとって、より安心できる居場所となるよう個に応じた支援の充実を図ります。不登校の児童生徒をもつ保護者の支援として、公民館等を利用した「あいあい広場」の充実を図り、児童生徒及び保護者の支援に努めます。</p> <p>(3) 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進</p> <p>① ICT活用教育または校内研修等を通して、授業支援システム及びAI型デジタルドリルの活用を横展開し、教職員のICTを活用した指導力の向上を図ります。【新規】</p>	<p>総合教育センター</p>
--	-----------------

【目標5】安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	
<p>(1) 安全・安心な学校づくりの推進</p> <p>① 児童生徒の安全と安心を確保するために、防災・減災の力を培う教育を展開し、生活安全、交通安全や災害安全教育を推進するとともに、学校における体験的な防災訓練の充実を図ります。</p> <p>(2) 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進</p> <p>① 学校説明会や学校見学ツアー等への出展等を通じたPRを行い、中学生が進学したいと感じる学校を目指します。</p> <p>② 新たな育英資金を創設する等、習志野高等学校における魅力ある学校づくりを推進します。</p> <p>(3) 経験や職務に応じた研修による教職員の資質能力の向上</p> <p>① 県主催の研修を活用するとともに、特色ある研修を実施します。</p>	<p>学校教育課</p> <p>習志野高等学校 学校教育課</p> <p>総合教育センター</p>

【目標6】幼児教育の質の向上	
<p>(1) 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進</p> <p>① スタートカリキュラムの事例を追記した習志野市版「接続期カリキュラム」のさらなる全体的見直しを行い、就学前教育・保育に関わる職員が共通理解し、幼稚園・保育所・こども園と小学校が連携し、実践を進めていきます。</p> <p>(2) 教育・保育に関わる市教職員の資質・指導力の向上</p> <p>① 教育・保育の質の向上を目指した研修を実施するほか、幼稚園・保育所・こども園に対して計画的な訪問指導を行い、質の高い教育・保育の確保を図ります。また、時間外保育補佐員、短時間保育士等の研修の機会の確保に努めます。</p>	<p>こども保育課</p> <p>こども保育課</p>

【目標7】子育て・子育て支援の充実	
<p>(1) 多様なニーズに対応した子育て・子育て支援の推進</p> <p>① 本格実施となる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施施設を拡大するとともに、引き続き、一時保育、幼稚園及びこども園における預かり保育、自園開放等を実施し、多様なニーズに対応した子育てサービスを実施します。【新規】</p>	<p>こども保育課</p>

【目標8】人生100年時代を見据えた学習の推進	
<p>(1) 公民館主催講座の充実</p> <p>① 関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた健康づくりや社会参加、生きがいづくりにつながる講座を企画・実施し、生涯学習の推進を通じて持続可能な地域社会の形成に寄与します。また、諸室や講座の予約にICTを活用し、市民の利便性を向上させるとともに、デジタルデバイド対策として、情報機器に不慣れな人に向けた講座を開催します。</p> <p>② 学習情報を市ホームページや広報、市公式 LINE 等に掲載し、積極的な情報発信を図ります。</p> <p>③ 主催講座の開催にあたっては、休日等の開催や保育付講座の開催を推進します。</p>	公民館
<p>(2) 図書館機能の充実</p> <p>① 図書館に来館しなくても読書活動を行えるよう、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業の整備と周知に取り組みます。</p>	図書館
<p>(3) 学習成果を活かす場の提供と、地域における人材の育成</p> <p>① プラッツ習志野において、本市の生涯学習の拠点としての機能を充実させるとともに、各種事業やイベント等、一層充実した活動を実施し、フューチャーセンターを中心に市民の新たな出会いや交流の促進、賑わいを創出します。</p> <p>② 市民のまちづくりに対する意識を醸成し、生涯を通じて地域で活動できる礎を築くため市民カレッジを推進します。</p>	社会教育課
<p>(4) こどもの読書活動の推進</p> <p>① 「子どもの読書活動推進計画」(令和8年度～15年度)に基づき、関係部署と連携を図りながらこどもの読書活動を推進します。</p>	社会教育課 図書館

【目標9】文化・芸術活動の振興	
<p>(1) 文化振興計画(令和8年度～15年度)に基づいた事業の推進</p> <p>① (公財)習志野市文化スポーツ振興財団及び習志野市芸術文化協会と相互に連携・補完しあい、様々なアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への活動支援等、ホール再建設までの間、停滞させることなく文化芸術振興の展開を図ります。</p> <p>② 市庁舎GF及びIF ロビー並びに大階段を活用し、市民が文化芸術に身近に触れる機会を創出します。</p>	社会教育課

【目標10】文化財の保存と活用	
<p>(1) 文化財の保存と活用</p> <p>① 旧鴛田家住宅茅葺屋根表層葺き替え工事等、文化財の保存・活用に取り組みます。</p> <p>② 生涯学習施設改修整備計画に基づき、埋蔵文化財等の保存・展示機能拡大に向け、(仮称)新総合教育センター再整備に伴い、移転する実花公民館の跡施設における郷土資料展示室開設に向けた基本構想策定に着手します。</p>	社会教育課

【目標11】青少年健全育成の推進	
<p>(1) 青少年の健やかな成長のための多様な活動の場を提供</p> <p>① 自然体験学習の推進について、段階的に習志野市内児童生徒の受入れの充実を図ります。</p> <p>② 習志野市子ども会育成会連絡協議会の解散後の対応として、中高大学生の育成指導者の拡大とリーダースクラブの体制強化を図るための講習会を年3回実施します。</p>	富士吉田青年の家 社会教育課
<p>(2) こども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進</p> <p>① 就学児童を対象に、放課後等の安全安心なこどもの居場所である「放課後子供教室」を新たに実籾小学校に開設します。また、令和9年度からの谷津小学校の開設に向け、運営事業者選定等準備対応を行います。</p> <p>② 若者発案の事業や自宅以外の若者の居場所づくりに必要な要素や機能について調査・研究します。</p>	社会教育課

【目標12】生涯にわたるスポーツの推進	
<p>(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進</p> <p>① スポーツ推進計画（令和8～15年度）と連動しながら「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツを展開します。また、「あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って、スポーツ施策の推進に取り組みます。</p>	生涯スポーツ課
<p>(2) 令和9年度全国高校総体南関東ブロック大会の準備</p> <p>① 高校総体（習志野市は「水球」の会場）実施に向け、令和8年度は実行委員会を設立し、事務事業を遺漏の無いよう進めます。【新規】</p>	生涯スポーツ課

【目標13】家庭教育力の向上	
<p>(1) 家庭教育に関する学習機会の充実</p> <p>① こどもの発達段階に応じた家庭教育に係る身近な悩みなどの解消のために、家庭で実践でき、具体的に学べる講座を開催します。</p> <p>② PTA家庭教育学級や幼児家庭教育学級等では保護者の要望に応じた講座や保護者の負担を軽減し、参加しやすい運営方法等を検討します。</p>	公民館

【目標14】地域とともにある学校づくり	
<p>(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</p> <p>① 学校運営協議会の取り組みについて、学校だよりや学校ホームページを活用した積極的な情報発信により、地域や保護者からの理解を深めます。</p> <p>② 地域学校協働活動を推進することにより、児童生徒が地域に暮らす多様な人と繋がり関わる機会を充実させ、多様な価値観を認め、尊重する心を育みます。</p>	学習指導課 社会教育課
<p>(2) 継続的にスポーツ活動に親しむ機会の確保・充実</p> <p>① 部活動改革では、休日の市立中学校全7校の地域展開を目指し、検証事業を継続します。改革実行期間内に、「民間委託型の地域クラブ活動」の完全実施を目指して改革を推進します。</p>	学習指導課

【目標15】地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	
(1) 地域と連携した防犯・補導活動の推進 ① 青少年のネット被害防止に向けた実態調査等を行い、学校との情報共有を図るとともに、県実施のネットパトロールとの連携を行います。 ② 「子ども110番の家」を拡充させ、学校と地域、行政が協力して児童生徒の安全・安心を守ります。	青少年センター

【目標16】教育関連施設の整備	
(1) 教育・保育施設等の環境の整備 ① 令和8年度から令和15年度までを期間とする「就学前教育・保育に係る市立施設のあり方」に基づき、老朽化等への対策及び適切な教育・保育環境を維持するため、適宜改修工事を行います。	こども政策課
(2) 東習志野こども園大規模改修事業の実施 ① 建築後20年が経過する東習志野こども園の予防改修と教育・保育環境の改善を目的とした大規模改修工事を令和9年度に実施するため、実施設計を取りまとめます(令和7~8年度継続事業)。	こども政策課
(3) 屋敷幼稚園大規模改修事業の具体的検討の開始 ① 令和9年度から長寿命化改修を予定している本大久保第二保育所は、保育を実施しながらの改修が困難なことから、令和9年度末に杉の子こども園に統合する屋敷幼稚園跡に移転するため、具体的な検討を開始します。	こども政策課
(4) 小中学校の教育環境の維持・向上 ① 大久保小学校、大久保東小学校及び第二中学校の改修工事を継続して実施するとともに、鷺沼小学校の移転建替え工事に向けて準備を進めます。 ② 藤崎小学校の長寿命化改修工事のための設計を継続して実施します。	教育総務課
(5) 小中学校及び習志野高等学校のLED照明器具設置工事の実施	教育総務課・習志野高校
(6) 総合教育センターの環境整備 ① (仮称)新総合教育センター再整備に向け、関係各課と連携を図りながら進めます。	総合教育センター
(7) 社会教育施設の整備 ① 市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 ② 東習志野地区公共施設再生における新たな複合化施設となる(仮称)新総合教育センターの再整備に係る実花公民館及び東習志野図書館移転による新施設の仕様について、地域住民や利用団体の意見を踏まえ、必要な機能等を盛り込みます。 ③ 令和13年度を以って閉館となる菊田公民館の代替機能として、旧庁舎跡地活用事業による目的スペース及び今後閉園(R9年度末)予定である津田沼幼稚園舎を活用することについて、利用者及び地域住民への説明会を実施します。 ④ 富士吉田青年の家の長寿命化改修工事を実施します(2か年間の2年目)。	社会教育課 公民館 富士吉田青年の家

<p>(8) スポーツ環境の整備、安全性の維持</p> <p>① 老朽化した施設を安全・安心に利用するため、計画的に施設の整備や改修を行います。</p>	<p>生涯スポーツ課</p>
--	----------------

<p>【目標17】教育行政の効率的・効果的な展開</p>	
<p>(1) 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進</p> <p>① 学校での働き方改革の推進(教員業務支援員配置。教育課程見直しによる放課後時間の確保)を図ります。</p> <p>② 学校徴収金について、保護者の経済的負担軽減に向けた検討の範囲を広げ、教育委員会としての基本的な考え方による公費と私費の峻別に努めていきます。保護者等の負担で学校が購入していたドリル・ワーク・テストについては、AI型デジタルドリルの活用により、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>③ 小学校の平日昼間における地域利用の実証を行います。【新規】</p> <p>④ 教育委員会内に学校問題相談窓口を設置し学校の窓口と合わせて相談を受ける体制を作り、保護者の相談先を増やすとともに学校の負担軽減を図ります。【新規】</p>	<p>学校教育課 教育総務課</p>